

昭和三十八年三月十五日発行

人口問題研究

第 87 号

昭和38年3月刊行



調査研究

- マッケンローの人口理論—その紹介ならびに社会学的・
人口学的検討（3） 皆川勇一 1~24

資料

- 「第7回国際家族計画会議」概況報告 篠崎信男 25~43

統計

- 人口の動態—婚姻・離婚—出産—死亡 44~59

雑報

- 定例研究報告会の開催—研究資料の刊行—館所長韓国視察—館所長第12
回国連人口委員会に出席—外国関係機関からの本研究所來訪者—第14回日
本人口学会の開催—第4回日本老年社会科学会総会の開催—日本統計学会
第30回大会の開催—第7回国際家族計画会議の開催 60~66

厚生省人口問題研究所

調査研究

マッケンローの人口理論—その紹介 ならびに社会学的・人口学的検討—(3)

皆川勇一

Gerhard Mackenroth's Population Theory (3)

Yuichi MINAKAWA

(Continued from No. 86)

In the fifth chapter the principles and some remarks of Mackenroth's population theory will be reviewed in the sociological and demographic contexts. The main work here is to discuss Mackenroth's sociology of *Ausdrucksverstehen* which constitutes the basic frame of reference of his population theory.

In his theory of *Ausdrucksverstehen* Mackenroth laid emphasis on the following three points: 1. *Sinnverstehen* of social phenomena; 2. the grasp of the irrational side of meaning; 3. the grasp of meaning from the whole *Gestalt*.

The first point mentioned above is the emphasis on the dichotomy of sciences emphasizing on the speciality of socio-cultural sciences and opposing a simple application of methods of natural science to social facts.

The second point is the grasp of meaning as unconscious expression of human action opposing the way of rationalistic grasp of meaning represented in Max Weber's *gemeinte Sinn*. By the third point is meant the emphasis on the grasp of meaning from the whole opposing the causal analysis of motives in individuals.

In the background of such emphasis of *Ausdrucksverstehen* in Mackenroth's theory there seems to be the dichotomy in Dilthey's theory, understanding sociology of Max Weber, psychological theory of Klages and *Sozialstil* theories.

The writer reviewed the relations of Mackenroth's theory of *Ausdrucksverstehen* to those theories.

(To be continued)

目 次

は し が き

第一章 表現理解としての社会学

- 1 意味理解について
- 2 表現の二つの側面
- 3 目的と表現
- 4 目的連関と表現連関
- 5 目的理説と表現理説
- 6 意味と因果性
- 7 意味連関の刻印力
- 8 <das Soziale>における表現原理の形而上学

第二章 人口様式の理論

- 1 史的社会学的人口理論
- 2 意味連関としての人口様式
- 3 人口様式と全体社会
- 4 人口様式と経済様式
- 5 人口様式の歴史的性格

第三章 西欧社会の人口様式

- 1 古い（工業化以前の）人口様式
- 2 新しい（工業化段階の）人口様式——その1 歴史的考察
- 3 新しい人口様式——その2 現代的考察
- 4 新人口様式の構成要因
 - (1)生理的要因 (2)性および家族倫理 (3)社会制度的要因 (4)個人的要因 (以上第85号)

第四章 人口と経済

I 工業化以前の資本粗放的経済における人口と経済

- 1 純粹の農業段階
 - (1) 経済人口学的方程式（理論的設定）
 - (2) Urarmut の段階（経験的考察 その1）
 - (3) 工業化以前のヨーロッパ農業の段階（経験的考察 その2）
- 2 原初的な工業的上層部分の成立

II 工業化段階の資本集約的経済における人口と経済

- 1 資本集約的経済における人口（理論的考察）
 - (1) 人口の増加圈
 - (2) あい路問題
 - (3) 古いかみ合わせの解体
 - (4) 技術発展と労働力排除
 - (5) 組織行政部門の肥大化
- 2 ヨーロッパの人口増加の波の経済的基礎（経験的考察）
 - (1) 農業生産性の上昇
 - (2) 工業的上部構造への人口吸収
 - (3) 海外移住と輸出産業の形成
 - (4) ヨーロッパの出生曲線の転換——人口学的空洞の形成

III 将来の人口すう勢

(以上第86号)

第五章 マッケンロート人口論の社会学的・人口学的検討

I 表現理解をめぐる諸問題

1 Dilthey およびドイツ西南学派における社会文化認識

2 Max Weber の理解社会学

3 表現理解の立場・発想の源泉

4 表現理解の検討

(1) Georg Weippert の所説

(2) Werner Ziegenfuss の所説

(3) 表現理解の社会学的諸問題

(4) 表現理解と人口様式

(以上本号)

(以下次号に掲載予定)

II マッケンロートの人口論

第五章 マッケンロート人口論の社会学的・人口学的検討

第一章から第四章まではなはだ大きなスペースを割いて、マッケンロートの社会学理論および人口論の概要を紹介して来た。以上の行論によつても分るように、彼の立論は社会の基礎的把握から人口現象の個々の事実の説明に至るまで、すこぶる首尾一貫した体系的構成をなし、社会学的基礎理論の領域にも人口研究の方法ならびに実証にも多くの鋭い問題把握とちみつな論証がみられる一方、これらの理論実証をめぐる様々の異説に対する尖鋭な論争を提起している。この意味でそれは理論研究と実証分析の相即の数少いすぐれた見本の一つであると同時に、社会科学的認識の多側面にわたる論争書でもあるわけである。そこには人口研究の実証部門における多くの新らしい観点および問題把握が与えられていると同時に、社会科学的人口論が真剣にとりくまねばならない認識論的・方法論的諸問題もまた示されている。

そこで以下マッケンロートの人口研究における理論および実証が提起する諸問題を、彼がそれに依拠しあるいは逆にそれを批判するという相反関係において共に彼の問題提起・理論形成の発端をなした先行思想・理論と関連させながら検討し、彼の理論構想ならびに事実確定の意味と問題点を明らかにして行きたい。その際彼の人口研究の社会学的基礎部分と、人口認識の方法ならびに実証部分とに問題を分けて考える方が、これまでの論述との関連においても好都合と思われる所以、まず最初に人口研究の基礎的枠組を提示する表現理解をめぐる諸問題の検討から入ることにしよう。

I 表現理解をめぐる諸問題

彼の表現理解の構想については、すでに第一章でその大要を示した。ここでの彼の主張の力点は、ほぼつきの三点におかれていた。

1. 社会事象の意味理解 2. 意味の超越論的把握あるいは合理主義的把握に対置される内在的即物的把握 3. 意味の全体の Gestalt からの把握。1 はいわゆる sinnblind な自然科学的方法による社会事象の把握に対する意味理解の主張である。社会事象の意味認識は Dilthey 以来の自然認識と社会文化認識の二分法に由来するもので、ドイツの社会文化科学の基礎理論に広汎な影響を与えて來ている。とくに人間行為の意味理解から出発する理解社会学においては、“意味”と“理解”は、彼等の学問論と研究方法を規定する基礎的範疇として重要な意義をもつてゐた。マッケンロート自身もこの理解社会学の系譜に属する一人であるが、彼はその意味理解において、社会ダーヴィニズムに見られるような“淘汰”と“適応”による社会の超越的意味解釈に反対する一方、さらに重大な意味解釈の

誤まりとして、理解社会学の創始者 Max Weber における“gemeinte Sinn”という意味の合理主義的把握に反対し、無意識で非合目的的な決して合理主義的にはとらえられない意味の側面、すなわち、意味の目的的側面に対する表現的側面を重視し、ここに社会学の中心問題があると考えた。これが表現理解の立場にはかならないが、これと関連して表現理解には今一つの、つまり第三の、全体からの意味把握の主張が加わる。マッケンロートは、これを自然科学における要素的諸部分からの分析的説明に対照される社会科学的認識の特徴と規定すると同時に、Max Weber における意味の合理主義的理解とむすびついた個人主義的動機因果的認識方法に反対し、個々人の社会的行動の *gemeinte Sinn* にもとづく動機因果的理説には決して還元されない社会全体の構造を、むしろ社会的生の形式の形態的統一 (*gestalthafte Einheit*) すなわち社会様式 (*sozial Stil*) の認識から把えようとした。しかも社会様式・文化様式のこの形態的統一は、かれのいわゆる意味の表現連関として存在するものである。そこでここに“表現”と“様式”を基本範疇とする社会・文化様式の表現理解の社会学が成立するわけである。

マッケンロートのこの表現理解の検討に立ち入る前に、いま一度、彼が依拠しあるいは批判した先行諸理論とマッケンロートとの関係を検討し、彼の理解ないしは批判の妥当と限界とを明らかにしておくことが、問題のよりよき理解のために必要であろう。そこで上述の三つの主張にもっとも関連の深い、Dilthey および西南学派の社会・文化認識の立場、Max Weber の理解社会学、さらにマッケンロートの表現・様式範疇の発想の源泉をなす Klages の表現理論、および社会様式論について、簡単にふれておくことにする。

1 Dilthey およびドイツ西南学派における社会・文化認識

マッケンロートにおける社会文化現象の意味把握の主張は、裏返せば計量的・自然因果的方法の社会科学への無媒介の適用に対する批判に他ならない。だが近代における科学的認識の発展において、いちはやく科学的体系と方法を発展させた自然科学は、社会現象の科学的認識にも一つの模範を示すものと理解され、自然科学的方法の社会現象への適用が試みられたことも当然の成行であった。Comte・Mill・Buckle などの歴史研究における自然科学的方法の導入や、Spencer・Taine の連想心理学はその典型的事例といえよう、だが元来人間係数的現象として、自然現象とはさまざまの異質な面をもつ社会現象への素朴な自然科学的方法・法則の適用はそのアンチ・テーゼを生み出さずにはおかないと理解される。Dilthey における自然と精神との対象的区分、および「自然を我々は説明し、心的生活を我々は理解する」⁸¹⁾という方法論的区分は、この自然主義的一元論の拒否を表わしている。Dilthey は人間の生の体験・表現・理解の連関の世界を自然に対する精神の世界として規定した。そして自然は我々に対して黙してかたらず知られないものであるが、社会における事実は内的に理解できるものであり精神科学にとては理解がもっとも妥当な方法であることを主張した。このばあい理解は、内的体験の直接理解という形だけでなく、生の客観的表現である客観態（言葉、身振り、作法、芸術品など）を通しての媒介的理説の形でも行われる。そして生の表示を通しての媒介的理説こそ社会的歴史的全体の理解を可能にする。だが彼は、社会・歴史の全体の総合認識を主張したのではなく、生の体験・表現・理解としての歴史的社會的現実を、個人・文化体系・および社会とその内部の個々の団体の外的組織としての共同体に分け、それぞれを対象とする個別的精神諸科学の必要をといた。そして歴史的社會的現実の全体認識は存在せず、歴史的社會的生の連関の全体は、精神諸科学の各々の探究する個別的連関に解体され、この部分認識の認識論的自己省察（いわゆる歴史的理性）による相互関連の認識から全体認識が漸次実現されると考え、Comte・Spencer のような総合社会学の原理的不可能・不必要をとき、ただ社会の外的組織に関する精神科学の一つとして社会学をみとめた。それは社会関

係のもとで人間の心的生活がとる諸形態を研究する科学であり、Simmel の立場に近似している。

単に自然と精神の二分論にとどまらず、体験・表現・理解の関連に関する Dilthey の理論が、マッケンロートに直接多くの影響を与えていることは、すでに第一章でみた通りである。社会学の問題領域に関する Dilthey の対象規定は、いちぢるしく形式社会学的なものであったが、彼が「個体・共同体および生と精神とが宿っている作品」⁸²⁾などに表出されるものと考えた生の客観態 (Objektivation des Lebens) の概念は、マッケンロートにおける社会的生の形式の範疇の直接の母胎をなしたと考えられる。

ただここで注目されるのは、Dilthey における自己を表出する生は、人間の意思・感情・知性が切り離されず連関的に働いている全人間本性の経験そのものであるが、マッケンロートはこれを Das Seelisches として規定していることである。これと関連して生の諸々の表現である客観態も、Dilthey のばあい、客観的精神（もちろんこのばあい、それはヘーゲルにおけるような超越的概念ではなく、人間の体験に密接な関連をもち経験的内在的に把握しうるものである）として把握されているが、マッケンロートはもっぱらその靈的表現としての意味を強調する。

マッケンロートのこの規定が Klages の影響によるものであり、Dilthey 理論よりのこのような分離が Weippert の批判的基本的問題点となることは後に述べる。

自然←→社会の二分論は、さらに西南学派の Windelband, Rickert によっても主張されている。西南学派のばあいは、Dilthey が対象区分から出発するのに対し、認識の方法的差異を強調するものであることは、ここであらためてとくまでもない。西南学派のこの考えは、マッケンロートとは直接のつながりはないが、西南学派の認識論が理解社会学の形成者である Max Weber の方法論とくに Ideal-typus の概念に大きな影響を与えた点が重要である。

〔注〕 81) Wilhelm Dilthey : Gesammelte Schriften V. 180ページ.

82) Wilhelm Dilthey : Gesammelte Schriften VII. 146ページ.

2 Max Weber の理解社会学

Max Weber は「Wirtschaft und Gesellschaft」の第一章社会学の基礎概念において、社会学を「社会的行為を意味的に理解し、これによってその経過と結果とを因果的に説明しようとする一つの科学」⁸³⁾と規定した。ここには社会学の対象と方法について三つの重要な指摘がなされている。すなわち社会学は社会的行為についての科学であること、社会学は行為の意味を理解する科学であること、さらに行為を因果的に説明すること。

Weber 社会学の出発点は個人とその行為である。「理解社会学は、個人とその行為を基本的な単位として考察する。もし異議の多いことを覺悟でひとたびかかる比較を敢えてするならば、「原子」として考察する。この方法においては、個人はかくて一番の限界点であり、意味をふくんだ行為の唯一の荷い手である。……一般的にいえば、「國家」、「社会集団」、「封建制」やその他の類似の概念は、社会学にとっては人間の相互関連行動の特定の範疇をあらわすのである。したがって、これらの諸概念を「理解可能な」行動へ、すなわち関与した諸個人の行動へ例外なく還元すること、これが社会学の課題である」。⁸⁴⁾

マッケンロートによって非難されることになるこの方法的個人主義⁸⁵⁾の強調は、個人や制度などを「時代精神」あるいは「世界理性」などの表現として、より包括的な全体から説明しようとするヘーゲル・ランケ以来の伝統さらに直接には彼の歴史学派に対抗して行われたものであり、Dilthey における理解もまさしくこのような伝統を継承していた。

ヘーゲル的な超越的概念の肯定に反対し、歴史的・社会的生の総合的把握を否定したにもかかわらず、歴史的理性における認識論的自己省察による部分認識の共通基礎の分析的自覚からの全体認識への前進が Dilthey の課題であった。つまり彼のばあい部分認識はあくまで全体関連の内における部分認識を意味した。

なお Weber のこのような態度の根底には、経験科学における総合的把握を拒否する実在の無限な多様性という Rickert 的な認識論が前提されている。この点は理念型の説明のさいに再論したい。

Weber における理解の方法は、この意味で Dilthey におけるそれと正に逆の機能を与えられるのであるが、理解そのものの内容も Dilthey のばあいよりさらに限定されたものとなる。もちろん Weber においても理解はあくまで道徳あるいは文化科学に独自な方法であり、人間行動およびそれに関連した意味的世界に対してのみ適用される。だが Dilthey のばあい、それは生の体験あるいは表現の理解であったが、Weber の理解の対象は、行為者または諸行為者によって主観的に思われた意味に限定されるのである。

社会学が対象とすべき行為を、このように主観的に思われた意味とむすびついた行為に限定する態度は、Weber 社会学の第二の特徴すなわち方法的合理主義⁸⁶⁾につらなるものと考えられる。Weber のこの規定により、社会学的理解の対象は、人間の行為に関聯した一切をふくむ Verhalten のうち、理解され得る意味と結びついた行為、すなわち Handeln に限定される。彼はこのような有意味的 Handeln と対照的な gemeinte Sinn と結びつかない行為の極限概念として、「まったく反射的な Sichverhalten」を指定しているが、Weber も指摘するように実際には両者の境界はまったく不明確なものであり。彼自身も単なる模倣、まったく伝統的な型に従って行われる行為、まったく激情的な行為も、有意味的に方向づけられた行為の限界内に入るばあいもあると考えている。だがここで Weber の意図は、マッケンロートの指摘のように、行為の意識的合理的側面の理解を、彼の理解社会学の中心にすることにあったとみてよい。

なおこのような行為の主観的に思われた意味からの理解が、Weber における行為の動機的理をも規定していることも、一言しておく必要があろう。すなわち Weber では、行為の思われた意味を中心に、この思われた意味と結びついた行為に対し目的手段の関係にあるもののみが意味理解の対象とされ、それ以外の現実や状態は、没意味的な現象としてただ人間行為の機縁・結果・促進または阻害として考えられるに止まる。すなわち主観的にはかならずしも目的ないし手段として意識されずしかも行為の決定に参与している客観的諸条件や、行為のもたらす客観的諸結果は主観的に思われた意味と結びつかない没意味的なものとして意味理解から排除されることになるわけであるが、このような主観主義的行動理解から、行動の動機因果的把握が生ずるのは当然であろう。マッケンロートは、Weber における動機因果の考え方が、意味の合理主義的把握から生じたと考えているが、筆者はむしろそれが彼の主観主義的行動観に基づくものと理解する。

さて、理解社会学の対象規定においてすでに明らかにされた Weber の方法的合理主義の態度は、社会的行為の類型区分にも貫ぬかれている。Weber は社会的行為の類型を、行為とむすびついた「思われた意味」における動機連関にしたがい、目的合理的・価値合理的・感情的・伝統的の四つに分類したが、それは行為の目的、手段および副次的な結果の合理的考量の度合を基準として区分されたものであった。ここで目的合理的行為に、行為理解における最高の Priorität が与えられていたことは明らかである。何故ならそれは「外界の対象についての、また他人の Verhalten についての期待を通して、またこの期待を合理的にえらんだ結果のための条件または手段として利用することにより、固有の目的をとげようとする行動」⁸⁷⁾として、いいかえれば、自分の選んだ固有の結果をうるために

どんな手段と条件が最適であるかをたえず考える、すなわち行為を目的手段の系列において計量する行動として、それについては知的明証をともなった理解が可能であり、その経過も一義的に理解できるという方法的長所をもっているからである。Weberにおいては、合理的に方向づけられた目的行為の解明は、それぞれ適用された手段の理解にとって最高度の明証をもっており、それ故、それはあらゆる種類の非合理性によって影響される現実の行為を、純合理的態度のばあいに期待される経験からの偏倚として理解するのに役立つものと考えられていた。理念型による行為分析も、このような方法的合理主義から出発するものであることはいうまでもない。

Weberにおける理解がこのような特徴をもっているにしても、彼が Dilthey 以来の自然科学↔文化科学の二分論を、その根底において継承していることは明らかである。だが社会文化事象が自然事象とその性質を異にするにしても、それ故に文化科学が個別的・一回的なものを研究する個性記述の学にならねばならぬとするなら、社会文化認識における法則性は如何にして確保されるだろうか。一面における特殊歴史的諸問題への深い関心にもかかわらず、Weberは因果的説明を科学の法則性・客觀性確保のために不可欠なものと考えた。とくに普遍化的文化科学として、社会現象における類型的・反覆定型的要素を対象とし、事象の普遍的規則を求める社会学のばあい、法則性の確保が重要な意味をもつことはいうまでもない。第三の社会的行為を因果的に説明するという規定は、自然科学におけるような要素化数量化をともなう因果認識の困難な文化科学における因果性設定の要請にこたえるものであった。先き廻りしていえば、Weberは一方において自然的因果乃至法則的因果と類的乃至個別的因果を基本的に区別し、後者については客觀的可能性判断 (Das objektive Möglichkeitsurteil) を媒介とする帰属的因果 (zurechnende Kausalität) により、必然的因果 (notwendige Kausalität) から区別される、適合的因果 (adäquate Verursachung) が成立すると考えた。そしてその際社会事象においては、自然事象ことなり動機連関が、この因果認識のプロセスの必須の要件とされた。何故なら、人間の行為を対象とする社会科学においては、自然科学におけるように、単に事象の表面の観察だけによって因果の説明がなされるばあいにくらべ、理解的説明にまですすむことができる。これこそ社会学的認識に個有の特性であるが、この理解的説明こそ、行為者の内的経験に立ち入り動機にまでさかのぼった行為の理解に他ならないからである。したがって行為を因果的に説明するとは、行為と結びついた *gemeinte Sinn* における動機の意味連関における適合的因果を確定することに他ならない。

このような社会的因果の確定において、所謂理念型の設定が重要な意義を荷うことになる。だが理念型は単に因果確定の手段としてのみならず、社会文化研究の全過程において、重要な役割を果すものであるから、ここでその概念と一般的意義について少しくわしくふれておくことにしよう。Weberにおける理念型の概念を理解するためには、ドイツ西南学派の一人 Heinrich Rickert の認識論にまでさかのぼってみなければならない。それは理念型の発想の源泉であるだけでなく、Weber 社会学の先にあげた特色すなわちその個人主義的合理主義的アプローチをも根本において規定していると考えられる。

Rickert の自然↔文化認識の差違に関する根本思想は要約すればつきの様なものである。すなわち感覚的に認識できる世界は無限であり、いかなる認識も世界をそのまま復元することは出来ない。それ故科学は物理学のように不斷の繰り返しにもとづく普遍的なものを選択するか、或いは歴史学のように価値と関連しわれわれの興味をひくものを現実から選択するか、のいずれかによってこの無限性を克服する。このようにして普遍的法則を追求する自然科学と、個性的価値を荷う一回的出来事を探究する文化科学との対立が生れる。

Weber は、この認識可能な世界の無限性と価値関係づけ (Wertbeziehung) にもとづく選択の思想を Rickert からひきついだ。だが彼は歴史把握の独自性と客觀性を同時に論証しようとする。この要請に答えるものが理念型に他ならない。社会文化事象の認識において、人は各人のもっている価値理念の光で社会現象を照し、光のはねかえってくる部分、つまり各人の「関心」に値する部分を切りとってくるが、このえらび出された実在の一側面を、思惟において一面的に高昇し、内的に矛盾のない整合的な理念像に構成したばあい、これを理念型という。したがって理念型は、一つの思惟によるユートピアであり、個々の現実とは合致しない。それは実在類型ではなく純粹な思惟像を意味する。だが文化生活そのままの客觀的分析は存在しない。文化科学的研究は、こうした理念型を構成することにより、使用概念の一義的な明確化が可能となり、それによって現実の特徴づけを適確に行うことができるようになるし、（理念型の術語的機能）また理念型を起点として現実の姿を測定あるいは比較し、（比較的索出的機能）また社会的現実における因果適合を明らかにすることにより、（因果帰属の手段としての機能）法則的理解に達することが出来る。

理念型は Weber のばあい、このように文化・社会科学における概念・範疇形成から、現実の比較分析、さらには因果関係の確立に至る研究の全過程において重要な役割を果すものとして考えられている。事実 Weber のすぐれた一連の包括的歴史社会学的研究は、この理念型の巧みな使用の上に行われたものであった。たとえば近代資本主義（賤民資本主義に対する産業資本主義）、プロテスタンティズム（预定説・恩寵説・禁欲主義）などについての理念型から資本主義の成立を説明したことは、有名なその一つの事例である。

理念型の設定は人間行為の意味理解および因果説明においても、もちろん重要な役割をもっていた。理念型の設定が、現実行為の理解の手段としても、また社会的行為の分類のばあいにも重要な機能を果すことは明らかであろう。現実の行為におけるさまざまの非合理的要素や外的事件の偶然的干渉による歪みや妨害など、意味とは関係しない諸側面を思考的に切り離すことにより、それらがもたらす一切の歪みや妨害をとりさって、はじめて我々は最高度の明証をもった合理的な行為を設定することができるが、これは合理的な行為の理念型にほかならない。しかもこのような合理的な行為の理念型を設定することにより、行為に影響するあらゆる非合理的な感情的に制約された態度の意味連関も、純目的合理的な経過からの「偏差」として研究し敘述することが出来るようになる。Weber の社会的行為の4つの分類も、行為の目的手段への方向づけという観点から思惟的に形成された純粹に概念的な理想型であり、実際の行為が、せいぜいこれらに多少とも近似しているか、あるいはこれらの混合として存在していることは、Weber も指摘した通りである。それにもかかわらず、こうした行為の方向づけに関する理念型の設定は、現実の行為の比較分析に非常な有効性をもつことは論をまたない。

それでは最後に社会的行為の因果理解における理念型の果す役割についてふれておこう。その前に行為における因果関係とはそもそもどのようなものだろうか。

行為の思われた意味の理解について、Weber は意味の現実的理性和説明的理性和を区別する。このうち説明的理性和によって、我々は行為の行われた意図ないし所以、要するにその動機から行為を理解する。Weber は動機を「行為者自体ないし観察者からみて、行為の有意味な根拠 (Grund) と思われる意味連関」と定義しているが、このような動機の把握、すなわち理解的に解明しうる動機決定の意味連関のうちに、行為の思われた意味を組み入れることが、行為の動機的因果帰属にほかならない。そこで Weber のばあい行為の経過は原因—結果の関係から、動機—結果の関係として理解されることが注目される。

さてこのような社会的行為の動機的因果帰属につき、Weber はつきのように述べている。

「具体的行為の正しい因果的な解明とは、その外的経過と動機とが的確であり、同時にその連関が有意味的に理解的に知られることを意味する。類型的行為（理解される行動型）の正しい因果的解明とは、類型的とされる経過が（ある程度において）意味適合的に現われるとともに、（ある程度において）因果的に適合的として確定されることを意味する。意味適合性を欠くとすれば、経過の（外的、心理的を問わず）どんなに著るしい、また数的にその蓋然性が正確に示されるような規則性をもつとしても、それだけでは理解しえない（あるいは不完全にのみ理解される）統計的な蓋然性をあらわすだけである⁸⁸。他方、社会学的認識そのものの意義からしたならば、最も明証的な意味適合性も、行為が事実的に相当程度の反復性または近似性（平均的にまたは「純粹」なばあいにおいて）をもって、意味適合的な経過をいつも示す一つの（とにかく附与の）チャンス存立の証明となる限りにおいて、正しい因果的な表示とされる。社会的行為の理解される思われた意味に合致する、かかる統計的な規則正しさだけが、（ここで用いられる語義における）理解される行為型、すなわち社会学的規則（soziologische Regeln）である。」⁸⁹

Weberは以上のように、理解されずただ観察されるのみである自然科学における必然的因果とはことなり、人間行為の意味理解によって成立する理解社会学における因果性を、いわゆる因果的適合のほかにさらに意味的適合がそなわったばあいにはじめて成立するものと考えた。これを適合的因果とよぶことは前に述べた通りである。すなわち、自然科学における必然的因果とは、そのもっとも厳密な意味において、事象間の共存継起関係が、つねに例外を許さずに成立することを意味するが、たとえこのような厳密な関係ではないにしても、社会事象においても事象の共存継起が蓋然的な意味で成立しているばあいがある。だがこのような経験規則が存在したとしても、我々の普通の思考習慣から正しいと見似され得るような類型的連関として、意味的に理解しうるようなばあいでなければ、つまりそれが意味適合性をもつことはできない。それは社会学的規則とはならないのである。

このような意味適合性の判断を、Weberは客観的可能性判断とよぶ。客観的可能性判断は、ある状況（条件複合体）の下である事象の成立しうる可能性がどこまであるかを示すものである。この可能性は一般に一義的には示し得ず、この点確率と同様であるが、人間の行為に関するばあいには一般に明瞭な数値的表現をもつことはできない。Weberはこれを Chance とよんでいる。

このような Chance の判断すなわち行為の客観的可能性判断のためには、(1)心理実験 (2)統計 (3)社会学的比較研究 (4)思考実験などの方法が用いられる。この内(1)はごく特殊なこれに適合したばあいだけに、また(2)は計量することができその帰属がはっきりしている大量現象のばあいにだけ用いられるにすぎない⁹⁰。(3)は「動機」「機縁」をことにした諸現象の比較として社会学の重要な課題であるが、成果はなお少い。そこで因果帰属に達するには、「思考的実験」という不確実な手段だけが用いられる。すなわち動機決定連鎖の個々の要素を思考的に押しそすめてそこに起りそうな経験を構成することによって、それを検討する。だがこれも理念型の適用に他ならない。すなわち我々は行為の因果帰属を、それと結びつくと考えられるあらゆる可能な因果関係の理念的設定による Kasuistik により検討し、因果帰属の客観的可能性判断を行うことにより、意味的に適合的 (sinnhaft adäquat) な動機を発見することができる。これがさらに経験的にも検証され因果的に適合的 (kausal adäquat) であることが検証されたばあい、行為における因果性がはじめて証明されることになる。もちろん(1)～(3)においても、検証るべき個々の動機的因果帰属において理念型が概念装置として大きな役割を果すことはいうまでもない。

Weberにおける因果帰属の論理的構造はほぼ以上のようなものだった。Weberを直接対象としない本稿ではあまりに微に入り過ぎた観もないではないが、これはマッケンロートの様々な批判にもか

かわらず、彼にくらべて Weber の科学論的構成が、ともかく自己の視点の内において如何に精緻であったかをここに少しでも示しておきたいという筆者の意図も加わってのことである。

以上マッケンローントが批判するような Weber 社会学の特徴が、いかなる論理構造のもとに成立したものであるかを、本稿に関連する範囲でごく簡単に明らかにした。Weber が提示した行為の意味理解の方法については、とくにアメリカ社会学における Lundberg, Dodd などの量化主義の立場からの猛烈な批判がなされたし⁹³⁾、また原子論的な個人の態度や行為を分析の出発点とする彼の名目論的接近方法（方法的個人主義）も、社会集団や社会構造の構造的特質を十分に把握しえない、したがってその分析は個人や社会の部分認識にとどまり、類型原子論といわれるようにならぬ多分に断片的であって真の全体認識にならないばかりでなく、歴史的社會における法則的發展を否定し、發展の論理に基づけられない個別事象間の因果認識にとどまる、そして以上のような欠陥の根本をなす理念型による類型化的認識方法の合理主義のために、彼の立場がいちじるしく合理主義的偏向を示している、などの批判が行われている。だがここでは Weber 理論のマッケンローントとの関連を明らかにすることだけが目的であるから、これらの批判的論点の個々にわたる検討には立ち入らない。

Weber の理解社会学は Sombart にも共鳴者を見出し、さらに1920～30年代に若干の同調的労作が現われたが、その後はほとんど継承者が見当らない。Weber の労作全体の歴史的包括的性格にもかかわらず、理解社会学における方法論的立場は、いちじるしく微視的心理主義的方向に力点がおかれて、その意味では Simmel・Wiese の形式社会学と非常によく似た構成をとっているが、形式社会学がワーマール体制下のブルジョアデモクラシーの時期に一斉に開花したにもかかわらず、1930年代初めの世界恐慌を契機とする資本主義の全般的危機への本格的突入・ナチスの擡頭とともに急速に退潮し、社会の全体的歴史主義的把握を志向する現実主義的な文化社会学にとって代られたと同じ運命を、理解社会学もまた辿ったといえないこともない。むしろそれは行為の社会学的理論に道を開いたものとして、アメリカ社会学における社会心理学的な行動研究や、Talcott Parsons の社会学理論などに大きな影響を与えていている。

- 〔注〕 83) Max Weber : *Wirtschaft und Gesellschaft*, 1 ページ.
84) Max Weber : *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, 415 ページ.
85) Weber の個別化観察は、決して個人主義的な価値判断にもとづくものではなく、われわれが最も理解し易く親近な行為は、個々人がそれに附与した意味に結びついた行為に外ならない故に、個人は行為の理解の上限でも下限でもない唯一究極の単位なりとする根本的立場の方法的要請にもとづいている。かくて彼は社会事象を個別の行為に還元し、たとえば國家や諸團体をその成員の行為の可能性(Chance)に関連させ、つぎに行為者が他人の態度に關係し方向づけられている主觀的意味に即して、それらを理解し説明しようとするのである。
86) 目的合理的な行為を規準にして、多少とも非合理的な行為の経過を偏り—妨害歪曲…として理解するのが、Weber 社会学の特徴である。だがこのような方法も個人化的方法と同様それはまったく方法的評価にもとづくものであり、目的合理的行為が、もっともよく理解されうる可能性と意義性をもち、経験規則を導出することが容易だからであって、合理的なものが事實上生活においても優先していると考えているのではない。
87) Max Weber : *Wirtschaft und Gesellschaft*, 12 ページ.
88) Weber はこのような意味適合性を欠いた連関を偶然的連関 (zufällige Verursachung) とよび、適合的連関 (adäquate Verursachung) に対置している。
89) Max Weber : *Wirtschaft und Gesellschaft*, 5～6 ページ.
90) ここで人間行為の法則理解に対する諸科学の役割についての Weber の考え方をつけ加えておこう、

人間の行為を対象とする歴史学に特に必要なのは、「一般に人間は所与の状況においてどのように反作用するをつねとするか」ということに関する知識である。しかしあれわれはこれに対する解答を心理学ないし社会心理学に期待してはならないと彼は考える。一般に文化科学にとっては価値関係的にきりとられた実在の側面だけが問題であり、したがってこの側面に関する法則一したがって多くの普遍性を期待しえない法則一が合目的である。それゆえここでは法則の認識価値というものは、数量化的な自然科学に適用されるような〔普遍化的な〕記述・体系構成の要求に妥協して具体的歴史的な *Gebilde* の理解を目指すことを犠牲にすることが少なければ少ないほど、また、自然科学の諸部門がその目的のために要求するような、一般的前提を取り入れることが少なければ少ないほど、それだけ大きくなるのをつねとする。しかるに心理学は普遍化的に一もろもろの文化要素の価値関係的相違にかかわることなく一精神現象を説明しようとするから、われわれはこれに当面の問題の解決を期待し得ない。(Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre, 113 ページおよび 276 ページ)

ここで直接問題にされているのは、心理学の社会・文化認識における方法的意義の問題であるが、さらに心理学によって代表される自然科学的思惟と社会文化認識の異質性を前提とする、自然科学的思惟の社会・文化科学への導入の限界が理解される。もちろんここで両者間の異質性を Weber のようにとらえるべきかどうかには問題はある(筆者は自然認識と社会・文化認識は基本的には差違がないと考えたい)が、一方では自然科学的思惟を *sinnfremd* なものとして排除しながら、他方においてこれを、事実把握の好便な手段として“表現”と“様式”的範疇のもとに安易にとりこんでしまう、マッケンロー卜にくらべ、この Dichotomy をめぐる問題の考察についてはるかに示唆するところが多いように筆者には思われる。

- 91) 社会・文化事象研究における理解範疇の設定は、Dilthey 以来ドイツの哲学・社会科学界における常識といってよいほどであるが、このような自然と社会の Dichotomy は、とくに社会調査や統計の領域を通して自然科学的思考法が、社会科学的方法論、とくにその研究手段の内にしみこんでいるアメリカにおいて多くの反対論をうみ出した。F. S. Chapin の社会学的計測の理論、L. J. Moreno を中心とする社会計量学、さらに G. A. Lundberg, Dodd, Ogburn, における計量的統計的方法の意義の強調、などはそれを代表するものである。マッケンロー卜が批判した行動主義も、こうした量化主義的社会把握の典型の一つであった。

このような傾向に対して、Cooley・Mac Iver などの内省的理解的方法を重視する立場もあり、1930 年代には Mac Iver の量化主義批判をめぐり、方法論論争が行われたが、計量主義がアメリカ社会科学的思惟の主流をなしていることは現在もかわらない。

社会科学の method論におけるドイツ的思惟とアメリカ的思惟とのあいだの対立に関し、実は両者の考える方法論のレベルに大きなへだたりのあることが注目されねばならない。ドイツ的思惟における方法とは、科学の本質・性格・その対象領域、概念や法則さらには認識論的立場や範疇組織などを問題とする基礎学問論における方法である。実際の個々の研究を方向づけ、それによってえられた発見事実・経験規則を体系理論に整序することをその機能とする基礎的方法論のこの領域では、自然と社会の対象的異同およびそれに対応する範疇形成や基本的分析方法における異同が検討されねばならぬが、自然と社会の Dichotomy をどこまで押し進めるかは別として、理解の範疇はこの領域では大きな意義をもちらることは明らかである。ところが一方科学研究が、実際の研究過程において必要とする操作的手続・手段・技術の体系・形式論理、実験、統計、調査、分析法などをとりあげる研究手段としての方法論においては、量化的な方法の適用と制限などが当然問題となる。

しかも学問論と研究手段論とは本来相即的な関係において形成展開るべきものであるが、Mac Iver も指摘しているように、ドイツ的思惟においては、学問論としての method論意識が過剰であり、アメリカ的思惟においては研究手段としての method論意識の過剰がみられたことに、この喰いちがいの大きな理由があるようと思われる。だがそれ故に研究様式(=学問論)と研究手段の相互関係を吟味し、それによ

って理論と実証の相即的発展をはかることは社会学の重要な課題でなければならぬ。表現理解としての社会学を、その人口研究の分野における実証と結びつけたマッケンロートの労作も、理論と実証の意識的結合の貴重な事例であり、その結合の妥当と制限を吟味することは意義があると考える。本稿でも、これは筆者にとって一つの重要な課題をなしている。なお以上の論旨は研究様式と研究手段の対応相互依存の検討の必要を提唱し、Max Weber 理論の検討に、そのすぐれた見本を示された中島竜太郎氏の論文：社会的因果設定の論理：社会学評論第4巻1・2号の発想に負うところが多い。

なおアメリカ的思惟を代表する理解的方法の批判としては、Theodore Abel : The Operation Called Verstehen, American Journal of Sociology Vol. 54, 1948~49 を参照されたい。

彼はここで、研究方法として理解が実際に果す機能について検討し、それが問題の予備的分析、作業仮説の形成には役立つが、その実際的応用においては、それが個人的経験からひき出された知識に依存しており、新しい知識を与えてくれず、また検証の手段をもたないため、実験・比較研究・大量事象の統計操作、などの客観的方法にくらべ副次的意義しか持ちえないと結論している。

3 表現理解の立場・発想の源泉

マッケンロートの表現理解としての意味把握の出発点は、gemeinte Sinn を中心とする Max Weber の以上のような理解社会学の構成全体の批判であった。Weber および Sombart の批判は、Sinn und Ausdruck の第一部 Das Sinnproblem in einigen Richtungen der neuen Soziologie の第5章 Der Sinnbegriff der deutschen "verstehenden Soziologie" で詳細に展開されている。ここで彼はまず Weber 的な意味理解の対象規定によって、何が彼の視野から排除されることになるかを検討する。

Weber の意味理解の対象は個人または個々人の有意味な行為である。この規定によって社会形象 (soziale Gebilde) およびそれに附着した行動様式 (Verhaltenskonstanten) がまず意味理解の視野から排除される。Weber の個人主義的名目論的立場では、これらは個々人の特殊な行為の経過および連関であるにすぎないから、Brauch; Sitte; Mode und Konvention; Staat; Markt などの社会形象やそれとむすびついた行動様式の意味問題は Weber 的視角ではとらえられることになる。

このような行為の個人主義的把握に加えて Weber の「行為者および諸行為者によって思われた意味にしたがって他人の態度に方向づけられている行為としての社会的行為」の概念から多くのものがしめだされる。多数者の類似した行為・他人の態度によって影響された行為などは、他人の態度に方向づけられていないものとして排除されるし、さらに主観的に思われた意味と結びついた行為という規定から、単なる統計的規則性としてしか把えられない純粹の行動様式、全く反射的な主観的な意味と結びつかない態度、さらに単なる模倣、厳密に伝統の型に即して行われる行動、厳密に激情的な行動の多くの部分が、思われた意味の彼岸にあるものとされる。

だがさらに重要なのは Weber の視角からは、行為における思われた意味以外の側面がまったく排除されてしまうことである。たとえば Weber が現実的理解の内に入れている怒りの発作は、決して思われた意味の理解ではない。何故なら怒りの発作の意味は當人によって意識されない表現行為の Gestalt にのみ表われるものであるから。

このような意味理解の対象規定にとどまらずそれと関連した行為の動機的因果的理義も、Weber における意味理解を狭める結果となった。それがしばしば名目上の、合理化された動機理解にしか達し得ないことは、Weber 自身も認めているところである。

かくて Weber 的な意味理解の視角から、Weber 自身が考えていた以上に多くの問題がしめだされていると、マッケンロートは考える。そしてむしろ Weber における意味理解の限界外にこそ、意味理解にとっての重要な問題を見出す。「"gemeinte Sinn" は社会学的に重要な問題をカバーし

ない。」(Sinn und Ausdruck 80 ページ) マッケンロートにおける社会学的意味理解の中心問題は、gemeinte Sinn の視野の外にある意味の表現部分にあることは第一章にのべた通りである。

だが Weber における意味理解の偏狭さは、以上のような意味問題に対する個人主義的・合理主義的・動機論的視角だけによって制約されただけではなく彼が行為の意味理解において採用した理念型的方法によってますます強められることになった。マッケンロートによれば、行為の意味理解のために目的合理的行為の理念型を設定し、現実の非合理的行為を、この一義的な、最高度の明証をもった合理的行為の経過からの偏差として理解しようとする態度は、社会をあたかも目的合理性によってくみたてられているかのように (“Als ob”) 解釈する試みに他ならない。(Sinn und Ausdruck, 83 ページ) しかしこのような方法論も、基本的には Weber の合理主義的視角によって規定されていることはいうまでもない。

さて意味問題の Weber 的把握に対する以上のような批判が、マッケンロートの表現理解への方向を根本的に規定したものであった。行為の意味の Zweckschicht と Ausdrucksschicht・Zweckzusammenhänge と Ausdruckszusammenhänge からの二面把握、およびこの両極論的把握における一貫した表現部分の強調、理解社会学の基本的問題領域としての社会的生の形式の表現理解の強調、意味の動機因果的理説に対する意味連関の刻印作用の強調などの発想の源は、すべて Weber の合理主義的、個人主義的方法に対する反撥から出発している。

だが表現理解の立場をさらによく理解するためには、Klages における表現理論⁹²⁾、および社会の形態的統一の把握としての社会様式に関する多くの理論ならびに実証研究⁹³⁾とマッケンロートとの関連を考えねばならない。とくに Klages の表現理論のマッケンロートへの影響は非常に大きい。生の表現ならびに理解に関する Dilthey の理論のかなりの部分が、マッケンロートに継承されていることはすでに述べたが、Dilthey における表現者が Geist であったのに対し、マッケンロートにおけるそれは Das Seelische として規定されていた。これは Klages の表現理論のそのままの継承に他ならない。Seele を Geist に対置し、現実を Seele の表現としてとらえることが Klages の表現理論の基本的課題であった。さらに行為の表現部分および表現理解に関するマッケンロート理論の積極的展開においても、Klages の多くの発想がとり入れられている。表現連関の相貌学的性格も、Klages がその表現研究において指摘したものであった。マッケンロートの表現理解の中核をなす、社会的生の領域における意味連関の刻印作用が、Klages の個人的生の領域における理論の社会領域への応用であったことは、とくに重要な意味をもっている。

以上のような Klages の表現理論につけ加えて、社会的生の形式の領域における表現連関を証明する素材として、さらに文化や経済形態に関する様式研究が、マッケンロートの社会様式の理論に大きな影響をおよぼした。

かくて、Dilthey の生の体験・表現・理解の理論および Max Weber の理解社会学の批判的摂取と、Klages の表現理論の社会領域への適用、社会の形態的統一を証明するものとしての様式研究の利用の上に、マッケンロートの“表現”と“様式”とを基本範疇とする表現理解の理論が形成展開されたのである。

〔注〕92) Klages の表現理論については、つぎのような著書がある。

Die Probleme der Graphologie, 1910.

Die Grundlagen der Charakterkunde, 1926.

Der Geist als Widersacher der Seele, 1929～1932.

Vom Wesen der Bewusstseins, 1933.

- Grundlegung der Wissenschaft vom Ausdruck, 1936.
- Die Sprache als Quelle der Seelenkunde, 1948.
- 93) Heinrich Bechtel : Wirtschaftsstil des deutschen Spätmittelalters. Der Ausdruck des Lebensform in Wirtschaft, Gesellschaftsaufbau, Kunst von 1350 bis um 1500, 1930.
- H. Friedmann : Die Welt der Formen,
System eines morphologischen Idealismus, 1930.
- Alfred Müller-Armack : Genealogie der Wirtschaftsstile, 1944.
- Alfred Müller-Armack : "Zur Metaphysik der Kulturstile" in Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft, 105 卷 I 号
- Gerhard Weisser : Freiheitlich-sozialistische Stilelemente im Leben der Arbeiterschaft, Eine soziologische Untersuchung, 1948.
- Hans Raupach : Bauform und Raumordnung als konkreter Wirtschaftsstil, in : Festschrift für Georg Jahn, 1950.

4 表現理解の検討

以上マッケンロートの表現理解の立場が形成されるまでの経緯を概略辿ってみた。“表現”と“様式”を中心とするこの表現理解の理論を社会学論として検討し、それが人口研究の方法論ならびに実証部分とどのように結びつかかを検討することがつぎの課題となる。

これにとりかかる前に、マッケンロートの意味理解が提起する社会学的諸問題を検討する手掛りとして、マッケンロート理論に関する二つの社会学的論評をとりあげてみたい。その形成者 (Max Weber) の偉大な名声にもかかわらず、戦後ドイツにおいてもその正統的継承発展がほとんど行われていない理解社会学の脈絡に属する労作であることにもより、多くの意味でそこぶる問題をはらんでいるように思われる彼の著書 *Sinn und Ausdruck* に関する論評は非常に少く、私の眼にとまつたのはつぎにあげる三つのものだけだった。

- ① Georg Weippert : Sinn und Ausdruck in der sozialen Formenwelt-Zu dem gleichnamigen Buch von Gerhard Mackenroth
Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, Band 66 Heft 2, April 1954
- ② Werner Ziegenfuss : Aの II の 8. Soziologie als Verstehen von Gestalten im Wandel des geschichtlichen Lebens und der sozialen Formenwelt, Werner Ziegenfuss 編 Handbuch der Soziologie, 1956 年
- ③ Ernest Manheim : Sinn und Ausdruck in der sozialen Formenwelt by Gerhard Mackenroth, American Journal of Sociology, Volume 59 Number 5, March 1954

この内①と③はマッケンロートの書評としてかかれたものであり、③はドイツの社会学教科書（といっても 1,200 頁余りの大冊であるが）の内で、Ziegenfuss がドイツにおける社会学の諸傾向について論じている A—II Wesen und Formen der Soziologie の内の一節である。

①の Weippert の論文は、戦後における理解社会学の数少い継承者の一人として、意味とか理解とかいう範疇には理解が深く、その意味でその批判はそこぶる内在的で、マッケンロートの表現者としての das Seelische という把握を中心に検討がなされている。なお Weippert 自身の立場は、Dilthey-Max Weber-Sombart という理解社会学の展開を穏当にひきついでいるように思われ、彼自身の研究としては、Sombart の Stilzusammenhänge としての資本主義把握を起点として経済形態の社会学的考察を行っている⁹⁴⁾。

②の Zigenfuss のものは前述のようにドイツ社会学を概観するための一章の内の一節であるが、彼はここで人間行為の合理的理解の社会学を第7節におき、つぎの第8節歴史的生の変動ならびに社会的形式の領域における形態 (Gestalten) に関する理解の社会学の内で、社会を単なる対象的意味連関としてとらえる形式社会学の Logos-wissenschaft に反対し、常に生成してやまぬ生の形式としての社会形象の把握を中心とする、現在の科学的自覚としての Wirklichkeits-wissenschaft を提倡した Hans Freyerとともに、マッケンロートをとり上げている。なお彼はマッケンロートにおける社会的形式の形態把握を、個人の行動、社会的定存の変動とならぶ社会学の第三の基本範疇であるとして、マッケンロート理論の社会学的意義を高く評価するのであるが、彼の理論内容についてはその過度の非合理主義への傾斜をするべく批判している。

③ Manheim のものは論評としての内容にはとぼしいが、Dilthey 以来の自然・文化認識の二分論を、19世紀初期の近代的合理化と機械化に対する不満の表明であった浪漫主義の継承と考えている点に興味があった。

ここでは最初の二つの論文を手掛りにして、マッケンロートの表現理解の問題点を探ってみることにしよう。

〔注〕94) Weippert の理論的立場については、つぎの二つの論文を参照されたい。

“Zum Begriff des Wirtschaftsstils”, Schmollers Jahrbuch, 67巻。

Werner Sombarts Gestaltidee des Wirtschaftssystems, Göttingen, 1953.

(1) Georg Weippert の所説

Weippert の論文は二部に分れており、I はマッケンロートの表現理解の批判、II は彼の Weber-Sombart 批評に対する論評が行われている。したがって II はマッケンロート理論の検討には副次的意義しかもっていないので、I の部分を筆者の理解をも組み入れながら主としてとりあげ、行論のよりよき理解に役立つと思われる範囲でのみ II の部分に脚註で若干ふれるに止めたい。

さて Weippert 自身が理解社会学の系譜につらなる一人であり、とくに Werner Sombart の影響を強く受けていることは前述した通りである。この批評論文の執筆にあたっても、彼はマッケンロートとの基本的立場の一致点を強調し、次のように述べている。「彼がその著書の中で“表現”となづけている所のものを科学的に解明することこそ社会諸科学とくに社会学の中心課題であると考える点で、われわれは彼と全く同意見である。われわれは彼と共に、Dilthey の偉大な業績が、まず社会学においてさらに正当に評価さるべきであると確信している。……さらに意味という現象を取り扱うばかりでなく、つねに経験的に把えることができ、それ故経験科学的に表示することのできる事実が問題である。また経験科学としての社会学の対象以外の意味問題も存在するという点でも、われわれはマッケンロートと同意見である。最後に様式の統一 (Stileinheit) あるいは表現連関という場合、それは単なる概念における統一を指すのではなく“経験的事実としての統一を意味する” (Sinn und Ausdruck 203ページ) という点でわれわれは全く見解を共にする。」(Weippert 105ページ)

だが Weippert の批判は、まず社会学の中心課題である意味の解釈に対して提起される。“人間社会は意味保有性をすべての生命を持つ自然と共有する” (Sinn und Ausdruck, 12ページ) というマッケンロートの見解は、意味保有性の概念の拡大解釈ではないか？ というのが彼の疑問の第一点である。これは“内在的意味としての意味保有性は常に目的に対する生の過程の関係とともに与えられている” (Sinn und Ausdruck, 15ページ) という定式にさらに明瞭に現われている。つまりマッケンロートのばあい、生ける自然の意味保有性は、その目的志向性の内に含まれることになる。このばあい

もちろん彼は生ける自然の合目的性を、人間の世界にしか生じ得ない目的意識とは峻別する。だがこのような区別を行っているにしても、ともかく彼は意味保有性の概念のある目的をもった成長過程一般に適用しようとしているのである。

ところで意味保有性の概念の拡大と同時に、マッケンロートは理解の概念をもまた拡大してしまう。「彼が、生および成長の過程の目的あるいは“Bauplan”による解明を理解と規定するとき、彼はそれが彼自ら欲する所ではないにしても、理解(Verstehen)を説明(Erklären)と同一視しているのである。だが生ける自然の“内的合目的性”には厳密な意味での意味保有性は存在しない以上、自然事象に対して適用された目的論的(teleologisch)観察は、理解の一種類とはなり得ない。理解という観察方法に立とうとするならば、人はそれを目的論的観察方法からきびしく述べしなければならない。」(Weippert 106ページ)

意味および理解の範疇は、社会文化事象の領域のみにかかる獨得の範疇であり、この二つの範疇の定義が理解社会学の出発点をなす。ところがマッケンロートの拡大解釈は、これらの適用範囲を有機的生命一般にまで拡張することにより、社会←→自然の二分論を不分明にし、ひいては精神科学と自然科学との原理的差別をあいまいにする恐れがある。

マッケンロートに対するこのような批判は、理解社会学の正統的立場からは当然予想されるところであるが、意味と理解の適用範囲の外延的拡大は、マッケンロートの中心問題である社会的形式の領域の考察には直接かかわりを持たない。彼の社会学的研究を歪めるもととなったのは、これと表裏の関係にある意味のいわば内包的拡大解釈つまり、無意識的側面をもとり込んだ意味規定、およびそれと結びついた表現概念にあった。

「マッケンロートは他の多くの研究者達とは逆に“意味”と“表現”とを等置しない。このこと 자체はたしかに何等反対すべき筋合ではない。」(106ページ)

しかしここに他の理解社会学者の問題把握との分岐点がある。Max Weber のばあい、社会的行為の理解が対象とすべき分野は、行為の思われたる意味の側面だけだった。マッケンロートは、このような意味解釈に包含されない表現分野、つまり表現の無意識的側面にまで表現の問題を拡大した⁹⁵。それは、表現を、自己自身を表現する者と、それによって組立てられる表現分野に分け、表現分野に自己を表現するものを das Seelisches とした彼の規定に關聯している。Weippert はマッケンロートの誤りが、そもそもこの das Seelisches の措定に由来していると考えていることは以後の所論であきらかになろう。ところでこの表現における二側面の指摘は、人間行為における Willkürhandlung と Ausdrucksverhalten の重層一行為の意味連関における目的連関と表現(=様式)連関の重層、しかもこれらの重層のうち表現部分の一貫した強調に密接につながっている。マッケンロートのばあい、人間行為における目的内容ではなく、表現内容、つまり目的達成の錆型(Modelung der Zweckerfüllung: Klages の表現)こそ理解社会学(彼のいわゆる表現研究)の対象となる。

このような構想はすでに Klages によって提起されたものであるが、彼が個々の生に対して、つまり個人主体の領域に対して展開した表現の方法を、マッケンロートは社会文化の領域に生産的に適用しようとした。「この観点から彼は社会や文化の様式を、つねに生の目的実現あるいは意識的な目的実現の錆型と考えた。Sinn und Ausdruck の 106 頁で彼は、これから展開しようとする理解社会学は一種の文化史的な筆蹟学(Graphologie)となるだろうと述べているが、この言葉はマッケンロートが意図する所をかなり明瞭にわれわれに示してくれる。」(Weippert, 107ページ)

マッケンロートの構想について以上のようなスケッチを行い、それが Klages の表現に関する心理学理論の社会への適用であることを明らかにしたのちに、表現理解の立場を支える基本範疇である表

現概念の社会文化領域への適用に関し、Weippert は以下のような問題点を指摘する。

「だがマッケンロートが表現概念に対して与えた規定を厳密に守り、表現の範疇を社会的なものの領域に適用するならば、そこでの表現分野は何かということ。社会・文化の様式がつねに特殊なく霊的なものとの表現であること、さらに文化の表現連関あるいは様式連関のばあいにも“不随意の”“無意識な”表現が問題となることが証明されねばならない。」(Weippert 107ページ)

ここでまず第一に問題となるのは、社会文化の領域つまり行動様式・制度などの社会形象や客觀態に自己を表現する『das Seelische』とは一体何かということである。「けれどもすでにここに個人を対象とする表現研究を社会形象にもあてはめようとするばあいの困難が生ずる。人間個々人は psycho-physische Einheit であり、Leib と同時に Seele を持つ。ここでは Leib は Seele の表現分野となり得るが、社会形象は決して psycho-physische Einheit ではあり得ない。sozialen Einheiten それ自体は、Körperlichkeit も Seelhaftigkeit をも欠いている。社会形象に表現分野を求め、社会形象の背後に『霊的なもの』を求めるばあいには、それらはその基体をなす諸個人とその行動に還元されねばならない。」(Weippert 107ページ)

これに対するマッケンロートの解答が Sinn und Ausdruck の第10章 Die Prägekraft der Sinnzusammenhänge および第11章 Zur Metaphysik des Ausdrucksprinzips im Sozialen であったことはすでに第一章で明らかにした所である。ここで彼は決して諸個人とその行動に還元され得ない社会的生の形式：社会的行動様式や社会的制度がいかにして個々人を把えその行動を規定するようになるかを、意味連関の刻印作用から説明している。だがこれは社会→個人えの刻印作用をとらえることが出来ても、刻印さるべき制度行動様式がどのようにして形成されるかは説明できない。そこでこれらの社会的生の形式に自己を刻印する『das übersubjektivische Seelische』の設定がマッケンロートのばあいには必要となるのである。

Dilthey のばあい、このような社会的生の形式は生の客觀態として把握されている。しかし彼は一切の形而上学的設定には徹頭徹尾反対の立場をとっていた。Dilthey は Hegel 的な世界精神・普遍的理性による形而上学的構成を拒否し、具体的全体的人間の経験を唯一の実在とし、その分析と記述という方法をとることによって、すなわち下から・個別者から出発することによって歴史的社會的現実を貫ぬく諸々の「連関」に迫って行こうとした。歴史的生の認識においても、歴史哲学におけるような「摂理」「内在的目的」「歴史的形成力」などを彼は受容しない。ただ体験し展望し得る生の連関のみが問題であった。

Weippert 自身はこの社会文化事象の Dilthey 的理解の伝統に立つ、したがって当然 übersubjektivische Seele の設定を経験科学としての社会学の範囲外の問題として拒否する。このような形而上学的設定の妥当性如何の問題を一応おくとしても、社会的生の形式あるいは生の客觀態は、マッケンロートの言うように『das Seelische』の unwirklich なそして unbewusst な表現にのみ止まるものだろうか。Dilthey においては社会形象・法律書・藝術作品・宗教的教義などは“精神の客觀態”であった。社会形象に“人間存在の共同性”が表われるよう、偉大なる作品は ein Geistes の表現である。「これら Geistes の理解は決して心理学的認識と同じものではない。それは精神的形象をそれに固有な構造と合法則性に還元することによって行われる。」(Dilthey 著作集、第7巻85ページ) そしてこのばあいの理解は übersubjektivische Seele の設定による目的論的解釈や、無意識的なく霊的なものとの心理学的解釈ともことなるものとなる。

Dilthey のこの規定を無視して、マッケンロートはここでもっぱら、社会的形式を彼のいわゆる超主觀的 Seele の表現分野としており、『das Seelische』の無意識な表示としてのみとらえようとする⁹⁶⁾。

「この考え方を厳格に適用すると、社会現象・歴史・文化はもっぱら靈的なものの表現としてのみ問題となり、そのばあいこれらの表現はつねに無意識的なものであることが証明されねばならなくなる。だが私はマッケンロートによるこのような証明を見ることが出来なかつた。」(Weippert 108ページ)

たしかにマッケンロートは意味と表現の概念を無意識的非合理的側面にまで拡大しはしたが、行為における意味および意味連関の把握においては、つねにそれを二面性において把え、その合理的合目的的あるいは *geistig* な側面の存在を否定していない。ところが社会的生の形式を論ずるに至って、もっぱらその表現としての側面のみに注意が向けられ、〈*das Seelische*〉の無意識な表現として、それが把握されている。Weippert の以上の批判はマッケンロートのこの不整合を正しくついているようと思われる。「マッケンロートは精神・社会科学において市民権をもっている様式(Stil)概念を最後まで固持しようとした、だが彼はそれをさらに充分に限定したいと考え、それを一義的に彼の所謂第二の意味連関つまり表現連関に附属させることができると信じた。ここで社会や文化の様式を問題にするばあい、表現だけが問題となること、すなわち換言すれば様式や表現の現象そのものは目的追及的意志の直接の結果ではないということは否定され得ない。だがこのばあいマッケンロートがそうしたいと考えているように、表現現象はつねに、それ故原理的に〈靈的なもの〉の無意識の発現と解釈されねばならぬかどうか？」(Weippert 108ページ)という疑問は正当であるし、「マッケンロートは意味概念を一それを有機体の内的合目的性にまで拡張することにより一余りに拡大したが、今や彼は一表現の世界の現実を誤解したため一表現概念をあまりに狭く靈的存在(*seelisches Sein*)に結びつけたことが明らかになった。だが対象世界におけるすべての表現が靈的存在の表現ではない。精神的存在(*geistige Sein*)もまた表現されるものであり、この表現内容もまた無意識に意図されざる所産として成立する。すべての種類の創造物におけると同様に、社会形象の世界に表示されるものは精神的存在である。もしそうでなければ、それは何故目的行為の範疇に組み入れられることが出来るだろうか？」(Weippert 109ページ)という評価も、Dilthey 派の一人として当然といえよう。

だが何故マッケンロートはこのような誤りをおかしたのだろうか。Weippert はそれをマッケンロートがあまりに Klages の理論に傾倒し、個々人における意味的に認識可能な無意識な靈的表現としての心理学的表現概念を、そのまま社会・歴史・文化の諸現象に移植しようとしたためと考える。

この Klages への傾倒がもたらした誤まりは、マッケンロートが行った Geist と Seele の区分ならびにそれと並行して生ずる問題として、二つの意味連関の区分に明瞭にあらわれている⁹⁷。マッケンロートは、自己の *Geistiges* と *Seelisches* の区分を、今日の深層心理学における区分と全く一致していると確信しているが、Weippert によると、彼の *Geistiges* の解釈は、Klages の影響により深層心理学の理論におけるとは本質的に違ったものとなっている。そして他ならぬこの Geist 概念の誤った把握から、先に述べたような誤まりが生ずることになる。

「ここで重要なことは、マッケンロートは Geist を単純に Ratio と等置できると信じ、さらに Ratio を Vernunft と同一視してしまうことである。」(Weippert 110ページ)その結果「隨意行為およびそれと結びついた目的連関は、『意識され意欲され思考された合理的性格をもち合目的性という合理的範疇によって理解され分析される』」(Sinn und Ausdruck 111ページ)ものとなり、これらは今や *Geistigen* の側に移されるだけでなく *Geistigen* と直ちに同一のものと見做されてしまう。それ故このような二分法を基礎にしたばあい、目的行為に還元できないすべての意味連関は靈的なものの表現として解釈されることになる。それ故彼のばあいにはもちろん、目的設定的な意識からは覗く区別される内在的な *Bildverwirklichung* は、すべて靈的なものの側に入れられてしまうのである。」(Weippert 110ページ)

その結果「目的設定と全く同じとは言えずしかも靈的な存在から区別される獨得の領域に属する das Geistige を収容する場所は彼のばあいには存在しないのである。」(Weippert 110ページ) 「さらにつきのようなばあいが考えられる。目的連関についてのみならず、特殊な精神的形像についても、それらがその精神的内容を超えて靈的なものを表現するばあいである。これらは Seele と Geist (マッケンロートのように Seele と Ratio にではなく) とに区別することが合目的的であるように思われる。」(Weippert 110ページ) Weippert はこれが単なる名称だけの問題でないこと。この用語法の違いが、社会文化領域の諸問題をまず客観的精神の問題として経験的に把える Dilthey 的立場と、それをもっぱら Seele の表現として把え übersubjektivische Seelisches の指定に向うマッケンロートの立場の分岐を表明していることを強調する。そして最後に社会文化現象の性格規定における自己の立場を積極的に展開しながら、マッケンロートの形而上学的指定について次のように批判する。

「ここでは単なる名称だけが問題にされているという非難も考えられる、われわれもまた用語法が決定的な問題であるとは考えないし、マッケンロートがしばしばわれわれが当然 Geist という用語を用いるようなばあいに、Seele という言葉を使っていることを容認することをためらいはしない。しかしながらわれわれの批判は原理的な意義をもつといわねばならない。ここで問題なのは、Dilthey により、Nicolai Hartmann により、Sombart により、そしてその他の人々によって “Geist” となづけられ、Ratio と同一視することを許されない、かの特別な現象が問題なのである。……われわれは精神を共同性 (Gemeinsamkeit) の領域として、精神の現象を人々と人間性を結びつけるものとして、また理解可能性を構成するものとしてとくに “客観的精神” の現象として考える。……

ところがマッケンロートは “客観的精神” の概念なしに済ますことが出来ると信じている。彼が理解社会学にとってかくも重要な現実的現象である客観的精神の諸現象を除外しようとしたまさしくそのために、必要以上に多く形而上学に頼らざるを得なくなったのである。“客観的精神” は現実世界 (Realwirklichkeit) の事実として経験科学的に把えうるものであり、Dilthey も N. Hartmann も、Hegel がこの概念に附加した形而上学的要素を排除せんとして努力しそれに成功した。

社会的生の形式・生と文化の様式・客観態の世界をば客観的精神の表現として把えることにより、われわれは厳密に経験科学の枠の内に止まることができるるのであるが、マッケンロートは、これらの事実の理解のために übersubjektivische Seelisches という形での形而上学に助けを求めざるを得なかつた。そしてそれによって心理学の表現概念を大きな修正をほどこさずに社会的世界に移しかえ、社会学になじませようとする努力が原理的に失敗に帰したのだった。

われわれもまた生産的な概念と考える “社会的表現分野” の概念に関して、マッケンロートはつぎのように書いている。“われわれは靈をもったものについて表現を知ることが出来る。だが超主観的な表現分野が存在するならば、übersubjektivische Seelisches も存在せねばならない。これが基礎的な形而上学である”。(Sinn und Ausdruck 205ページ)……だが超主観的表現分野が存在するからといって、必ずしもそれを übersubjektivische Seelisches に結びつけねばならない理由はどこにもない。社会的生の形式の内で、個々の存在が “超主観的な表現連関の内に、民族や時代やその他の社会的実在の様式の内に組み入れられる” (Sinn und Ausdruck 205ページ) ということは、われわれを übersubjektivische Seelisches の仮定にすこしも近づけはしない。否。マッケンロートが形而上学にゆだねなければならないと信じたこの部分にこそ、理解社会学の本来の領域が存在するのである。社会的生の形式の内に編み込まれた存在 (Eingeordnetsein) と個々の存在のその時々の位置を分析し、客観的精神によって社会的実在を特徴づけることこそ理解社会学の主要問題である。さらに今一つの主要問題は、諸民族諸時代の様式がどのような形でこれらの諸民族諸時代の客観的精神の表現となっ

ているかを明らかにすることである。いまやここで靈的なものにのみ眼を向ける觀察方法というものが、人間の共存 (das menschliche Miteinander) Heidegger の所謂“他者との共存”を把握できないことが明らかとなる。社会的形式の意味連関においては、人間の精神存在 (Geistsein) からのみ理解される意味連関が第一に問題となる。同様に文化的創造物も究極的には共存からのみ説明される。それは特定の社会的組織形態あるいは特定の文化体系の地域的・歴史的 タイプの比較の際に、特殊<靈的なもの>に注意を払うことを探るものでは決してない。

結局マッケンローはそもそも最初から übersubjektivische Seelisches の仮定から出発したため Klages 心理学の表現科学的見地を大きな変更なしに理解社会学に移植することが出来ると考えたのである。だがこのような観念を捨て去った時にのみ、理解社会学は自己に相応しい位置を保つことができる。」(Weippert 111ページ)

〔注〕95) Weippert はマッケンローの Weber 批判に対して、つぎのような諸点を指摘している。まず Weber の合理主義的把握は、現実から意識的に隔離された理念型的概念であり、現実の具体的な subjektiv gemeinte Sinn を目的合理的な思惟とは等置していない。また gemeinte Sinn を反省・意識・合目的性に限定する必然性も決してなく、そこにはおぼろげな予感・断乎たる良心の要請もふくまれる、などなど。だがこのような指摘では、マッケンローが自己の立場を明確に表明するために、意識的に Weber の立場を極限的にとらえたということはいえても、Weber の合理主義的把握の根本的限界を救うことにはならない。

なお Weippert は、Weber 社会学の限界が極端な名目論にあるという意見には全面的に賛成し、これが社会形象や文化様式を経験的に与えられた統一として認識することを妨げていると考えている。

96) Weippert はマッケンローと Sombart の立場の根本的な違いもここにあると考える。Sombart は Max Weber の方法的個人主義から転向して、様式連関 (Stilzusammenhängen) の存在を指摘し、その表現的性格を“統一的意味の轉型”として特徴づけ、この表現的な性格には、いかなる Nominalismus も把握しえない、個々の現象の背後にひそむ何物かがあると考へた。彼はこれを Gotik の精神、資本主義の精神とよんだが、それは Weippert によれば、Dilthey の所謂“客觀的精神”に他ならない。Sombart 自身も überindividuellen geistigen Realität という概念をもちこみ、“客觀的精神”をそのようなものの一つとして規定している。

97) Geist<--->Seele の問題の考察は、第一章における紹介では省略したが、Sinn und Ausdruck の第 7 章社会的形式における意味の層においてかなり詳細に展開されている。この章で彼は意味連関の二つの側面、すなわち、意欲され意識され思考されたものとして、合目的性の合理的範疇から分析さるべき目的連関と、意識されず思考されず体験されるものとして、非論理的心理学的性格の合目的性の範疇から分析さるべき表現連関を対置し、この意味連関の二つの区分に対応するものとして、深層心理学における Geistiges と Seelisches の区分にふれるのである。

彼はその考察を、Platon, Aristoteles における三分法から、キリスト教における Leib と Geist の三分法への転化、さらにこのキリスト教的精神優位の流れをくむ、内省心理学における Geist の尊重、Weber, Sombart, Schütz の合理主義的偏向についてふれ、最近ようやく深層心理学の発展とともに、Geistiges の評価における革命的転換が生じ、Geistiges は Psychischen の内における添加物にすぎずしたがって意識の心理学も Psychischen の一つの Schicht だけを対象とするにすぎないものと考えられるようになり、これまでそれが問題にしてこなかった Seele の領域が一つの Schicht として再発見され重要視されるに至ったとのべている。

(2) Werner Ziegensfuss の解説

Ziegensfuss の批判は、同じ理解社会学者の一員としての Weippert にみられた意味・理解・表現と

いった理解社会学の基本範疇をめぐるちみつな論理的内在的批判とは観点を異にしている。彼のばあい社会科学者としてのマッケンロートの社会把握の根本態度とその精神史的位置づけが問題であった。

Zigenfuss はマッケンロートを第二次大戦後における非合理主義的思潮を代表する浪漫主義の継承者として把える。「マッケンロートは Max Weber に劣らず“意味”概念の解釈に努力した。だが彼は意味を研究者の思惟の内にのみ存在する意味としてではなく事実に即して (tatsachlich) に把えようとした。このような把握の精神的背景は浪漫主義である。それは第一次大戦後の時期に“目的合理的な”行為および社会の組織と支配における合理的方式と装置というものが如何に無意味なものであるかが明らかにされた反動として再び復興した思潮である。マッケンロートの著書 “Sinn und Ausdruck in der sozialen Formenwelt” は、社会学の本質の解釈をこえて、第二次大戦中において目的合理的装置と機構がもたらした、さらに大規模かつより馬鹿げた結果に対する、また戦前まで社会の Formwert として通用し現実を動かしていたすべてのものに対する拒否をあらわしている。」(Ziegenfuss 228ページ)

このようにマッケンロートの基本的思考態度を規定した後に、Sinn und Ausdruck を素材としながら、現代の浪漫主義者としてのマッケンロートの社会・文化把握における非合理主義的性格を、多くは Max Weber の合理主義的把握との対比を通して明らかにするという形で彼の論評はなされる。だがそれは一貫した論旨の論理的展開というよりは、マッケンロート理論に関する学問的エッセーに近い形態をとっているので、なるべく原文そのままの形で紹介することが妥当であろう。

マッケンロートの Weber 社会学に対する反撥は *gemeinte Sinn* によって把えられるいわゆる行為の目的連関は社会学的にみて重要な意義を持たぬという主張に明瞭に現れており、それと関連して思われた意味でなく即物的な意味把握の強調が行われている訳であるが、合理主義への反撥を表わすものとして Ziegenfuss はマッケンロートにおける体験の重視をとり上げる⁹⁸⁾。「Freyer によって表明された、構造を有意味に維持し発展する“歴史”に対する信仰はマッケンロートには欠けている。Freyer のばあい、その内にあることが個人にとって歴史の内にあることに他ならず、その内にあって個人が社会との関連ならびに歴史的社會そのものを意識するようになる外的状態 (*äussere Lage*) は意味のないものとなる。*Lage* や *Geschehen* は社会的共存の内における理解の視点からは、何等 *Situation* としての意味を持たない。*Lage* や *Geschehen* から如何なる *Situation* が導出されるかは体験によって決定される。Max Weber はこの命題を否定的にしか解釈しなかった。マッケンロートはこれと対照的に、それを積極的に把握しようとした。彼は Weber 社会学のばあいには合理的思惟にのみ与えられていた意味規定的意義を体験に与えたのであった。」(Ziegenfuss 228ページ)

体験の重視にみられる目的合理性への反撥は、知識と生との相互排反的な関係の指摘にも通ずる。「知識自体が生と相互に反撥しあうという考え方つまり“生と生に関する知識はお互に排除しあう”あるいは“体験されたものは認識し得ない”あるいは“意識的に存続させられたすべての様式は必然的に不純である”といった考え方は、Romantik としての彼の面目を余すところなく表わしている。……ここにわれわれは生を拒否し、美的な もの や芸術的なものにおける非合理性を拒否した Max Weber とは正しく反対の態度をみる。」(Ziegenfuss 228～229ページ)

これら若干の問題把握にみられるマッケンロートの非合理主義への過度の傾斜の危険について Ziegenfuss はとくに彼の目的合理性への反撥について次のようなコメントを加えている。「資本家的・経済的思考あるいは抽象的効用概念にみられるような目的合理性に反対して、それは“空想概念”であり、抽象の世界でのみ分離し計量し計算できる感情とか表象とかの心理的要素の量と同じように偽

りの所産であるというのはたしかに間違ってはいない。だがそれとともにそれらが経済的計算の原理として第一義的意味をもち合理的であるとともに、社会において現実的作用力をもち、とりわけ社会の形式を形成して行く意義をもったものであることを忘れてはならない。マッケンロートの理解の仕方には、彼の意味把握の立場においても否定はし得ず、そのためせいぜい消極的意義づけしか与えられないが、それにもかかわらずそれによってその現実的意義を決して失いはしない諸事実を認めようとしないきらいがある。」(Ziegenfuss 228ページ)

次に Ziegenfuss は、意味的世界を目的連関と表現連関という両極概念によって把えようとするマッケンロートの試みについて次のように批判する。「マッケンロートはだからといって合目的的なもの、つねに合理的であるものからの断乎たる方向転換にのみ執着していた訳ではなく、靈的ならびに社会的^{pp9} という二つの層を区別した。だがこの考案もあまり芳ばしいものではなかった。それは概念的に把えうる実体の差違を譬喩的に、すなわち人間の内で作用している内的連関と相互作用を、異なる領域に向って対照化して示そうとするこころみである。だが理解に対してはこのような思考方法は何ももたらさない。それは具体的例証に対する要求と対立するからである。それはマッケンロート自身の思考態度ともそれほど調和してはいなかった。マッケンロートは社会的行動様式の表現部分を靈的内容の経験的に把えうる表示として理解しようとした、ここで目的連関を第一の意味の層と見做した。だがこのようにして目的的なものが特殊な層としていわば分離されてしまうことから、マッケンロートも知らないではない事実、すなわち目的的なものは靈的なものから切り離されてしまはんら現実に作用する力を持ち得ず、その上それが拒否されるばかりには、それ自身の側から特定の生に適合した形式がたちまち呼び起されるという事実に眼を蔽うことになる。だがどのようにして意味の二つの層が“指示”されるかについてはわれわれは何等しることが出来ない。二つの意味の層のあいだの相互的な影響の問題の提起そのものが証明するこの（二つの意味層の両極的対比）社会学的分析の生産性を強調しながら、そこにあるものは靈的な意味動因が一つの層をなすという定式だけなのである。むしろ合目的性と表現形態の差異を、二つの層に対照化することによって表現しようとするこの方法こそ、この両者を直接理解の領域から分離し、問題を理解できないものにしてしまう元凶なのである。それはむしろ次のように考えるべきだろう。つまり抽象によってのみ“純粹”に合理的なものとして表象することの出来る目的行為は、たしかに表現内容をもたずそれ故活力を持ち得ないだろうが、一方また定存 (Dasein) の目的連関の現実においてただ表現保有的であるだけの行為も、非合理的で表えることができず、この意味で非現実 (irreal) なものにしかすぎない。」(Ziegenfuss 229ページ)

ここでも Ziegenfuss は非合理的側面の過度の強調がこのような非現実的な意味の両極論的把握に導く原因であったと考えるのであろう。同様の批判的態度がマッケンロートの計量主義批判に対してもなされる。

「社会的生の湧き出る豊富さを、経済社会の数理的把握により、その基本においてはまったく単純な規則や方程式に還元し、それによって問題をせいぜい間違なく考えることにその全生涯を捧げる人間もあるが、マッケンロートの見地からすればこのような思考は下らぬものだ、ということが言えるだろう。だが意味連関への志向が放棄されるならば、数学的公式と数学的答が彼の生活内容となるかもしれない、というばあいもまた考えられる。だがここに利益志向による思惟の偽造以上の問題を追及するすべての知識社会学の出発点が存在するとしても、表現が社会的形式に表示される社会関係を、単なる表現科学的な意味理解の立場をこえることにより（二つの層に）隔離せず、また合理主義的認識方法に眼をつぶらないだけでなく、むしろそれらを方向指示的な・有意味な・内的に把握し理解された諸形態 (Gestaltungen) として説明し、彼の仕方でまた彼の思考方法により有意味に理解さ

れた事実を、現実の現象として明確化し概念的に把握できるものにする努力が払われねばならない。数学的研究が、もともと数学的には把え得ない意味連関・形態様式 (Gestaltungsweisen)・形式を敬遠せずそれらに眼をむけるにしても、それらが現実的であるということを示すだけだったり、あるいは、それらを有意味なものではあるが、“非現実的”あるいは“不合理”な現象として思考領域から排除するだけならば、現実の社会認識の領域はそのような数学的研究によって決して充分に解明されるものではない。そして数学的研究が非現実的非合理的な現象を彼等の思考領域から排除したとしても、このような現実社会の数学的研究によってはとらえられない諸形式が存在しないということにはならない。これとは逆に合理的なもの拒否はつねに Romantik の前兆である。その背後には現実に対する否定的態度がかくされている。現実からすでに排除されてしまったものを形式としてすくなくとも精神の内に保持しようとする願望は、科学的にはまったく不可解であるが知識社会学的には容易に理解できる意図である。マッケンロートは自己欺瞞に終らぬ理解社会学は社会批判にむすびつくと考えているが、これは社会の現実に対する積極的交渉は、このような排他的な態度からは得られないことをまったくよく示している。若しわれわれが実際に、“全ての社会的形式の破壊の時代”に生きており、それ故形式形成の課題が社会学にとっても緊急の意義を持っているとしても、現実認識の das Rationale を充分に利用しなければ、われわれはそれらの課題を解決しえないし、正しくとらえることさえも出来ないだろう。たしかに抽象的に設定された目的合理的行為とはことなり、社会形式は “Ratio からは生れず、自己の行為を他者の行為に同化するパーソナリティの鑄型の奥底から生ずる” だろう。だが “社会的なものの表現科学” としての社会学も、行為および事象連関としての社会の現実をすべての利用可能な思考手段によって研究することによってのみ成立する。表現科学としての特質はそれによって決して失われることはない。何故なら表現や形式としての特質の内にそれらの理解諸様式によってとらえ得ないものが残るからである。」(Ziegenfuss 230～231ページ)

最後の批判は合理化および因果性に関するマッケンロートの見地に対して行われる¹⁰⁰⁾。

「若しマッケンロートが “Verzwecklichung の進行” によって、今日 soziale Formenwelt が “ausdrucksleerer” となって行くことを確かめたならば、このような発展経過を辿る社会的現実の事実は事実として是認されねばならない。それ故 Max Weber は、いわば “意味” の最少限つまり目的合理的行為の関連としての社会に眼をつけ、かかるものとしての社会の輪廓を思惟的に描いたことになる。そしてマッケンロートがさらにわれわれに対し “文化全体が意味によって侵透されている” ことを明らかにしたとしても、それは Max Weber の解釈の否定ではなく、理解を一層豊かにするものに他ならない。それはいわば、一つのスケッチあるいは銅板画に彩色をほどこすことと同じである。彩色はスケッチや銅版画の無味乾燥な正確さを否定するものではなく、画像に一層の生彩を加えるだろう。マッケンロートは意味とは内在的なものであり、合理的目的に束縛されない “Beziehung eines lebendigen Vorgangs zu seinem Ziel” として現れると考える。このばあいもし “意味思想の合目的化” が “社会解釈におけるその生産的な適用に対する最悪の敵” であるとするならば、逆にそれが社会の内で実現されるばあいに、具体的なかつ多少とも合理的な目的の内で考えられないような価値は決して重要でも本質的でもないといわねばならない。芸術作品といえども、たとえそれがつねに “目的合理的” ではないにもせよ、少くとも合目的的な行為によって実現されるものだし、その際表現価値および意味の創出それ自体が同時に目的でもあるのである。

だがマッケンロートの否定的態度はさらに理解の前提にまでおよんでいる。Max Weber は動機を理由 (Grund) との関係によって規定した。そしてそれ以外のすべてを非合理的なものとして彼の認識領域から排除した。それとは逆にマッケンロートのばあいには、このような理由に志向している動

機は用をなさない。彼は“われわれの社会的な意味および形態体験 (Sinn- und Gestalterleben) は、もっぱら無意識に実現される”ものであり、自己反省的な知性によってはまったく間違って排列され、まったく間違って動機づけられてしまうと確信している。そしてこの動機因果性こそ、有意義に諸連関から理解される行為を因果連鎖の内に押しこみ、結局自然的事実の代りに動機をもちこむ試みにはかならない。動機連関における思考が、表面的な因果的思惟に帰着する危険は、すでに言及した。それについては何等の疑問もあり得ない。理論的にも実際的にも、このような社会理解はまさしく表面的理解にとどまり、現実の意味をとらえることはできない。だがマッケンロートが因果的思惟を理解社会学の連関から追放してしまうならばそれは正しくない。体験の領域における意味連関が、一面において“目的づけ”から守られねばならぬと同時に、他方因果的な結合においてそれが概念的に具象化されえなくなればなるほど、どこに体験における意味連関の手掛りがあり、そもそも思惟によってとらえられる現象様式のどこにそれが見出されるかという疑問もますます深刻なものとなる。だがこの両者とも“社会的形式の領域”的に存在する。社会的形式は特殊な客觀性 (Gegenständlichkeit) として、社会現象の体験された意味内容に直接かつ表現保有的 (ausdrucksmaessig) に関連している。」(Ziegenfuss 231～232ページ)

- 〔注〕98) マッケンロートにおける *Erlebnis* の強調は、単なる外的刺戟に対する反応として行動を把握する行動主義者の行動観に対する批判に関連して行われたものであり、それが表現理解の強調と関連はしているが、Ziegenfuss のように、その非合理主義的性格のみを強調してとらえるのは誤まりであろう。むしろ行動主義の批判や、Mombert の福祉説の批判においては、この客觀的な諸条件の主体的体験を通しての濾過という観点はかなりの有効性をもっていたと思われる。
- 99) これは Ziegenfuss の表現の誤まりであり、靈的なものと目的的なものが二つの軸をなしているのである。
- 100) この部分に関連したマッケンロートの見解は第10章 Die Prägekraft der Sinnzusammenhänge の最後の部分で行われている。

資料

「第7回国際家族計画会議」概況報告

篠崎信男

A Brief Report on the "Seventh International Conference on Planned Parenthood"

Nobuo SHINOZAKI

The writer participated in the Seventh International Conference on Planned Parenthood which was held in Singapore from 10th to 16th February 1963. There were 305 participants from 40 countries and territories of various parts of the world.

The conference was inaugurated on the first day at the Victoria Theatre and the main proceedings were held at the University of Singapore from 11th to 16th February.

The integral theme of the conference was "Changing Patterns in Fertility", under which enthusiastic debates were uttered throughout the sessions consisting of plenary and specialist sessions and study groups.

Although the conference did not reach its final resolution and produce any appeal messages for the governments of respective countries, it was a valuable result of the conference that the establishment of the Western Pacific Region of the International Planned Parenthood Federation was resolved by the governing body of the conference. The region is to consist of China (Taiwan), Hong Kong, Japan and the Republic of Korea.

The writer took the chairmanship of a study group entitled "The Role of Abortion" at which he made a comment on his general view that the idea of family planning should be integrated into the transitional nature of the population problems in the present world. That is to say there should be a wider perspective on family planning with due consideration of world history.

I はじめに

今回シンガポールで開かれた第7回国際家族計画会議 (Seventh International Conference on Planned Parenthood) は、1963(昭和38)年2月の10日より16日までの1週間、40か国の参加の下に行なわれたが、参加登録人員は305名に及んでいる。このほか登録漏れ、およびその家族の人々も入れれば、ゆうに600名近くになるのではないかと思われる。

参加国の名前およびその登録参加人員を紹介すれば次のとくである。

Argentina (アルゼンチン) 1名

Australia (オーストラリア) 6名

Barbados (バーバドス) 2名

Bermuda (バーミュダ) 1名

Burma (ビルマ) 3名

Canada (カナダ) 2名

Ceylon (セイロン) 11名

Fiji (フィジー) 2名

France (フランス) 4名

Germany :

East (東ドイツ) 1名

West (西ドイツ) 4名

Guatemala (グアテマラ) 2名

Honduras (ホンジュラス) 1名

Hong Kong (ホンコン) 7名

India (インド) 31名

Indonesia (インドネシア) 9名

Iran (イラン) 1名

Israel (イスラエル) 1名

Italy (イタリア) 2名

Japan (日本) 14名

Jordan (ヨルダン) 1名

Kenya (ケニア) 1名

Mauritius (モーリシャス) 2名

Mexico (メキシコ) 3名

Nepal (ネパール) 1名

Netherlands (オランダ) 4名

Pakistan :

East (東パキスタン) 6名

West (西パキスタン) 11名

Philippines (フィリピン) 2名

Poland (ポーランド) 2名

Puerto Rico (プエルトリコ) 2名

Sarawak (サラワク) 1名

South Korea (韓国) 4名

Sweden (スウェーデン) 2名

Thailand (タイ) 5名

United Arab Republic (アラブ連合) 3名

United Kingdom (イギリス) 25名

| | |
|------------------------------|-----|
| United States (アメリカ合衆国) | 44名 |
| Yugoslavia (ユーゴスラビア) | 1名 |
| Federation of Malaya (マラヤ連邦) | 36名 |
| Singapore (シンガポール) | 44名 |

日本からの出席者をしるすと次のとおり。

| | |
|---------|----------------------|
| 赤 井 明 | エーザイ株式会社 |
| 古 沢 嘉 夫 | 都立墨東病院長 |
| 林 基 之 | 東邦大学医学部産婦人科教授 |
| 片 桐 炳 精 | 日本家族計画協会理事 |
| 小 林 隆 | 東京大学医学部産婦人科教授 |
| 古 屋 芳 雄 | 日本家族計画連盟会長 |
| 国 井 長次郎 | 日本家族計画協会理事長 |
| 馬 島 儀 | 東京家族計画協会（登録はしたが出席せず） |
| 松 本 清 一 | 群馬大学医学部産婦人科教授 |
| 宮 崎 誠 一 | 塩野義製薬株式会社 |
| 村 松 稔 | 国立公衆衛生院衛生人口学部人口衛生室長 |
| 西 尾 則 道 | 東邦大学医学部産婦人科教授 |
| 篠 崎 信 男 | 人口問題研究所研究部第1科長 |
| 田 中 敏 之 | エーザイ株式会社 |

第1日目の開会式はビクトリア劇場(Victoria Theatre)で行なわれたが、他はすべてシンガポール大学(University of Singapore, Science Block)の講堂で行なわれた。

今回の会議における総括テーマは，“Changing Patterns in Fertility”である。

このテーマは、日本にとってまことに意味深く解釈されるものであり、また時宜を得たものであると思った。というのも、事前にわたくしは盛んに日本の実例を中心としてこの趣旨のことを本部に書き送っていたので、わが意を得たと思ったまでである。

II 会議のプログラム

会議進行のおもなるプログラムは次のとくである。

2月10日（日）

- 9：30～12：30 Registration (登録)
- 16：30～18：00 Inauguration (開会式)

2月11日（月）

Plenary Sessions (本会議)

- 9：30～12：30 Demographic, Economic and Social Factors in Fertility (出生における人口統計的、経済的および社会的因素)
- 11：15～12：30 Organisational Reports/Films (各国家族計画団体の報告、映画)
- 16：00～18：30 Demographic, Economic and Social Factors in Fertility (continued)
- 17：30～18：30 Organisational Reports/Films

2月12日（火）

Plenary Sessions

| | |
|---------------------------------|---|
| 9 : 30～12 : 30 | Impact of Culture on Fertility (出生についての文化の衝突) |
| 11 : 15～12 : 30 | Organisational Reports/Films |
| 14 : 15～16 : 00 | <i>Family Planning Promotional Workshop</i> (家族計画推進展示場の公開) |
| 14 : 30～18 : 30 | <i>Specialist Session</i> (専門家会議) |
| | The Use of Oral Compounds (for clinicians only) (経口避妊薬の使用について, 臨床家のみ) |
| 16 : 00～18 : 30 | <i>Plenary Session</i> |
| | Impact of Culture on Fertility (continued) |
| 2月13日 (水) | |
| 9 : 30～12 : 30 | <i>Plenary Session</i> |
| | Panel Discussion on Ways of Reaching People (人々を動かす方法についてのパネル式討論会) |
| 9 : 30～12 : 30 | <i>Specialist Session</i> |
| | The Use of Intra-Uterine Devices (for clinicians only) (子宮内装置の使用について, 臨床家のみ) |
| 14 : 00～18 : 30 | <i>Plenary Session</i> |
| | Methods of Birth Control : A Reassessment (受胎調節の方法: 再評価) |
| 14 : 30～17 : 30 | <i>Specialist Session</i> |
| | Biology of Reproduction (for research workers only) (再生殖の生物学, 研究家のみ) |
| 14 : 15～16 : 00 | <i>Family Planning Promotional Workshop</i> |
| 2月14日 (木) | |
| 9 : 30～12 : 30 | <i>Plenary Session</i> |
| | Methods of Birth Control : A Reassessment (continued) |
| 9 : 30～12 : 00 | <i>Specialist Session</i> |
| | Biology of Reproduction (continued) |
| 14 : 30～15 : 30 | <i>Plenary Session</i> |
| | Biological Aspects of Fertility Control-a lecture (出生調節の生物学的見解一講演) |
| 16 : 00～18 : 30 | Organisational Reports/Films |
| 16 : 00～18 : 00 | <i>Specialist Session</i> |
| | Biology of Reproduction (continued) |
| 2月15日 (金) | |
| 9 : 30～12 : 30, 14 : 30～17 : 00 | <i>Specialist Session</i> |
| | Biology of Reproduction (continued) |
| 9 : 30～12 : 30, 14 : 30～18 : 30 | <i>Study Groups</i> (研究分科会) |
| | 1. Evaluation of contraceptive measures (unless held on February 13) (受胎調節法の評価) |

2. Local manufacture and distribution of contraceptives in Asia (アジアにおける避妊具の地域的製品とその分布)
3. Use of non-medical personnel (医学的の人でないものの使用)
4. Treatment of sub-fertility (潜在出生力の取り扱い)
5. Sex education, preparation for marriage and marriage counselling (結婚および結婚相談に対する性教育、準備)
6. Family planning training programmes (家族計画講習プログラム)
7. Influence of contraception on the birth rate (出生率に及ぼす受胎調節の影響)
8. The role of sterilisation (不妊手術の役割)
9. The role of abortion (人工妊娠中絶の役割)

2月16日（土）

Closing Session (閉会式)

- 9:30~12:30 Reports from Study Groups (各研究分科会よりの報告)
 Closing Address (閉会の辞)
 Votes of thanks (謝辞)

以上が大体の進行プログラムであるが、このほか、この1週間の前後にまたがり、毎日のごとく運営委員会 (Governing Body) ともいるべき会議が持たれて、今後の国際的な家族計画運動に関する方針が検討されている。

この中で特筆すべきことは、今回のシンガポール会議で正式に西太平洋地域というブロックが設けられたことである。もちろん、日本を中心となる地域活動であるが、これには最初、韓国、台湾、香港、フィリピンおよび日本の5か国で構成することになっていたようであるが、複雑な事情の下にフィリピンはこの地域にはいらなかつたようである。

以下、逐条的に会議の内容の概略を述べることとする。

III 会議の内容

1 第1日目：2月10日（日曜日）

前記のごとく一つの開会の儀式がビクトリア劇場で16時30分から行なわれたのであるが、まず会が始まる前にシンガポールの国歌が奏せられて、われわれ一同は起立してこれに敬意を表した。

開会のことばがあつて、最初に Lee Kuan Yew というシンガポールの総理大臣があいさつを述べたのである。かれのことばを要約すると、最初に急速なる人口増加が世界の平和と繁栄に対して危険性を持つということを考えられ、“人口爆発”ということばがしばしば使われたが、実際にはいまだ起きていない。そこで突然の身体的爆発(physical outburst) という意味での爆発(explosion) ということばは不適当であると述べた後、そうは言っても急速なる人口増加の結果は、ばく大な経済的諸問題を引き起こすことになることを、教育費、保健費、失業対策費、住宅建築費などを例として強調した。そこでシンガポールでは人口増加が年4%の割合であるが、これがすべての資本蓄積と生産技術による生産の増加をだめにしてしまっているというのである。したがつてかれは受胎調節の必要性を説くが、これがあまり成功しないのは方法があまりにも複雑で不器用であると言ひ、そのため不完全な人工妊娠中絶が流行して悲劇を起こしており、さらに大部分の妊娠が、結婚時、すでにはらまれていると言つてゐる。結びとして、科学的に単純な効果的な方法が発明されることが福音であるとして

いる。

次にマラヤ連邦の総理大臣 Tunku Abdul Rahman Putra がメッセージを寄せているが、かれは第7回の国際会議を東南アジア地域、特にシンガポールで開かれたことに対する喜びのことばを述べた後、マラヤにおいては若干出生率は高くても経済発展の可能性があり、人口増加とは均衡を保つことが考えられ、悲観的ではないと言うのである。だがこれはマラヤ国民についてだけであって、経済、保健の観点からは両親にとって家族計画は大なる価値を持っていることは否定できないと言い、各国代表の討論によってよりよい成果が上がることを確信しているといった大上段のメッセージである。

次いで、国際家族計画連盟の会長であったスウェーデンの Elise Ottesen-Jensen 女史が70歳の老口から熱弁をふるったあいさつをした。女史の話は型どおりの大会の意義を説いていっているのであるが、その中でこの会議は初めから婦人の参加というよりも婦人が中心となって展開してきたことを示すとともに、人種、宗教、性のいかんにかかわらず、すべての人々の幸福のために努力するもので、最近では科学、経済、社会福祉の分野の男性もまた本運動を助けてくれていることに対する喜びのことばがはいっている。そして、手に手を取って官民一体になって新しく生まれいづる赤子に光明を与えたいということである。

最後にインドの Dhanvanthi Rama Rau 女史が重量感あふれるあいさつを行なったのであるが、この会議が各国代表によき刺激を与え、成功することを祈っていた。ただこの話の中でシンガポールの人口と比較し、シンガポール人口の数百倍に達するインドの膨大なる人口問題はちょっとけたが違うといった皮肉な話もはいっていたようである。

以上で大体終わるのであるが、しめくくりとして、この地域の代表理事である Goh Kok Kee 女史が若干経過報告を行ない、シンガポール政府を始めその他の人々に対する感謝のことばがあつて式は終わった。

2 第2日目：2月11日（月曜日）

シンガポール大学で本会議が始まったのであるが、議長はマラヤ連邦の Alexander Oppenheim 卿で、第1の演者はアメリカの Vincent H. Whitney である。論題は “The Significance of World Population Trends” で、世界人口の動向がいかになっているかを国連その他の統計値を中心として論じていた。がとにかく、総体的に言えばやはり人口増加問題が焦点となっている。これをアジア、ヨーロッパ、アメリカ、ラテン・アメリカという地域に分けて比較し、その実状を紹介したというにとどまっている。したがって、この報告に対してはなんらの質問も出なかった。

次がイギリスの David V. Glass の報告で “Fertility and Birth Control in Developed Societies and Some Questions of Policy for Less Developed Societies” という題名である。かれの報告を要約すると、高出生率の国々、しかもそれを低開発諸国の問題に焦点を合わせ、これが低出生率に転化するのは容易ではなく、ヨーロッパの国々でも長い年月を要したことを述べ、一つの手段として有効なのは不妊手術であることをあげている。だが、これよりもやはり重要なことは工業化の促進である。そこで英國の事例をあげ、不妊夫婦が7～8%あり、アメリカでも最近は無子の夫婦は9%になっていると言っている。次に受胎調節の方法としては1880年ごろまではコンドームが第1で、次いでCapがヨーロッパでは用いられた。このほか意外にやはり多く用いられているものが、性交中絶法でもあったと言っている。その例として英國では27%の夫婦が1950～59年でもこれを実行し、チェコスロバキアでも43%の夫婦に行なわれ、1958年のハンガリーの調査でも56%がこれを行なっていることを述べている。第2次大戦後は、合法的な人工妊娠中絶の拡大がなされているということである。次

に年次別の各国の平均子供数や結婚年次別の統計表が示され、若干マルサス理論、産児制限運動についての経過の説明がはいっている。つまり、ヨーロッパでは以前は政府や民間財團のこの運動に対する支援はほとんどなかったのであるが、今日の低開発諸国では、すべてがこれを助けているという好条件に恵まれている。そこで Glass は、日本における人口動態の奇蹟が他のアジア諸国においても倍加して行なわれうることを期待するのである。そしてこの運動が古い慣習や伝統を改善し、ひいては経済的、社会的変化に働きかけることの有効性を論じていた。

この報告については具体的方法論の功罪ということでかなりの質問がなされた。経口避妊薬はどうの、ペッサリーはどうの、などといったものであるが、かれは巧妙に答えていた。飲み薬があれば、夫婦交替で飲んだらいいではないかといった調子の答弁ぶりである。ただここで見のがせない一つの空気は、不妊手術の問題をめぐる白人と有色人との心の中の対立で、もちろんかれは less developed country といって under-developed とは言っておらず、また、むしろ、country という表現ではなく society ということの方を多く出しているのであるが、この develop 問題についての若干の反問も出たようである。

第3番目は村松君が報告するはずであったのが種々の事情であと回しになり、アラブ連合の Hasan Mohamed Husein が “Demographic, Economic and Social Factors in Fertility in the United Arab Republic” という論題ですることになっていたのであるが、ちょうどかれはアメリカの人口会議に出席したため出られず、その paper を代理のものが読み上げたにすぎない。この中で若干紹介してみると、アラブ連合もかなりの高出生率で、過去30年の記録は出生率40～45‰である。これは早婚が一つの原因だと言っている。ところが一方、死亡率は同期間に27から17‰に落ちたのである。そこで政府は社会的、経済的諸条件の改善に努力し、その改新によって出生調節ができる事を期待しているようである。この報告についても、いろいろと質問が出たのであるが、報告者が代理人なので答えられないで終わってしまった。

午前中の最後の報告はインドの C. Chandrasekaran で、題名は “Survey of Family Planning Clinics in Greater Bombay” であった。かれは最初に、ボンベイの人口事情を紹介した。つまり1961年センサスでは 415 万人の人口であるが、この中の 63.5% はボンベイ以外で生まれたものであること、一般に大都市集中の速度は早く、1951～61年で人口の 29% が都市部へ移動したと言い、全移動者の 59% が農村地域からの大都市移動で、残りの大部分が小さな町へ移動したということである。また 15 歳以上の男子のものの 50% が無学文盲か、または小学校のみのもので、30% がサラリーマンの職業についているとのことである。この調査は 1960 年に始まり 53 の clinics を通して行なわれ、その作業は 6 か月以上を要したという。これによって 3,721 の調査票が集められた。これによってわかったことは、このうち 5% のものが clinic を訪問し、その妻の平均年齢は 27 歳、平均子供数は 3.7 人である。したがって 20 歳から 34 歳までのものが圧倒的で、それ以上、以下のものはきわめて少ないのである。もちろんこれらの clinic も毎日、または一日を通じて開かれているものではないようである。ただこの clinic に来ることに重要な役割をしているのが友人とか親戚で、その後夫と相談して来るものが多い。つまり clinic に来るものは、かかる話を聞いてから早いもので 15 日以内、おそらくとも 6 週間以内にきている。インドでもやはりてい主関白で、夫の許可がなければかかる所へはこられないようである。さて一度 clinic へきて方法を教えられても 40.1% のものは二度と最初の 1 年間はその clinic へこないそうである。また実際ペッサリーかジェリーを教えられた 265 人の内訳を見ると、この方法を試みようとしたものが 18.1%，1 回か 2 回くらいしか使用しないものが 7.5%，3 回以上やってみてその後はやめてしまったものが 20.4%，使用が不明であるもの 15.5%，ずっと使用してい

たものが38.5%となっている。つまり61.5%のものはだめだということである。使用したがらないおもな理由は、不愉快であるというのが最も多い。

以上のほかの方法ではコンドームが最も多く、次が不妊手術となっている。

だがこのベッサリー・ジェリー法は、じょうずに教え宣伝教育をやれば普及しないことはなく、すでに西方の州にはかなりの普及を示す可能性があるので有望だと当事者は見ているとのことで、またかれ自身もボンベイでは、このような方法による受胎調節は、その傾向からみて20~34歳層に今後かなり普及性があると見ている。特にかれを勇気づけている点は、下層階級も関心を示し出しているという事実によるものである。ただかれの最も問題とするのは、大都市だけでこのような運動を起こし clinic を作っても、あとからあとからと農村地域からの多産的習慣力を持った人口の都市移動のため、つまり直接にいとまもなしといった嘆きと思うのである。つまりこれでは出生率は落ちるはずがないのである。

この Chandrasekaran の話に対してもいろいろと質問が出たわけである。いずれも細かな推進方法の質問であったと思うが、たとえばインドの広大なる地域で、へき村に行くには日数がかかるし遠い。そういうところでどういう連絡方式を取って普及させてゆくのかとか、一度教えてもその次に行ったときには忘れるだろうから、どういう人を代表にしているのかといった種類のものである。これには会場にいたインドの助産婦指導員らしきものがそのやり方を説明していたようである。特に交通通信の遅れているこの国では、たいへんな苦労があるに違いないとは思った。いろいろの質問の中でちょっと出色なのは、アメリカの Tietze が統計数字の割合を質問していたことである。

いろいろの報告でこの会議を通じ、いつも考えさせられるのだが、何%，何々，という数字が見せられるのであるが、こと人口に関する限り、いったいどれほどの信頼性があるのかということである。特に家族計画ということになると、70人ぐらい調査して、それで何%と言われ、しかもそれがその国全体の割合を示すかのごとき錯覚に陥われるのであるが、いったい低開発諸国の統計値ほど危険なものもないと思わざるを得ないのである。国勢調査も定期的にチャンとできない所で人口総体を推量するパーセントなどは出てこないであろうということでもある。またかれの報告でふと思ったことであるが、家族計画の普及運動のときに、必ずといってよいほど clinic の数が出て、その大小を論じていることである。そんな建物ばかり作ってもそこへ来る人は限られており、そんなことで家族計画がじょうずに進行するなどと思われてはたまたものではないと思うのである。日本の企業体ではこんなことは実験ずみであり、無意味だと思うのであるが、何百万という金をかけて、しかも終日、年中開かれもしれない clinic など作ってみても仕方がないとも思ったものである。

午前中はこの本会議と並行して各国の家族計画連盟の実状報告がなされていたが、わたくしはこれに出席することができなかった。プログラムによると次の団体である。

最初はアメリカの Planned Parenthood Federation で、これは World Population Emergency Campaign を含んだ報告である。次がシンガポールの Family Planning Association, パキスタンの Family Planning Association, 最後がデンマークの Foreningen for Familieplanlaegning であった。その後引き続いて次の題名の映画が紹介されている。

アメリカの “A Fair Chance”, シンガポールの文部省製作の “Happy Families” およびパキスタンの映画の3本である。

午後になって再び本会議が続行され、議長はインドの B. L. Raina がなった。

初めにパキスタンの S.A. Zafir が “Some Causes and Effect Influences of Fertility” と題して語るが、いろいろの議論や資料を取りまとめて本問題の理解を深めたいとの前置きがあり、人類と他

の動植物との違いに触れ、環境によって支配されるかどうかを述べている。そこで環境は次のような要因を含んでいると考えている。

- (a) 同種属人口の残り
- (b) 生活必需物資
- (c) 他の生物および無生物
- (d) 年齢、しつべい、退化、衰微を引き起こしめる時間、空間の他の要因

動植物は(a)と(c)の要因には働きかけることができるが、(b)と(d)の要因についてはどうすることもできない。人類はすべての要因に影響を与えることができるとして、ここに死亡率の低減の例を示すのである。そこで出生率についてもこれを調整することができるというふうに説明していく。これから出生力というものへの若干の分析を行なっているが、これは Davis と Blake のものを引用しているのである。

分析のわく組みは三つで(1)性交、(2)妊娠、(3)妊娠期間と出産で、中間の変数を次のとく分類するのである。

- (1) 性交にさらされることに影響を与える要因（性交変数）
 - (A) 再生産期間における合体の形成、分解を支配するもの
 - (a) 初性交年齢
 - (b) 一生の独身生活：決して性交しない婦人の割合
 - (c) 合体、およびその後の再生産期間量
 - (a) 合体が離婚、別居、遺棄などによって破れるとき
 - (b) 夫の死によって合体が破れるとき
 - (B) 合体内で性交にさらされることを支配するもの
 - (d) 自発的禁欲
 - (e) 非自発的禁欲（インボテンツ、病気、不可避的一時的別居等によるもの）
 - (f) 性交回数（禁欲期間を除く）
- (2) 妊娠にさらされることに影響を与える要因（妊娠変数）
 - (g) 不本意な原因によって影響されるような多産、少産
 - (h) 受胎調節の使用、不使用
 - (a) 機械的、化学的方法
 - (b) 他の方法
 - (i) 自発的原因によって影響されるような多産、少産（不妊手術、切開手術、その他医学的処置等）
- (3) 妊娠期間や安産に影響を与える要因（妊娠変数）
 - (j) 不本意な原因による胎児死亡
 - (k) 自発的原因による胎児死亡

以上の分類要因をもとにして出生調整を検討してゆくのであるが、Zafir は特に可能なる現実的なものとして、ヨーロッパ諸国において見いだされている因果要因から三つのものを取り出している。すなわち、結婚年齢、経済状態、社会状態である。このうち結婚年齢の引き上げは、たいした効果を持っていない。次の経済問題は、どうして貧乏人の子たくさんとなるか科学的の説明がないとしている。もちろんいろいろの仮説はある。たとえば、楽しみがないから性交にふけるとか、動物性たんぱく質の取り方とか言われるものであるが、決め手はないわけである。社会状態についてはいっそう複

難で捕えどころがないのであるが、考えられるものとしては、(1)都ひ要因、(2)社会階層別差別出生力、(3)教育程度、特に婦人の知性、(4)宗教的要因、(5)婦人の社会的地位等について述べている。次いでパキスタンのセンサスによる人口事情が紹介され、その高出生率が注目された。

次の演者はシンガポールの You Poh Seng で題名は “The Falling Birth Rate in Singapore” であるが、第1日目の総理大臣の話を統計的に裏づけたような話に終わっている。

次はボーランドの Bohdan Bednarski が “Some Remarks on the World Population Situation; Ways of Solution” と題して話をするはずであったが、ついに出席不能とのことで聞けず、最後に午前中やるはずであった村松君が、スライドの用意をして日本の実状を統計的に説明した。

たいした質問もなく本会議は終わったが、またこれと並行して午後も各国の家族計画団体の報告がなされていた。議長はインドの S. D. Rama Rau である。報告した国は香港、バーバドス、タイの Family Planning Association であった。この後また映画があり、香港の “A Story of Two Families” とジャマイカの “Too Late” が上映された。

3 第3日目：2月12日（火曜日）

午前中は昨日に引き続き本会議が開かれたが、議長はセイロンの W. A. Karunaratne で、最初はニューヨークの Otelia Mendoza が “What are the Factors in Latin American Culture that might Stimulate or Discourage Fertility Control” と題して報告を行なったが、その要旨は、まず今日のラテンアメリカにおける種々雑多な文化の相違というものについての理解を深めるための説明がなされている。人種的にはスペイン、ポルトガル、フランスの血液が交わり、マヤ文化やインカ帝国の文化まであって原住民はだいに消滅しつつあり、アルゼンチン、チリ、ウルグアイなどの国の人口はほとんどがヨーロッパ人種で、これに若干のインドとスペインの混血児がいるくらいである。インデアンの人口が多いのはメキシコ、グアテマラ、エクアドル、ペルー、ボリビア、巴拉グアイの国々であるが、文化的様相がすべての生活相に反映しているという。しかしここでも混血児が優勢なグループを作っている。出生率問題では J. Mayone Stycos と Frank Lorimer の研究を引用して述べている。

ここでもいまだ古い封建的な因習力が根強く残っており、特に土地所有者はがん強に変化を拒否している。つまり金持ちや地主というものは一般大衆の態度や信条、状態についてなにも知ろうとしない。そしてかれらの規準のみによって大衆を判断しているだけである。教会の勢力や関心はこれらの少数支配グループと密接に連なっている。かくして男性が絶対権威を持ち、男性はなにをしても自由だが、女性は縛られているという “double moral standards” が通用しているのである。こういう状態は明治時代までの日本の実状によく似ていることを思わしめた。おもしろいことは、結婚は経済的に上流階層には社会的に要求されているが、下層階級の内では合意結婚が行なわれているということである。また私生児の出生率は案外に高く、ある国では70%以上もあるということである。上流階層では常に教えられ実行もしているが、下流階層のコントロールといえば、犯罪的な堕胎だけであるという。そこで人工妊娠中絶が増加していることがあげられ、その例として、チリのサンチャゴでは580の婦人を調査したところ734回の中絶を行なっているとのことで、ある患者のごときは少なくとも3回、多くは7回の中絶を行なっているという。したがってかれは、サンチャゴ全人口に対して推計を行ない、年間6万件の中絶があると言っている。カトリックの勢力について現在10万人の牧師がいるが、大多数の国民は教会の教えに無関心かその機会にさらされていない。この例としてペルトリコの成人女子のうち70%，成人男子のうち80%は教会のサービス事業に決して出席していないといふこと

とがあげられている。だがカトリックは支配階級をおさえているので、一般国民大衆のコントロールというよりも政策を作るときのコントロールに成功していることで、その証拠には政府は家族計画にあまり乗り気でないというのである。また教会はあらゆる種類の圧力をマスメディアや教育機関にかけて、性と受胎調節に関する知識に関する科学的報告をおさえているのである。だから一つのスローガンは“Gobernar es Poblar”で、つまり政治家の責任はその国の人口を増加することであるということである。つまり人口調整は“国民的自殺”であるという意味が強いのである。ところが、ひとりひとりの個人はやりきれずに受胎調節に賛意を表しているが、さてだれが指導してくれるかというと、政治家はもちろんのこと専門家、医者でさえも教会の圧力のために地位の喪失を恐れてやらないのである。さて一方、社会的変化がいろいろの文化の型というものを修正しつつあるということであるが、それは調節ということよりも増加の方で、おそらく今世紀の終わりには現在の2億人口は3倍の6億人口になろうと推測されているのである。そして今や工業化は恐るべき速度で進んでいるという。特にブラジル、メキシコはその例に漏れない。したがって、今後はカトリックの力は弱まるとみており、20の国々のうち11の国々はすでに正式に国家と教会との関係を切り放したとも言っている。

最後に結論として Mendoza は次の10項目をあげるのであるが、

- (1) ラテンアメリカの20の国々の文化的相違というものを認識するのでなければ、これらの国々の家族計画運動の複雑性はわからないこと。
- (2) 二重道徳律、極貧、無知、社会的不正が高出生率の要因となっていること。
- (3) 中絶の増加のため専門家はこれを防止する手段として受胎調節の使用に目を向けていること。
- (4) 出生調節の研究は大半、低収入階層の人々についてである。國家の発展や国際政策に関心を持たなければならぬ上流階層の人々については、かれらの態度やふる舞というものがほとんどわからないこと。
- (5) 教会は出生調節に対する国家的や国際的政策をおさえるために政治的、社会・経済的、文化的圧力と圧迫を行なっていること。
- (6) 多くの場合、家族計画運動に参加したり推進することに気乗りがしないということは、かれらが教会の教義に忠実であるというよりも、かれらの地位や身分が危険になることを恐れているためであること。
- (7) 多くの人口学者や政治家は、人口調節を国民の自殺と人々に思いこませている。つまりかれらの感情は工業化に伴う一般経済、社会、教育の改善が人口増加を注意するだろうということ。
- (8) 教会は、下層階級の人々の日常生活にはほとんど影響を与えておらず、教会へ行くことはまれである。合意結婚が普通で、教会が反対しているあらゆる迷信が習慣となっていること。
- (9) 受胎調節に反対する強烈な壁は、教会の教義への執着ではなく、これに対する無知であり、受胎調節利用性に対する欠如である。
- (10) ラテンアメリカの多くの国々で行なわれている人口、社会、経済の構造的変化および宗教的、文化的変容は出生調節を刺激するような風習、価値、態度、制度の変改をもたらしつつあること。

以上であるが、若干の質問が中絶問題にからんでなされた。

次の演者はカイロの Hanna Rizk による “Impact of Culture on Fertility in the United Arab Republic” であったが、ついに出席不能とのことでだめであった。

第3番目はクアラルンプールの Datin Lady Thomson による “The Impact of Culture on Birth Rate and Population Increase in the Federation of Malaya” である。

その要旨を紹介すると、家族計画の二つの意義、health と happy のためにあるということの再確認的説明がまずなされているが、この中で注目すべきは、不妊ということがやはり12人の子供を持ったと同様に家庭では悲劇であるということである。次に理解に便ならしめるためにマラヤの内部の人種的経済的状態を説明し、今や政府によって農村開発計画が進められている。そして食料増産計画や、教育制度改善計画にもかかわらず、増加してゆく人口の要求を満たすに不十分なのである。マラヤでは年間3.5%の人口増加で、一方死亡率はここ10年間変わらないという。よく WHO で言われることだが、世界人口の49%は1日1人当たり2,200カロリー以下の食物しか1938年には取っていなかったが、1953年では、その割合が65%に上昇していると言われることの意味がここにあるということである。

そこでまず人口増加と同時に増加速度が問題で、それが生活を荒廃さすのであるが、一つのなすべきことは教育であるという。特に栄養学的な知識教育の重大なことがあげられ、盛んにこの方面的運動も行なっている。次にマラヤの文化面の問題はマレー人と中国人、インド人が並存していることのために、宗教もキリスト教、回教、仏教とがあり、それぞれ儀式、習慣が異なることである。また経済面においても4分の3の人口は農村地域に住み、貧しく、しかもこれらはほとんどがマレー人である。中国人は主として都会生活をして富み、次いでインド人は、社会的にかれらの生活改善ができるような地位にあるわけである。

マレーで最も高い出生率を示すのはマレー人とインド人で、1960年では前者が43.3%，後者が43.4%で、中国人は37.5%であった。次に死亡率はマレー人が11.2、インド人が8.7、中国人が7.6%となっている。乳幼児死亡率はまた高く、マレー人で生産児千につき87であり、1～4歳生存児千につき45であるという。この割合は、乳児の場合は文明諸国の3倍に上り幼児の場合はまさに30倍である。それでもチャンドラン人口がふえるのだというのである。だが若いマレー人はしだいにこの風潮にめざめ、むずかしい家族計画という考え方を理解しうるようになるであろうという期待論を述べ、すでに中国人は clinic にもどんどん来るようになっている。そこでここにも人工妊娠中絶にふれているが、もちろんマレーでは非合法である。しかし、かなり農村地域でもその知識が普及し始めているとのことで、どの人種にも中絶の専門家がいる。何かかぎで引っかけてやるそうだが、何人これで死んだかはわからないそうである。不妊手術もこれに続いて行なわれている。

さて結びとして東部マレーではなんといっても男の世界で、男の許しがなければパソコンなどはできない状態である。経口避妊薬の問題もあるが、これも女性生理問題についてまだ不安なものがあり、結局、家族計画センター中心にたゆまず忠告と指導をする以外にはない。と言っている。この報告で感じたことであるが、開会式のマレーの大臣のあの楽観論と比べて事実の報告はこれほど違うのであるということである。つまりラテンアメリカの話ではないが、政治上層部とか社会の上層部の人間は一般国民大衆の実状とその感情について全く逆に言えば無関心か無知かである。ということが、何か後進的地域における特徴のようにも思えた。

次がインドの S.N. Agarwala の “Cultural Factors Affecting Fertility in India” である。かれは真っ先に結婚年齢問題からはいっていった。

ここにインドの早婚年齢が取り上げられ、1891年コートホールでの婦人の結婚年齢は12.5歳であり、1951年でも15.6歳である。1961年のセンサスはいまだわからないが、おそらく過去の推移から見て16歳ちょっとくらいのところであろうと言っている。インドの州を比較的結婚年齢の高いものと低いものとに分ければ、マイソール、マドラス、トラバンコールコーチン、パンジャブ、アッサムなどは高い方で、ハイデルバード、ウタープラデシュ、ビハール、オリサ、マディアプラデシュなどは低い方

の州にはいる。

宗教別にいようとキリスト教信者は高く、ヒンズー教信者は最も低い。つまり前者の平均結婚年齢は1921～31年で17歳だが、後者は12歳であるというのである。またカストによっても異なっている。すなわち1901～31年までの平均婚姻年齢を見ると Trading caste は13.8歳、Warrior caste は13.5歳、より低い caste では13歳で、最低は Brahmin caste の12.8歳である。この Brahmin caste は伝統にしばられているため、また Lower caste の方は低い知識、貧困およびかれらの仕事の性質から由来するものと考えられている。

これら宗教と caste という二つの差別婚姻年齢の上に乗って地域差というものができているのを見るのであるが、インドでは若い年齢で、いろいろの儀式に続いて “gauna” または “vida” と呼ばれる結婚儀式がなされる。この儀式が終わらないと夫婦はいっしょに暮らせないのであるが、教育程度の高い人々でも、この儀式を結婚と同時に17歳くらいで行なうから18歳から産み出すということになる。しかし半面、未亡人の再婚がインドでは制限されているとよく言われるが、平均してインドの婦人は8年から10年くらい、かれらの再生産期間を失っていることにもなる。ここでかれは結婚コード別に平均婚姻年齢、50歳までに妊娠をとめる平均年齢および未亡人となって妊娠を失う平均期間の表を比較して、これらの変化には死亡率の改善が反映していることを述べている。カストとして見ると未亡人の再婚はそれほど制限されてはいない。

かれの Delhi における研究では17.6%が未亡人になったが37.6%の未亡人は再婚している。また Dandekar の6農村の研究でも22%が未亡人となったが、すべての未亡人のうち30%は再婚していることがあげられている。インド全体で推計すれば、かれは既婚の4～5%のものが未亡人後再婚していると見ている。一般に未亡人にならなければ、Travancore-Cochin 州での研究では45歳までに平均6.6人の子供を持つが、未亡人になると5.5人となって平均1人の子供の生産を失う計算となる。Madhya Pradesh 州ではこの差が0.5人であり、Mysore 州では農村地区で1人、都市部で0.5人の差であるという。つまり1901年から1946年においては約45歳までに生む平均年齢を40歳のわくを越えて約3年間、再生産年齢を延長したことにより、これは10%の出生率の増加を結果したと同じことになるとかれは見ている。

さて宗教問題であるが、少なくとも1人は男子を持たねばならないとする。この規則で、男が両親の死後責任があるわけであるから男子がいないと娘の男子、つまり男の孫がいろいろの宗教的儀式をやらねばならないことになる。ヒンズー教ではいろいろの教えがあり、道徳的制約が性生活に加えられており、少なくとも1日多ければ120日ぐらいまで性交を避ける日がそれぞれ決まっている。そうでなくとも月経期間、妊娠中、授乳中などはこれを避けるのが普通になっている。さらにヒンズー教はこれに制限を加え、自由な夫婦の交わりを許さない “parda” という “family system” があるくらいである。また、妻は授乳すれば妊娠しないと思って2年も3年もこれを行なっているものがあるが、これが誤りで妊娠してしまう例もある。そして、ちょうど荻野式を逆に考えて安全期だと思い込んでいる婦人もかなりあることが報告された。

最後にかれは、以上のいろいろな制約や条件が今後はしだいになくなつてゆくことが想像されるので、いずれは個人が主体性を持って判断し行動する日の近いことを述べて結んでいる。

次の講演者はドイツの Hans Harmsen で、題目は “Fertility and the Law” であるが、かれは多産の要請問題を民族生活のあり方から説き起こすのである。

つまり農耕民族と狩猟民族に分け、これらの残存風習というものを出生と関係づけて見ようとする。そこに生活規制と宗教的制約との関係の公式化を見るのである。ところが、こうしたいろいろの

文化というのも今では法律というものによって支配されていると見るのである。そこで法令の源泉をかれはモーゼの古き十戒から引っ張り出し、これが今日のユダヤ教やキリスト教義になったとし、さらにこれらが修正され、ギリシアの医者に対する Hippocrates の誓文となって公式化されてきたとする。つまり後のローマ法典である。ここでかれは妙なことを言い出すのであるが、現在の法律というものは人工妊娠中絶に対してきびしすぎると言う。そしてドイツの例を持ち出し、医者がやれば危険はないというのである。

ところがこれを全面的に合法化することには、必ずしもかれは賛成しておらないのである。すなわち堕胎を合法化すれば非合法の堕胎がなくなるというのは真実ではないということで、この点は日本でもよくヤミ中絶をなくすためなどという理由で優生保護法を緩和したのは明らかに誤りであったことが、いろいろの国の例で紹介された。たとえばスカンジナビア、西欧ブロック、またソビエトロシアでさえも、非合法堕胎が顕著に減少したことではないと言っている。

さてここでまたもや Roman Catholic との対立が論ぜられ、このような犯罪的法令は単に宗教的な偏見に基づくばかりでなく、たいへん疑問となるような人口というものの考え方や思慮に発しているとする。そしてかれはナチのヒットラーの考え方を引例する。そしてそのナチ法令は今でも生きており、ために受胎調節の考え方を普及せしめるのが困難であり、ドイツの家族問題を取り扱う大臣がチャキチャキの Roman Catholic であると言っている。これと対象的に目立った例として、かれはトルコのケマルパシヤをあげていた。

つまり法律とか法令というものは、伝統というものに付随したものであるために新しい近代的な要求に対立してしまうと言うのである。

そこでこうした運動をやり上げるのは女がいいという。どこの国でもこの問題は女が pioneer であると言って、確かに女をおだてていた。

最後にパキスタンの Attiya Inayatullah が “Impact of Culture on Fertility in Pakistan” と題して話をしたが、これはなかなか激烈である。同様に人口統計数字を並べ立てて説明にはいってゆくのであるが、マルサス理論を引っ張り出すやら、ちょっと途中何を言っているのかわたしもわからなくなってしまったのであるが、ただ、パキスタンで “planning” などということばは議論のためのたわ言であるというので、たいへんなことだと思ったのである。つまりパキスタンにはいろいろの部族がいて、決して homogeneous ではない、だからここで一般化などというばかなことを言うのが危険なんだというのである。確かにここに統計値の問題があることがわかるのである。

とにかくパキスタンは多産を結果するようないろいろな要素に満ち過ぎていることが述べられた。たとえば Polygamy 制度とか、また女が妊娠している方が逆に体を休息させて安全であるといった全く文明諸国とは別のか烈な生活体制があるということである。と同時に強固な Kinship があって、それが血族家庭を構成し、これを存続させたいという力がある。したがって、子供をむしろ生産しようという方向にこれらの条件が働くわけである。こういった社会環境や、部落構造をかれは述べ、今のままでは人口は40年後には倍加してしまうのだと絶叫する。そして近代的な欲求は芽ばえそうにもなく、レクリエーションとしては何一つ文明的なものはない。つまり、すもうとかバクチ、売春、同性愛、歌、村のお祭りとかである。結論としてこの少ない時間では十分に意を尽くさないが、われわれは長い道を歩んでいるのだといったことばであった。

わたくしはかれの話を聞いて Pakistan の深い原初的な真価にふれた思いであった。

さて会議は午前中これと並行し、昨日と同様各国の家族計画連盟の報告が次のごとくホンコンの Li Shn Pui を議長としてなされた。すなわち、

インドの Family Planning Association

マラヤ連邦の Federation of Malaya Federation of Family Planning

カナダの Planned Parenthood Association

である。続いて次の映画が上映されるはずであった。すなわちインドの “In Your Hands” と “The Great Problem”, マラヤの “Three-minute Advertise” であるが、インドが 2 本なので 1 本は翌日回しになった。

午後は多くの会議が並行している。つまり本会議と “Organisation and Campaign Planning for Publicity in Relation to Family Planning Objectives” で、議長はシンガポールの Lawrence G. Mani であるが、わたくしはこの会は何の会か出席もできずよくわからなかった。

また臨床家の専門家会議が “The Use of Oral Compounds” について開かれていたが、議長は Alan F. Guttmacher である。わたくしはこの会にも出られなかつたが、この会議は13日も “The Use of Intra-Uterine Devices” として続行されている。ここで出席した群馬大学の松本教授に聞いたのであるが、要点は、アメリカ側は経口避妊薬を進めようとする立場で論ぜられ、西欧側、特にイギリス側は慎重論の立場で議論されたと言っている。日本はやはり、慎重論の立場を取っていたと言っている。

さて本会議の方は議長がシンガポールの George G. Thomson の下に開かれ、最初はシンガポールとして Han Suyin 女史が “Recent Developments in China” として話をしたが、この女史は有名で、かつて日本でも上映されたアメリカ映画 “慕情” の原作者でもある。彼女は出生調節は社会的・経済的条件の変改に伴うことを強張、それは革命による工業化が先だとする主張である。これなくして出生率の低下をしようとなれば、それは一般人民にか烈な残酷な手段となって犠牲をしいる結果となるということで、今や中国は着々その工業化の展開を計っていると述べ、しかしこの建設途上のときに妙な消費ブームを起こして、この建設意欲を阻害しようとする資本主義国家がある。かかる世界的な傾向（彼女はこれを unnecessary boom と呼んでいたが）、これについてはアメリカが責任があると言い、その第 1 の事例をインドに示している。だからインドの婦人は少し sexy になったと皮肉ったりもして、なかなかよくしゃべる女史である。それでもしこのような消費ブームが正しいとするなら、われわれは毎年 2,000 万の baby に一つずつがん具を与えねばならないというのか、といった調子でまくし立てた。

インドのことにつれていたとき、ついに Rama Rau 女史は、たまりかねて “It is cool” と叫んで立ち上がったほどである。話が終わるとこれはいろいろと質問が百出した。とてもその一つ一つについては聞き取れないが、わたくしの記憶に残っているのは台湾との問題をだれかが質問したときに、彼女はそんな問題はちっぽけな問題である。どうせ近く台湾は支那と合併すると平氣で答えていたことである。つまりえらい自信があるのである。時間がきても会場が騒然となり熱を帯びていたので、ついに 1 時間以上、彼女の演説問題に費やされ、それでも終わらず、休憩後も盛んに議論していた。

このために次の演者にはまことに気の毒で、マラヤの Clifton K. Wharton Jr. の “Demographic Aspect of Subsistence Economics” なども簡単に終わらざるを得ず、またデンマークの Henrik Hoffmeyer の “Emotional Aspects of Family planning” も淡々とすんでしまったほど、前に人気をさらってしまったのである。やはりこんなところにも東西対立の芽が出ていることをわたくしは深く感じた。

この日は G.W. Cadbury が議長となってパネルディスカッションがインドの Avabai B. Wadia, シカゴ大学の D.J. Bogue, アメリカの N. Thomas Gray, パキスタンの A.M. Khan, ホンコンの Ellen Li, ヨーロッパの Franc Novak, ブエルトリコの Celestina Zalduondo、それに日本からは古屋先生が出て開かれた。大体この題名が、 “Ways of Reaching People” ということなので、各講師の報告内容も、こういう形で運動を進めているというぐあいで、聞いていてそれほど参考になる運動推進法ともわたくしには思えなかった。いやそれよりもむしろわたくしは、日本の方がはるかに進んでいるとも思えるほどなのである。確かに日本の企業体でやっているような、主婦そのものを組織してやっているなどということは類例がないやり方なのである。ただここで日本の場合は国鉄の例が紹介されたのであるが、他の諸企業体でも多くやっているし、また企業体推進は人口問題研究会がやっているので、こういうことも一言紹介して欲しかったようにも思う。

このパネルと並行し、すでに書いたように専門家会議も午前中は行なわれていた。

午後は三つの会議が並行して開かれたのであるが、一つは “Methods of Birth Control—, A Reassessment” で H.R. Wright が議長となり、次の人々の報告が持たれたようである。

インドの S.S. Gore の “Methods of Contraception To-day” が紹介文として行なわれ、次いで、アメリカの C. Tietze, M.S. Calderone, セイロンの A. Kinch, アラブ連合の A. Hussein によって “Field Studies of Methods of Contraception” について議論され、次いでオランダの Conrad Van Emde Boas, 日本の松本氏が “Rhythm Methods in Different Cultures” を論じた。また専門家会議は “Biology of Reproduction” で、これは免疫学者とか化学者などの基礎的研究家の集まりで、参加者の名前は次のとく、シカゴの Victor A. Drill, オランダの H.F.L. Schöler, インドの Safia R. Munshi, A.B. Kar, 西ドイツの J. Haller である。

わたくしは以上の二つには出られなかつたので内容はよくわからないが、聞くところによると、経口避妊薬も、今度は着床を妨げる物質が発見されているし、どんどん進歩しているのであわてて古い飲み薬を使う必要はない。またこのような実験はカトリックの強い国ではできないので、できやすい国で実験したい希望もあるが、日本はよほど考えねばならないと思う。また再生産生物学というのは日本では産婦人科医がやっているが、ほかの国では内分泌学者、生理学者、化学者などが行なっているのが相違していると思った。

わたくしはこれと並行して行なわれた各国の家族計画団体の報告会議に出たのである。というのはここで日本のことが国井君から報告されるからであった。

議長はアメリカの Robert M. Ferguson 女史で、イギリス、日本、ドイツ、フィリピンと Family Planning Association の報告があったのである。日本の報告も無事終わりドイツの報告が終わったとき、たれかが人工妊娠中絶のことでドイツに質問したのである。ところがドイツは答えられないのである。すると議長はわたくしの方を向いてたれか日本人が答えてくれと言われ、国井君は報告を終わったところで疲れているし、ついにわたくしが当意即妙に答えざるを得なくなつた。つまり人工妊娠中絶をいかにして受胎調節に切り替えるかということなのである。わたくしは根本問題として官民協力体制がひかれること、主婦を組織し、医者、助産婦、看護婦といった指導者を選出し、徹底的に忍耐強く集団指導と個別訪問指導を繰り返し3年以上やらねばだめだといったはずであった。このあと前日やらなかつたインドの映画、スウェーデン、日本のものが上映されたが、どうも見ていてほかの国の映画は劇的であるのに日本のはペッサリーがどうの、ゼリーがどうのといって理屈っぽく感じた。だが科学的だといってほめてくれた外人もいた。

このときと並行し C. Tietze の司会によって、第1研究分科会が “Evaluation of Contraceptives

Measures”として開かれていた。

5 第5日目：2月14日（木曜日）

5日目は前日に引き続き“Method of Birth Control”が開かれ、東ドイツの K.H. Mehlan, メキシコの Arturo Aldama, インドの G.M. Phadke, イギリスの C.P. Blacker によって行なわれ、議長はホンコンの Ada S.H. Wong である。

またこれと並行して科学的分科会として、アメリカの G. Pincus の議長の下に討論がなされたようである。この会議は本当に専門分科した人々の集まりで、題名は“Neurohumoral Mechanisms”である。参加者の名前を列挙すると、アメリカの C.W. Lloyd (実験生物学), イギリスの G.W. Harris (人体解剖学), インドの B.K. Anand (生理学), M.T. Clegg (フォード研究財團研究者), イギリスの A.S. Parkes (生理学) である。

午後は、各國の組織体からの報告がセイロン、フィンランド、アラブ連合、イタリア、ラテンアメリカと行なわれ、セイロンの “Too Many Too Soon” とイタリアの “The Mysteries of Rome” が上映されたのである。議長はイギリスの Lady Tewson である。

これと並行しているのが科学分科会で、題名は “Biochemistry of the Uterus and General” でイスラエルの M.C. Shelesnyak が議長である。参加者はインドの G.P. Talwar (生化学), シドニー大学の I.G. White (生理学), インドの M.S. Joshi (生理学), 日本の林教授 (産婦人科), フランスの R. Moricard, S. Gothie, および F. Moricard (ホルモン学) である。

6 第6日目：2月15日（金曜日）

6日目は朝から study group が開かれた。わたくしは “The Role of Abortion” の第9研究分科会を司会することになっていたので、他の分科会の様子はわからないが、わたくしの分科研究会は次の人々の参加の下に行なわれた。

デンマークの Henrik Hoffmeyer, 東ドイツの K-H. Mehlan, 西ドイツの Jürgen Haller, グアテマラの Enrique Castillo A., インドの C. Chandrasekaran, T.C. Deshmukh, Hem Sanwal, インドネシアの Hanifa Wiknjosastro, ヨルダンの I.R. Nazer, メキシコの Edris Rice-Wray, 西バキスタンの Zarina Fazelbhoy, Riaz Ali Shah, スウェーデンの Thorsten Sjövall, アメリカの Lena Levine, C. Tietze, N. Caul'l Gullynika, C.F. Zukoski, ユーゴスラビアの Franc Novak, シンガポールの J.N.W. Voorhoeve, イギリスの P. Eckstein, カナダの Barbara Cadbury, またアメリカの Time and Life の記者で John Shaw, このほか台湾, 韓国の人々, それに日本からは古屋, 古沢, 国井, 村松の諸氏が参加してくれたのである。この全ぼうを詳細には尽くせないが、初めは、わたくしが人工妊娠中絶の役割についての議論のやり方について私見を述べ、この問題は非常に微妙な問題だから、なごやかな空気の下に議論したいと言った。

最初 Mehlan が、前の総会で言い残したことがあるので発言したいというのでこれを許したが、長いので中止させた。次いで Lena Levine が、Mehlan について中絶の合法ということの前にはそれが治療的な中絶であったのかどうかが聞かれ、かれは私的ではなく病院でやったものであると答えていた。次にスウェーデンの Sjövall が、中絶というものは避妊の応急処置で正常な方法ではないと発言すると、がぜん、反論が諸方面から起こってきた。まずヨルダンの Nazer は、中絶の合法化は非合法中絶にまさること、その理由は立派なパソコンだからという。もちろんこれについて Sjövall は答えている。つまり中絶が許されるとすれば、第1にそれは医学的な根拠、第2に社会病理学的根

拠、第3に病的社會的根拠、第4は優生学的根拠、第5は人道主義の理由、つまり暴行を受けた場合などである。ところがデンマークの Hoffmeyer は、これはあまり厳正にきびしく取り扱われるべきではない。それぞれの理由は混合していると言い、罪の意識が問題なのだと言った。このとき古屋先生が、黒板に“こけし人形”を書き出しその意味を村松君に説明させていた。

Lena Levine は医者としてでなく女性として言いたいと呼び、女も男と同様に自分自身を決する資格があると言い出し、このとき Tietze が勝手にしゃべり出し議場が少し混乱してきた。そこでわたくしは Tietze を前へと呼び出し、そこで話をするようにしてこの騒然さを静めたのである。

この前にユーロの Novak に発言させたので、合法中絶はいわゆる “slipshod”（だらしなさ）を受胎調節に引き起こすことが言われたが、Tietze もこれには賛成だと言った。だが好まない妊娠をしてそれを長びかせて、あとで中絶するなら早くやった方がよいというのも感情移入が少なくてすむからだと中絶の早期化を言ったのである。

パキスタンの Fazelbhoy は、罪の意識は質問者が与えてしまうのではないかと言ったが、ドイツの Harmsen はこれを打ち消し、ドイツでも中絶の増加が著しいことを述べたのである。アメリカの Zukoski は、これは道徳問題であるが、どこで線を引くかが問題であると言ったのである。ところがメキシコの Edris Rice-Wray は、貧乏人の婦人の中にはメキシコでは罪の意識はないと言い、中絶を合法化することの困難性は、多くの医者が実はヤミの堕胎を現にやっているからであるという。だからかれらは合法化に反対している。つまり堕胎費用が安くなっては困るからであるという。スウェーデンの Sjövall も、スウェーデンでもあるが非常に慎んでいるという。

これらの議論を行なっているうちに時間が切れてきて、しかも古屋先生から日本の家族計画連盟で作った中絶の実際の映画を見せたいというのでこれを上映することにした。ところが、これを見て、Cadbury 夫人などは気持ちが悪くなって終わりまで見ずに途中で立ったほどで、この日、わたくしの分科会に参加してくれた人々をわたくしが昼食会に招待したのであるが、そのときの話でもインドの Chandrasekaran などは、この映画を見てびっくりしたとわたくしに告げたほどである。つまり中絶手術の何たるかを知らず、ああでもない、こうでもないと言っても始まらない。百聞一見にしかずで見せたわけであるが、みんな驚いてしまったわけである。だがこの反面、あのような映画を篠崎議長はどうして上映することを許したのだという、うらめしげな声も耳にはいったのである。

7 第7日目：2月16日（土曜日）

この日は前日にやった第1から第9までの study group の司会者が総会に報告することから始められた。第1の study group は Tietze、第2は C. Canfield、第3は Blacker、第4は K. Gunnar of Geijerstam、第5は A. Braestrup、第6は S.S. Gore、第7は D.V. Glass、第8は B.H. Shears、第9は篠崎という順で報告するのであるが、たぶん Glass だと思うが、前日に帰ってしまったので議長がいないために Tietze が狩り出されて2度、報告させられていた。がしかし、他の研究グループの報告がまことに短いのである。だから時間が余ってきたわけである。

このときの議長は、会長の O. Jensen 老夫人である。それがもう少し司会者の報告は長くやってくれとちょうど第6 study グループの報告が終わったあと注意したのであるが、その後も3分くらいで軽くすまされて、とうとうわたくしの最後の順番になってきたのである。そこで初めは5分間のつもりでしゃべる用意をしていたのであるが、長い演説をぶつことになってしまったのである。まあ聴衆を適当に笑わせながら、また適当に緊張させながら話をしたのであるが、ただ人工妊娠中絶に賛成の国も暗々裏にはあるし、といってこれを推進すべき性質のものではなく、日本は特にこの中絶の

チャンピオンのように思われているので、この報告はなかなかわたくしにとって神経を使ったものとなったのであるが、終わったとき、大変拍手が聞こえたのでまあまあよかったと思った。

とにかく、演説を終わって席へ戻る途中、インドの Chandrasekaran とカナダの Cadbury から熱い握手を求められ“よかった、よかった”と言われたことは、わたくしにとって忘れられない印象になりそうである。

とにかく中絶問題では日本は非常に国際的に微妙な立場にあるということだけは肝に銘じたものである。

このあと感謝のことばが会長から述べられ、次の会長にはインドの Rama Rau がなり、はなばなし閉会の劇的シーンとなるのである。

IV む　す　び

またこの会議を通じほとんど毎晩といってよいほど、何かの招待があって、わたくしにとっては楽しい国際会議であるが、これと同時にシンガポールの対日感情が非常によいのにも気持ちが伸び伸びしたのである。町を歩いていても、支那人町でも“Japan Japan”的声がかかるし、またものが安いので楽である。

ただ考えさせられたことは、外国へ行ってみると、やはり日本の国力というものがものをいっていることがよくわかる。もし日本が力がなかったら決してわたくしごときものは問題にさせられなかつたに違いない。つくづくりっぱな国作りをしなければならぬと思うのである。

それにわたくしは、アジアの人々から日本は一番すぐれた国だとほめられることを何度も聞くたが、そのあとでかれらは、ただし日本はアメリカ、ヨーロッパ style になってしまい、アジアを忘れるのではないかということをつけ加えている。またアジアの20歳代の人々と好んで接近したが、かれらがアジアの日本をめざして勉強し日本を目標にして努力をしている学生にも会ったとき、その目付の輝きを忘ることはできない。日本の若者はそれにどう答えるだろうか。かれらは“Japan is best”を言い、希望と野心の下に日本をながめている。うかうかしてはいられないとも思った国際会議でもあったのである。

最後に全体を通じ感じたことは、自発的民間団体の国際会議であるから、非常に個人的にははっきり、ものが言える会議でもあってなごやかであるが、その半面、何か食い足りないものもないわけではない。たとえば、せっかく40か国も集まつたのであるから国際会議の決議といったものも出して各国の上層首脳部にメッセージを送るとか、何とか少し権威づける動きがあつてもよいのではないかと思う。そういういたしめくくりがない。ただ O. Jensen が、この会議に努力し下働きをやった Vera Houghton や Goh Koh Kee, Rania Ran などにジェスチャーたっぷりにほおぢりして悦に入って幕では、やややり切れない気持もしないではなかった。それに会議を通じ、もう少し家族計画の意義について人類史的な哲学が欲しかった。技術一辺倒に論議が進められたことはさみしいと思っている。だが、初めてこのような外国での国際会議に出て参考となることも多々あったのである。

最後にシンガポール総領事がわれわれ日本人だけを招待してくれたことおよびいろいろな参考になることを聞かしてくれたこともよかったです、個人的には、Cadbury 夫人がわたくしの秘書役のようになって助けてくれたことも忘れることができない。とにかく、外国へ行ってみて日本の良さも悪さもわかるということは得難い収穫であり、今後のわたくしの研究分野である“人口資質向上”の問題は、ますますその重要性を増していくことを痛感したことを述べるにとどめたい。

統計

I 人口の動態

第1表 年次別人口動態（明治33年～昭和37年） 45

第2表 都道府県および地方別人口動態（1）実数（昭和35年） 46

第3表 都道府県および地方別人口動態（2）率（昭和36年、35年および30年） 47

第4表 都道府県別標準化出生率および死亡率（昭和35年、30年） 49

II 婚姻・離婚

第5表 年次別平均婚姻年齢（大正9年～昭和35年） 50

第6表 都道府県別平均初婚年齢（昭和35年） 50

第7表 夫妻相互の初婚・再婚別婚姻（大正9年～昭和35年） 50

第8表 夫妻の年齢（5歳階級）別、初婚・再婚別婚姻（昭和35年） 51

第9表 夫妻相互の年齢（5歳階級）別婚姻（昭和35年） 51

第10表 祝式から届け出までの期間別婚姻（昭和22年～35年） 51

第11表 夫妻相互の年齢（5歳階級）別離婚（昭和35年） 52

第12表 婚姻持続期間別離婚（昭和22年～35年） 52

第13表 同居をやめてから届け出までの期間別離婚（昭和25年～35年） 52

III 出産

第14表 男女別出生数および非嫡出子の割合（大正9年～昭和35年） 53

第15表 単・複産別分べん件数（昭和30年～35年） 53

第16表 女子の年齢（各歳）別特殊出生率（大正14年～昭和35年） 53

第17表 有配偶女子の年齢（5歳階級）別特殊出生率（大正14年～昭和35年） 54

第18表 女子人口の再生産率および安定人口動態率（大正14年～昭和35年） 54

第19表 出生順位別出生数および出生率（昭和25年～35年） 54

第20表 母の年齢（5歳階級）別、出産順位別出生率（昭和35年） 54

第21表 自然・人工別死産（昭和25年～36年） 55

第22表 妊娠期間別、自然・人工別死産（昭和35年） 55

第23表 優生保護法による妊娠月数別人工妊娠中絶および優生手術数（昭和30年～36年） 55

IV 死亡

第24表 年齢（5歳階級）別死亡（昭和22年～36年） 55

第25表 特定死因別死亡（大正9年～昭和36年） 56

第26表 年齢（5歳階級）別、死因別死亡率順位（昭和35年） 56

第27表 主要死因別、男女、年齢（5歳階級）別死亡率（昭和35年） 57

第28表 死因別乳児死亡（昭和36年、35年） 57

（山口喜一編）

第1表 年次別人口動態(明治33年～昭和37年)

| 年次 | 出生 | 死亡 | 自然増加 | 死産 ¹⁾ | 乳児死亡 ²⁾ | 新生児死亡 ³⁾ | 婚姻 | 離婚 |
|-------|-----------|-----------|-----------|------------------|--------------------|---------------------|---------|--------|
| 実数 | | | | | | | | |
| 明治 33 | 1,409,979 | 902,061 | 507,918 | 137,984 | 219,384 | 112,165 | 343,918 | 63,068 |
| 38 | 1,442,004 | 997,065 | 444,939 | 142,092 | 219,807 | 103,340 | 347,518 | 59,460 |
| 43 | 1,699,698 | 1,055,354 | 644,344 | 157,388 | 275,396 | 126,823 | 433,946 | 58,394 |
| 大正 4 | 1,788,521 | 1,084,274 | 704,247 | 141,300 | 287,955 | 125,293 | 438,706 | 59,050 |
| 9 | 2,011,634 | 1,409,371 | 602,263 | 144,038 | 334,331 | 139,571 | 541,542 | 54,671 |
| 14 | 2,071,560 | 1,199,936 | 871,624 | 124,394 | 295,888 | 121,154 | 516,639 | 50,741 |
| 昭和 5 | 2,070,765 | 1,161,504 | 909,261 | 117,729 | 275,846 | 104,202 | 501,831 | 50,516 |
| 10 | 2,174,291 | 1,152,371 | 1,021,920 | 115,592 | 232,821 | 97,930 | 551,032 | 47,721 |
| 15 | 2,100,164 | 1,176,517 | 923,647 | 102,033 | 189,809 | 81,785 | 660,184 | 47,804 |
| 22 | 2,678,792 | 1,138,238 | 1,540,554 | 123,837 | 205,360 | 83,047 | 934,170 | 79,551 |
| 23 | 2,631,624 | 950,610 | 1,731,014 | 143,963 | 165,406 | 72,907 | 953,999 | 79,032 |
| 24 | 2,696,638 | 945,444 | 1,751,194 | 192,677 | 165,467 | 71,485 | 842,170 | 82,575 |
| 25 | 2,337,507 | 904,876 | 1,432,631 | 216,974 | 140,515 | 64,142 | 715,081 | 83,689 |
| 26 | 2,137,689 | 838,998 | 1,298,691 | 217,231 | 122,869 | 58,684 | 671,905 | 82,331 |
| 27 | 2,005,162 | 765,068 | 1,240,094 | 203,824 | 99,114 | 51,015 | 676,995 | 79,021 |
| 28 | 1,868,040 | 772,547 | 1,095,493 | 193,274 | 91,424 | 47,580 | 682,077 | 75,255 |
| 29 | 1,769,580 | 721,491 | 1,048,089 | 187,119 | 78,944 | 42,726 | 697,809 | 76,759 |
| 30 | 1,730,692 | 693,523 | 1,037,169 | 183,265 | 68,801 | 38,646 | 714,861 | 75,267 |
| 31 | 1,665,278 | 724,460 | 940,818 | 179,007 | 67,691 | 38,232 | 715,934 | 72,040 |
| 32 | 1,566,713 | 752,445 | 814,268 | 176,353 | 62,678 | 33,847 | 773,362 | 71,651 |
| 33 | 1,653,469 | 684,189 | 969,280 | 185,148 | 57,052 | 32,237 | 826,902 | 74,004 |
| 34 | 1,626,088 | 689,959 | 936,129 | 181,893 | 54,768 | 30,235 | 847,135 | 72,455 |
| 35 | 1,606,041 | 706,599 | 899,442 | 179,281 | 49,293 | 27,362 | 866,115 | 69,410 |
| * 36 | 1,586,413 | 695,374 | 891,039 | 179,792 | 45,448 | 26,242 | 890,151 | 69,012 |
| ** 37 | 1,612,052 | 708,109 | 903,944 | 177,120 | 42,685 | 24,758 | 926,804 | 70,890 |
| 率(%) | | | | | | | | |
| 明治 33 | 31.78 | 20.33 | 11.45 | 89.1 | 155.6 | 79.6 | 7.75 | 1.42 |
| 38 | 30.58 | 21.14 | 9.43 | 89.7 | 152.4 | 71.7 | 7.37 | 1.26 |
| 43 | 33.99 | 21.11 | 12.89 | 84.7 | 162.0 | 74.6 | 8.68 | 1.17 |
| 大正 4 | 33.18 | 20.12 | 13.07 | 73.2 | 161.0 | 70.1 | 8.14 | 1.10 |
| 9 | 36.32 | 25.44 | 10.87 | 66.8 | 166.2 | 69.4 | 9.78 | 0.99 |
| 14 | 35.00 | 20.28 | 14.73 | 56.6 | 142.8 | 58.5 | 8.73 | 0.86 |
| 昭和 5 | 32.42 | 18.18 | 14.24 | 53.8 | 124.5 | 50.2 | 7.86 | 0.79 |
| 10 | 31.67 | 16.78 | 14.88 | 50.5 | 107.1 | 45.0 | 8.03 | 0.70 |
| 15 | 29.43 | 16.49 | 12.94 | 46.3 | 90.4 | 38.9 | 9.25 | 0.67 |
| 22 | 34.30 | 14.57 | 19.73 | 44.2 | 76.7 | 31.0 | 11.96 | 1.02 |
| 23 | 33.52 | 11.88 | 21.64 | 50.9 | 61.7 | 27.2 | 11.92 | 0.99 |
| 24 | 32.97 | 11.56 | 21.42 | 66.7 | 62.5 | 26.5 | 10.30 | 1.01 |
| 25 | 28.10 | 10.88 | 17.22 | 84.9 | 60.1 | 27.4 | 8.59 | 1.01 |
| 26 | 25.29 | 9.92 | 15.36 | 92.2 | 57.5 | 27.5 | 7.95 | 0.97 |
| 27 | 23.37 | 8.92 | 14.45 | 92.3 | 49.4 | 25.4 | 7.89 | 0.92 |
| 28 | 21.48 | 8.88 | 12.59 | 93.8 | 48.9 | 25.5 | 7.84 | 0.87 |
| 29 | 20.05 | 8.18 | 11.88 | 95.6 | 44.6 | 24.1 | 7.91 | 0.87 |
| 30 | 19.39 | 7.77 | 11.62 | 95.8 | 39.8 | 22.3 | 8.01 | 0.84 |
| 31 | 18.47 | 8.03 | 10.43 | 97.1 | 40.6 | 23.0 | 7.94 | 0.80 |
| 32 | 17.23 | 8.28 | 8.96 | 101.2 | 40.0 | 21.6 | 8.51 | 0.79 |
| 33 | 18.02 | 7.46 | 10.56 | 100.7 | 34.5 | 19.5 | 9.01 | 0.81 |
| 34 | 17.55 | 7.45 | 10.11 | 100.6 | 33.7 | 18.6 | 9.15 | 0.78 |
| 35 | 17.19 | 7.56 | 9.63 | 100.4 | 30.7 | 17.0 | 9.27 | 0.74 |
| * 36 | 16.83 | 7.38 | 9.45 | 101.8 | 28.6 | 16.5 | 9.44 | 0.73 |
| ** 37 | 16.94 | 7.44 | 9.50 | 99.0 | 26.5 | 15.4 | 9.74 | 0.74 |

各年の人口動態調査(戦前は旧内閣統計局、戦後は厚生省大臣官房統計調査部)による結果。昭和15年以前は田沖縄県を除いたもの。率は、死産率は出産1,000、乳児死亡および新生児死亡率は出生1,000、その他は人口1,000について。^{*}毎月概数の年計分。^{**}毎月概数の1～12月分累計。

1) 妊娠第4月以後の死産胎児、2) 年齢1歳未満の死亡児、3) 戦前は生後1か月未満、昭和22年以降は4週未満の死亡児。

本統計の各表とも最小限の注記にとどめてあるので、詳細については後掲〔備考〕の引用書を参照されたい。

第2表 都道府県および地方別人口動態(1) 実数(昭和35年)

| 都道府県方 地 | 出生 | 死亡 | 自然増加 | 死産 ¹⁾ | 乳児死亡 ²⁾ | 新生児死亡 ³⁾ | 婚姻 | 離婚 | |
|---------------------|-----------|---------|---------|------------------|--------------------|---------------------|---------|---------|--------|
| 全 国 | 1,606,041 | 706,599 | 899,442 | 179,281 | 49,293 | 27,362 | 866,115 | 69,410 | |
| 北 海 道 | 93,852 | 31,509 | 62,343 | 11,866 | 2,831 | 1,273 | 50,685 | 4,663 | |
| 青 岩 宮 城 | 29,881 | 10,742 | 19,139 | 3,367 | 1,370 | 663 | 13,205 | 1,276 | |
| 茨 横 群 埼 千 東 神 奈 | 27,827 | 11,586 | 16,241 | 3,229 | 1,346 | 687 | 12,364 | 973 | |
| 新 富 石 福 山 長 岐 静 爰 三 | 31,363 | 12,301 | 19,062 | 3,965 | 1,054 | 504 | 15,324 | 1,138 | |
| 滋 京 大 兵 奈 和 歌 | 23,555 | 10,348 | 13,205 | 2,738 | 860 | 453 | 11,613 | 1,077 | |
| 東 岡 岩 佐 長 熊 大 宮 鹿 児 | 22,288 | 10,986 | 11,302 | 2,555 | 784 | 461 | 10,708 | 821 | |
| 福 島 岩 佐 分 崎 島 | 39,239 | 17,044 | 22,195 | 4,292 | 1,624 | 759 | 16,700 | 1,415 | |
| 新 岩 佐 長 熊 大 宮 鹿 児 | 35,664 | 17,709 | 17,955 | 3,586 | 1,473 | 937 | 16,326 | 996 | |
| 富 井 梨 野 阿 須 知 重 | 26,066 | 12,505 | 13,561 | 2,522 | 863 | 482 | 11,963 | 822 | |
| 石 福 山 長 岐 静 爰 三 | 25,510 | 12,827 | 12,683 | 2,752 | 822 | 516 | 12,367 | 920 | |
| 川 玉 菜 京 川 奈 | 43,421 | 19,089 | 24,332 | 3,794 | 1,523 | 955 | 21,485 | 1,182 | |
| 井 玉 菜 京 川 奈 | 39,563 | 19,209 | 20,354 | 3,693 | 1,364 | 836 | 20,475 | 1,244 | |
| 井 玉 菜 京 川 奈 | 164,826 | 50,048 | 114,778 | 18,070 | 3,358 | 1,877 | 119,495 | 7,719 | |
| 井 玉 菜 京 川 奈 | 60,704 | 20,564 | 40,140 | 6,124 | 1,412 | 739 | 38,250 | 2,725 | |
| 新 岩 佐 長 熊 大 宮 鹿 児 | 41,131 | 19,775 | 21,356 | 3,855 | 1,301 | 742 | 19,507 | 1,485 | |
| 富 井 梨 野 阿 須 知 重 | 16,126 | 8,711 | 7,415 | 1,436 | 631 | 396 | 8,806 | 771 | |
| 石 福 山 長 岐 静 爰 三 | 15,990 | 8,698 | 7,292 | 1,460 | 616 | 363 | 8,159 | 751 | |
| 川 玉 菜 京 川 奈 | 12,888 | 6,738 | 6,150 | 1,194 | 457 | 306 | 6,030 | 585 | |
| 井 玉 菜 京 川 奈 | 12,787 | 6,488 | 6,299 | 1,512 | 338 | 167 | 6,014 | 397 | |
| 井 玉 菜 京 川 奈 | 30,750 | 17,202 | 13,548 | 3,069 | 783 | 487 | 15,750 | 889 | |
| 井 玉 菜 京 川 奈 | 28,516 | 13,013 | 15,503 | 2,687 | 914 | 579 | 14,476 | 1,028 | |
| 井 玉 菜 京 川 奈 | 49,533 | 19,935 | 29,598 | 4,835 | 1,319 | 675 | 24,732 | 1,818 | |
| 井 玉 菜 京 川 奈 | 73,237 | 28,829 | 44,408 | 7,449 | 1,957 | 1,069 | 41,599 | 2,643 | |
| 井 玉 菜 京 川 奈 | 24,113 | 12,981 | 11,132 | 2,594 | 787 | 423 | 13,002 | 833 | |
| 滋 京 大 兵 奈 和 歌 | 13,477 | 7,892 | 5,585 | 1,255 | 459 | 291 | 6,730 | 404 | |
| 京 大 兵 奈 和 歌 | 29,194 | 15,265 | 13,929 | 3,356 | 747 | 461 | 17,709 | 1,327 | |
| 大 兵 奈 和 歌 | 95,012 | 35,253 | 59,759 | 13,383 | 2,228 | 1,169 | 60,565 | 4,632 | |
| 兵 奈 和 歌 | 64,642 | 29,350 | 35,292 | 6,952 | 1,741 | 980 | 37,032 | 3,094 | |
| 奈 和 歌 | 11,994 | 6,952 | 5,042 | 1,140 | 394 | 259 | 6,739 | 533 | |
| 和 歌 | 15,905 | 8,703 | 7,202 | 1,801 | 563 | 335 | 8,684 | 810 | |
| 鳥 島 岡 広 山 | 9,575 | 5,473 | 4,102 | 1,572 | 300 | 178 | 4,524 | 475 | |
| 島 岡 広 山 | 14,113 | 8,434 | 5,679 | 1,827 | 495 | 277 | 6,888 | 563 | |
| 島 岡 広 山 | 25,315 | 14,916 | 10,399 | 2,582 | 810 | 465 | 13,276 | 1,317 | |
| 島 岡 広 山 | 34,453 | 18,584 | 15,869 | 3,896 | 1,082 | 594 | 18,810 | 2,027 | |
| 島 岡 広 山 | 24,981 | 13,621 | 11,360 | 3,368 | 801 | 413 | 13,546 | 1,570 | |
| 島 岡 広 山 | 13,317 | 7,960 | 5,357 | 1,422 | 535 | 324 | 6,558 | 574 | |
| 島 岡 広 山 | 13,540 | 8,185 | 5,355 | 1,302 | 549 | 361 | 7,424 | 720 | |
| 島 岡 広 山 | 25,039 | 12,821 | 12,218 | 2,766 | 834 | 552 | 12,209 | 1,277 | |
| 島 岡 広 山 | 12,663 | 8,255 | 4,408 | 1,304 | 486 | 332 | 7,022 | 1,009 | |
| 福 佐 長 熊 大 宮 鹿 児 | 67,318 | 28,770 | 38,548 | 10,427 | 1,828 | 939 | 37,184 | 3,971 | |
| 佐 長 熊 大 宮 鹿 児 | 17,294 | 8,060 | 9,234 | 1,729 | 607 | 311 | 7,400 | 665 | |
| 佐 長 熊 大 宮 鹿 児 | 36,508 | 14,202 | 22,306 | 4,244 | 1,310 | 704 | 15,094 | 1,687 | |
| 佐 長 熊 大 宮 鹿 児 | 33,005 | 16,023 | 16,982 | 3,677 | 1,168 | 662 | 15,156 | 1,332 | |
| 佐 長 熊 大 宮 鹿 児 | 20,127 | 11,273 | 8,854 | 2,809 | 739 | 431 | 9,782 | 921 | |
| 佐 長 熊 大 宮 鹿 児 | 21,920 | 8,772 | 13,148 | 2,989 | 723 | 441 | 9,743 | 922 | |
| 佐 長 熊 大 宮 鹿 児 | 37,821 | 16,876 | 20,945 | 2,818 | 1,094 | 525 | 15,005 | 1,409 | |
| 東 関 中 近 四 九 | 北 | 174,151 | 73,007 | 101,144 | 20,146 | 7,038 | 3,527 | 79,914 | 6,700 |
| 東 関 中 近 四 九 | 東 | 395,754 | 151,951 | 243,803 | 40,541 | 10,815 | 6,342 | 240,361 | 15,608 |
| 東 関 中 近 四 九 | 部 | 305,071 | 142,370 | 162,701 | 30,091 | 9,103 | 5,207 | 158,075 | 11,200 |
| 東 関 中 近 四 九 | 畿 | 230,224 | 103,415 | 126,809 | 27,887 | 6,132 | 3,495 | 137,459 | 10,800 |
| 東 関 中 近 四 九 | 国 | 108,437 | 61,028 | 47,409 | 13,245 | 3,488 | 1,927 | 57,044 | 5,952 |
| 東 関 中 近 四 九 | 国 | 64,559 | 37,221 | 27,338 | 6,794 | 2,404 | 1,569 | 33,213 | 3,580 |
| 東 関 中 近 四 九 | 州 | 233,993 | 103,976 | 130,017 | 28,643 | 7,469 | 4,013 | 109,364 | 10,907 |
| 東 関 中 近 四 九 | 住所地不詳 | — | 2,122 | — 2,122 | 68 | 13 | 9 | — | — |

人口動態調査による結果。

1) 妊娠第4月以後の死産胎児。 2) 年齢満1歳未満の死亡児。 3) 生後4週末満の死亡児。

第3表 都道府県および地方別人口動態(2) 率(昭和36年、35年および30年)(%)

| 都道府県 地 | 出 生 | | | 死 亡 | | | 自然増加 | | |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 昭和36年 | 昭和35年 | 昭和30年 | 昭和36年 | 昭和35年 | 昭和30年 | 昭和36年 | 昭和35年 | 昭和30年 |
| 全 国 | 16.83 | 17.19 | 19.39 | 7.38 | 7.56 | 7.77 | 9.45 | 9.63 | 11.62 |
| 北 海 道 | 18.10 | 18.62 | 21.72 | 6.14 | 6.25 | 6.86 | 11.96 | 12.37 | 14.86 |
| 青 岩 宮 秋 山 福 | 20.38 | 20.95 | 25.47 | 7.21 | 7.53 | 8.02 | 13.17 | 13.42 | 17.45 |
| 森 手 城 田 形 島 | 18.77 | 19.21 | 24.32 | 7.70 | 8.00 | 8.73 | 11.07 | 11.21 | 15.59 |
| 茨 沖 群 埼 千 東 神 | 17.51 | 17.99 | 22.30 | 7.03 | 7.06 | 7.32 | 10.48 | 10.94 | 14.98 |
| 城 木 馬 玉 葉 京 川 | 16.98 | 17.64 | 22.54 | 7.76 | 7.75 | 8.42 | 9.22 | 9.89 | 14.12 |
| 奈 | 16.57 | 16.88 | 20.18 | 8.47 | 8.32 | 8.64 | 8.09 | 8.56 | 11.54 |
| 新 富 石 福 山 長 岐 静 愛 三 | 18.87 | 19.13 | 23.37 | 8.15 | 8.31 | 8.73 | 10.72 | 10.82 | 14.63 |
| 滋 京 大 兵 奈 和 歌 | 16.95 | 17.42 | 21.60 | 8.58 | 8.65 | 9.03 | 8.36 | 8.77 | 12.53 |
| 賀 都 阪 庫 良 山 | 16.98 | 17.22 | 21.60 | 8.29 | 8.26 | 8.44 | 8.69 | 8.96 | 13.16 |
| 鳥 島 岡 広 山 | 16.55 | 16.16 | 20.04 | 8.05 | 8.13 | 7.95 | 8.50 | 8.03 | 12.10 |
| 島 川 嫩 知 | 16.99 | 17.86 | 21.13 | 7.69 | 7.85 | 8.50 | 9.30 | 10.01 | 12.63 |
| 岡 賀 崎 本 分 嶺 島 | 16.66 | 17.16 | 19.85 | 8.19 | 8.33 | 8.75 | 8.47 | 8.83 | 11.10 |
| 児 | 16.68 | 17.02 | 15.91 | 5.11 | 5.17 | 5.56 | 11.57 | 11.85 | 10.34 |
| 東 関 中 近 中 四 九 | 16.87 | 17.63 | 17.74 | 5.82 | 5.97 | 6.38 | 11.05 | 11.66 | 11.36 |
| 北 東 部 織 国 州 | 16.55 | 16.84 | 20.85 | 8.34 | 8.10 | 8.60 | 8.21 | 8.75 | 12.24 |
| 北 東 部 織 国 州 | 15.13 | 15.62 | 18.05 | 8.46 | 8.44 | 8.36 | 6.67 | 7.18 | 9.69 |
| 北 東 部 織 国 州 | 16.20 | 16.43 | 18.65 | 9.07 | 8.94 | 9.02 | 7.13 | 7.49 | 9.63 |
| 北 東 部 織 国 州 | 16.75 | 17.12 | 19.66 | 8.73 | 8.95 | 8.96 | 8.01 | 8.17 | 10.71 |
| 北 東 部 織 国 州 | 16.94 | 16.35 | 19.40 | 7.90 | 8.30 | 7.85 | 9.05 | 8.05 | 11.56 |
| 北 東 部 織 国 州 | 15.70 | 15.52 | 17.61 | 8.33 | 8.68 | 8.41 | 7.17 | 6.84 | 9.21 |
| 北 東 部 織 国 州 | 17.56 | 17.40 | 18.53 | 7.95 | 7.94 | 8.05 | 9.61 | 9.46 | 10.48 |
| 北 東 部 織 国 州 | 17.79 | 17.97 | 20.55 | 7.32 | 7.23 | 7.45 | 10.47 | 10.74 | 13.10 |
| 北 東 部 織 国 州 | 17.39 | 17.41 | 17.33 | 6.76 | 6.85 | 7.13 | 10.62 | 10.56 | 10.20 |
| 北 東 部 織 国 州 | 16.38 | 16.24 | 17.14 | 8.27 | 8.74 | 8.21 | 8.12 | 7.50 | 8.93 |
| 北 東 部 織 国 州 | 15.57 | 15.99 | 17.63 | 9.16 | 9.37 | 8.85 | 6.41 | 6.63 | 8.79 |
| 北 東 部 織 国 州 | 14.79 | 14.65 | 14.44 | 7.56 | 7.66 | 7.13 | 7.22 | 6.99 | 7.31 |
| 北 東 部 織 国 州 | 17.21 | 17.26 | 15.89 | 6.22 | 6.40 | 6.61 | 11.00 | 10.86 | 9.28 |
| 北 東 部 織 国 州 | 16.08 | 16.55 | 17.23 | 7.23 | 7.51 | 7.37 | 8.85 | 9.03 | 9.86 |
| 北 東 部 織 国 州 | 14.51 | 15.36 | 16.84 | 8.46 | 8.90 | 8.62 | 6.05 | 6.46 | 8.22 |
| 北 東 部 織 国 州 | 16.05 | 15.87 | 17.32 | 8.68 | 8.68 | 8.21 | 7.36 | 7.19 | 9.11 |
| 北 東 部 織 国 州 | 16.28 | 15.98 | 19.37 | 9.05 | 9.13 | 8.31 | 7.24 | 6.85 | 11.06 |
| 北 東 部 織 国 州 | 15.09 | 15.88 | 18.47 | 9.29 | 9.49 | 9.04 | 5.80 | 6.39 | 9.43 |
| 北 東 部 織 国 州 | 14.64 | 15.15 | 16.85 | 8.44 | 8.93 | 8.16 | 6.20 | 6.23 | 8.69 |
| 北 東 部 織 国 州 | 15.73 | 15.77 | 17.52 | 8.15 | 8.51 | 8.17 | 7.56 | 7.27 | 9.35 |
| 北 東 部 織 国 州 | 15.11 | 15.59 | 17.86 | 8.14 | 8.50 | 8.34 | 6.97 | 7.09 | 9.52 |
| 北 東 部 織 国 州 | 15.49 | 15.72 | 20.55 | 9.26 | 9.39 | 9.32 | 6.23 | 6.32 | 11.23 |
| 北 東 部 織 国 州 | 14.45 | 14.74 | 17.63 | 9.38 | 8.91 | 8.57 | 6.07 | 5.83 | 9.06 |
| 北 東 部 織 国 州 | 16.13 | 16.69 | 19.85 | 8.17 | 8.54 | 8.21 | 7.96 | 8.14 | 11.64 |
| 北 東 部 織 国 州 | 14.65 | 14.82 | 18.16 | 9.59 | 9.66 | 9.01 | 5.07 | 5.16 | 9.15 |
| 北 東 部 織 国 州 | 15.94 | 16.80 | 19.80 | 7.07 | 7.18 | 7.53 | 8.87 | 9.62 | 12.27 |
| 北 東 部 織 国 州 | 17.91 | 18.34 | 22.87 | 7.98 | 8.55 | 8.74 | 9.92 | 9.79 | 14.12 |
| 北 東 部 織 国 州 | 19.57 | 20.74 | 24.68 | 7.80 | 8.07 | 8.24 | 11.77 | 12.67 | 16.44 |
| 北 東 部 織 国 州 | 17.17 | 17.78 | 22.24 | 8.25 | 8.63 | 8.29 | 8.91 | 9.15 | 13.95 |
| 北 東 部 織 国 州 | 16.04 | 16.24 | 20.69 | 8.95 | 9.09 | 8.89 | 7.09 | 7.14 | 11.80 |
| 北 東 部 織 国 州 | 18.48 | 19.32 | 23.47 | 7.57 | 7.73 | 8.21 | 10.92 | 11.59 | 15.26 |
| 北 東 部 織 国 州 | 18.24 | 19.27 | 24.45 | 8.29 | 8.60 | 8.48 | 9.95 | 10.67 | 15.97 |
| 北 東 部 織 国 州 | 18.24 | 18.67 | 23.04 | 7.72 | 7.83 | 8.31 | 10.52 | 10.85 | 14.74 |
| 北 東 部 織 国 州 | 16.77 | 17.20 | 18.49 | 6.50 | 6.61 | 7.09 | 10.27 | 10.60 | 11.38 |
| 北 東 部 織 国 州 | 16.85 | 16.90 | 18.75 | 7.83 | 7.89 | 7.99 | 9.02 | 9.01 | 10.75 |
| 北 東 部 織 国 州 | 16.23 | 16.41 | 16.34 | 7.15 | 7.37 | 7.30 | 9.03 | 9.04 | 9.04 |
| 北 東 部 織 国 州 | 15.29 | 15.61 | 17.73 | 8.44 | 8.79 | 8.33 | 6.85 | 6.83 | 9.39 |
| 北 東 部 織 国 州 | 15.32 | 15.66 | 19.15 | 8.73 | 9.03 | 8.69 | 6.58 | 6.63 | 10.46 |
| 北 東 部 織 国 州 | 17.34 | 18.13 | 22.19 | 7.82 | 8.06 | 8.17 | 9.52 | 10.08 | 14.02 |

人口動態調査による実数に基づいて算出したもので、各年、各地域の人口 1,000 についての率。昭和36年は毎月概数の年計分による。

第3表 都道府県および地方別人口動態(2) 率(つりき) (%)

| 都道府県 地 | 死 産 | | 乳児 死亡 | | 新生児 死亡 | | 婚 姻 | | 離 婚 | |
|-----------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 昭和36年 | 昭和35年 | 昭和36年 | 昭和35年 | 昭和36年 | 昭和35年 | 昭和36年 | 昭和35年 | 昭和36年 | 昭和35年 |
| 全 国 | 101.8 | 100.4 | 28.6 | 30.7 | 16.5 | 17.0 | 9.44 | 9.27 | 0.73 | 0.74 |
| 北 海 道 | 116.4 | 112.2 | 27.3 | 30.2 | 14.0 | 13.6 | 9.93 | 10.06 | 0.92 | 0.93 |
| 青森県 | 99.8 | 101.3 | 43.9 | 45.8 | 22.9 | 22.2 | 9.29 | 9.26 | 0.98 | 0.89 |
| 岩手県 | 103.8 | 104.0 | 46.0 | 48.4 | 24.0 | 24.7 | 8.81 | 8.54 | 0.69 | 0.67 |
| 宮城県 | 113.1 | 112.2 | 28.6 | 33.6 | 15.2 | 16.1 | 9.29 | 8.79 | 0.64 | 0.65 |
| 秋田県 | 99.8 | 104.1 | 37.2 | 36.5 | 21.4 | 19.2 | 9.09 | 8.70 | 0.83 | 0.81 |
| 山形県 | 102.5 | 102.8 | 35.0 | 35.2 | 22.8 | 20.7 | 9.64 | 8.11 | 0.66 | 0.62 |
| 福島県 | 95.9 | 98.6 | 36.1 | 41.4 | 19.3 | 19.3 | 9.06 | 8.14 | 0.75 | 0.69 |
| 茨城県 | 90.5 | 91.4 | 38.3 | 41.3 | 23.1 | 26.3 | 8.84 | 7.98 | 0.46 | 0.49 |
| 栃木県 | 86.7 | 88.2 | 32.8 | 33.1 | 20.1 | 18.5 | 8.91 | 7.90 | 0.59 | 0.54 |
| 群馬県 | 96.8 | 97.4 | 30.5 | 32.2 | 18.9 | 20.2 | 9.24 | 7.83 | 0.59 | 0.58 |
| 埼玉県 | 76.9 | 80.4 | 34.2 | 35.1 | 21.8 | 22.0 | 9.05 | 8.84 | 0.44 | 0.49 |
| 千葉県 | 85.8 | 85.4 | 30.9 | 34.5 | 19.4 | 21.1 | 8.96 | 8.88 | 0.50 | 0.54 |
| 東京都 | 102.9 | 98.8 | 20.6 | 20.4 | 11.2 | 11.4 | 11.20 | 12.34 | 0.71 | 0.80 |
| 神奈川県 | 91.2 | 91.6 | 22.6 | 23.3 | 11.9 | 12.2 | 10.49 | 11.11 | 0.68 | 0.79 |
| 新潟県 | 87.4 | 85.7 | 29.3 | 31.6 | 18.3 | 18.0 | 8.58 | 7.99 | 0.63 | 0.61 |
| 富山県 | 87.6 | 81.8 | 38.7 | 39.1 | 23.2 | 24.6 | 8.77 | 8.53 | 0.82 | 0.75 |
| 石川県 | 90.0 | 83.7 | 34.6 | 38.5 | 21.3 | 22.7 | 8.84 | 8.38 | 0.75 | 0.77 |
| 福井県 | 90.4 | 84.8 | 33.5 | 35.5 | 22.3 | 23.7 | 8.65 | 8.01 | 0.75 | 0.78 |
| 長崎県 | 96.9 | 105.7 | 21.4 | 26.4 | 11.9 | 13.1 | 9.43 | 7.69 | 0.55 | 0.51 |
| 岐阜県 | 87.4 | 90.7 | 23.9 | 25.5 | 15.1 | 15.8 | 9.75 | 7.95 | 0.52 | 0.45 |
| 静岡県 | 83.9 | 86.1 | 30.7 | 32.1 | 18.4 | 20.3 | 9.24 | 8.84 | 0.61 | 0.63 |
| 愛知県 | 92.2 | 88.9 | 26.2 | 26.6 | 13.9 | 13.6 | 9.15 | 8.97 | 0.64 | 0.66 |
| 三重県 | 92.2 | 92.3 | 26.9 | 26.7 | 15.0 | 14.6 | 9.84 | 9.89 | 0.57 | 0.63 |
| 滋賀県 | 94.7 | 97.1 | 30.0 | 32.6 | 16.9 | 17.5 | 9.45 | 8.76 | 0.62 | 0.56 |
| 京都府 | 80.1 | 85.2 | 32.1 | 34.1 | 21.0 | 21.6 | 8.63 | 7.99 | 0.54 | 0.48 |
| 大阪府 | 107.6 | 103.1 | 25.5 | 25.6 | 15.4 | 15.8 | 8.88 | 8.88 | 0.69 | 0.67 |
| 福岡県 | 129.4 | 123.5 | 22.7 | 23.4 | 11.6 | 12.3 | 10.30 | 11.00 | 0.71 | 0.84 |
| 大分県 | 104.3 | 97.1 | 25.3 | 26.9 | 14.0 | 15.2 | 9.12 | 9.48 | 0.70 | 0.79 |
| 熊本県 | 89.9 | 86.8 | 32.9 | 32.8 | 19.4 | 21.6 | 8.79 | 8.63 | 0.66 | 0.68 |
| 鹿児島県 | 97.5 | 101.7 | 30.1 | 35.4 | 18.6 | 21.1 | 9.01 | 8.67 | 0.90 | 0.81 |
| 長崎県 | 140.1 | 141.0 | 29.3 | 31.3 | 18.1 | 18.6 | 8.88 | 7.55 | 0.84 | 0.79 |
| 佐賀県 | 119.0 | 114.6 | 30.9 | 35.1 | 17.9 | 19.6 | 8.22 | 7.75 | 0.74 | 0.63 |
| 福岡県 | 91.4 | 92.6 | 29.7 | 32.0 | 18.4 | 18.4 | 8.69 | 7.95 | 0.86 | 0.79 |
| 宮崎県 | 101.5 | 101.6 | 27.5 | 31.4 | 16.6 | 17.2 | 9.06 | 8.61 | 0.93 | 0.93 |
| 鹿児島県 | 124.3 | 118.8 | 27.0 | 32.1 | 16.2 | 16.5 | 8.65 | 8.45 | 1.03 | 0.98 |
| 高知県 | 101.1 | 96.5 | 35.1 | 40.2 | 23.7 | 24.3 | 8.66 | 7.74 | 0.74 | 0.68 |
| 徳島県 | 82.9 | 87.7 | 36.5 | 40.5 | 26.5 | 26.7 | 9.06 | 8.08 | 0.85 | 0.78 |
| 香川県 | 100.6 | 99.5 | 30.6 | 33.3 | 20.8 | 22.0 | 8.80 | 8.14 | 0.92 | 0.85 |
| 愛媛県 | 92.6 | 93.4 | 31.9 | 38.4 | 21.0 | 26.2 | 8.87 | 8.22 | 1.18 | 1.18 |
| 福井県 | 134.6 | 134.1 | 24.7 | 27.2 | 13.3 | 13.9 | 8.94 | 9.28 | 1.00 | 0.99 |
| 佐賀県 | 88.2 | 90.9 | 31.2 | 35.1 | 17.8 | 18.0 | 8.73 | 7.85 | 0.81 | 0.71 |
| 長崎県 | 104.6 | 104.1 | 30.5 | 35.9 | 17.6 | 19.3 | 8.49 | 8.57 | 0.92 | 0.96 |
| 熊本県 | 99.8 | 100.2 | 31.1 | 35.4 | 19.2 | 20.1 | 8.88 | 8.17 | 0.79 | 0.72 |
| 宮崎県 | 120.9 | 122.5 | 33.4 | 36.7 | 20.3 | 21.4 | 8.77 | 7.89 | 0.82 | 0.74 |
| 鹿児島県 | 124.0 | 118.2 | 32.6 | 33.0 | 21.3 | 20.1 | 8.87 | 8.59 | 0.83 | 0.81 |
| 鹿児島県 | 72.3 | 69.3 | 27.7 | 28.9 | 15.0 | 13.9 | 8.87 | 7.64 | 0.83 | 0.72 |
| 東京都 | 102.3 | 103.7 | 37.7 | 40.4 | 20.7 | 20.3 | 9.19 | 8.57 | 0.75 | 0.72 |
| 東京都 | 94.2 | 92.9 | 26.4 | 27.3 | 15.4 | 16.0 | 10.16 | 10.45 | 0.62 | 0.68 |
| 中部 | 90.3 | 89.8 | 28.4 | 29.8 | 16.6 | 17.1 | 9.29 | 8.76 | 0.62 | 0.62 |
| 中部 | 113.1 | 108.0 | 25.3 | 26.6 | 14.1 | 15.2 | 9.50 | 9.80 | 0.70 | 0.77 |
| 中部 | 110.4 | 108.9 | 28.5 | 32.2 | 17.2 | 17.8 | 8.76 | 8.21 | 0.90 | 0.86 |
| 中部 | 95.4 | 95.2 | 33.0 | 37.2 | 22.6 | 24.3 | 8.34 | 8.06 | 0.92 | 0.87 |
| 中部 | 110.0 | 109.1 | 29.0 | 31.9 | 16.8 | 17.2 | 8.82 | 8.48 | 0.89 | 0.85 |

死産(妊娠第4月以後)は出産(出生+死産)1,000、乳児(1歳未満)死亡および新生児(4週未満)死亡は出生1,000、婚姻および離婚は人口11,000についての率。

第4表 都道府県別標準化出生率および死亡率(昭和35年、30年)

| 都道府県 | 標準化出生率 | | | | 標準化死亡率 | | | | 昭和35年の指數 (昭30=100.0) | | |
|---------------------|---------------------|---|---|---|---|---|---|---|--|---|--|
| | 昭和35年 | | 昭和30年 | | 昭和35年 | | 昭和30年 | | 出生率 | 死亡率 | |
| | 率(%) | 指(全国=100.0) | 率(%) | 指(全国=100.0) | 率(%) | 指(全国=100.0) | 率(%) | 指(全国=100.0) | | | |
| 全 国 | 18.22 | 100.0 | 21.46 | 100.0 | 7.92 | 100.0 | 8.12 | 100.0 | 84.9 | 97.5 | |
| 北 海 道 | 19.00 | 104.3 | 23.45 | 109.3 | 7.22 | 91.2 | 7.56 | 93.1 | 81.0 | 95.5 | |
| 青 岩 宮 秋 山 福 | 森 手 城 田 島 | 20.50 18.46 18.31 17.39 17.62 20.34 | 112.5 101.3 100.5 95.4 97.0 111.6 | 25.78 24.47 24.07 23.10 21.65 25.77 | 120.0 114.0 112.2 107.6 100.9 120.1 | 8.33 8.49 7.70 8.72 8.75 8.56 | 105.2 107.2 97.2 110.1 110.5 108.1 | 8.72 9.12 7.79 9.44 9.23 8.94 | 107.4 112.3 95.9 116.3 113.7 110.1 | 79.6 75.4 76.1 75.3 81.7 78.9 | 95.5 93.1 98.6 92.4 94.8 95.7 |
| 茨 楠 群 埼 千 東 神 奈 | 城 木 馬 玉 葉 草 川 | 19.74 19.49 19.16 19.68 18.69 17.92 17.90 | 108.3 107.0 105.2 108.0 102.6 17.93 98.7 | 24.85 24.97 24.12 24.61 22.65 19.16 19.16 | 116.8 116.4 112.4 114.7 105.5 83.6 89.3 | 8.53 8.39 8.44 8.15 8.34 6.27 6.92 | 107.7 105.9 106.6 102.9 105.3 79.2 87.4 | 9.02 8.65 8.31 8.93 8.78 6.79 7.27 | 111.1 106.3 102.3 110.0 108.1 83.6 89.5 | 79.4 78.1 79.4 80.0 82.5 100.3 93.4 | 94.6 97.2 101.6 91.3 95.0 92.3 95.2 |
| 新 石 川 稲 田 長 岐 静 愛 三 | 潟 山 川 井 稲 野 阿 岡 知 重 | 18.65 15.18 16.29 17.02 21.46 18.15 17.78 19.67 18.27 17.16 | 102.4 83.3 89.4 93.4 117.8 99.6 97.6 108.0 100.3 94.2 | 23.79 17.47 18.92 20.11 25.88 21.82 20.00 23.18 19.09 19.17 | 110.9 81.4 88.2 93.7 120.6 101.7 93.2 108.0 88.9 89.3 | 8.21 8.68 8.68 8.59 7.96 8.48 7.95 7.45 7.43 8.44 | 103.7 109.6 109.6 108.5 100.5 107.1 100.4 94.1 93.8 106.6 | 8.78 8.75 9.08 8.63 7.85 8.46 8.01 7.72 7.72 8.10 | 108.1 107.8 111.8 106.3 96.7 104.2 98.6 95.1 95.1 99.8 | 78.4 86.9 86.1 84.6 82.9 83.2 88.9 84.9 95.8 89.5 | 93.5 99.2 95.6 99.5 101.4 100.2 99.3 96.5 96.2 104.2 |
| 滋 京 大 兵 奈 和 歌 | 賀 都 阪 崇 良 田 | 12.19 16.58 17.78 17.08 16.77 16.98 | 99.3 91.0 97.6 93.2 92.0 93.2 | 20.60 17.00 17.28 18.47 18.93 19.32 | 96.0 79.2 80.5 86.1 88.2 90.0 | 8.75 7.81 7.38 7.79 9.12 8.25 | 110.5 98.6 93.2 98.4 115.2 104.2 | 8.59 7.56 7.60 7.78 8.64 8.04 | 105.8 93.1 93.6 95.8 106.4 99.0 | 88.3 97.5 102.9 92.5 88.6 87.9 | 101.9 103.3 97.1 100.1 105.6 102.6 |
| 鳥 島 岡 広 山 | 坂 根 山 島 口 | 16.24 17.65 15.72 16.17 16.28 | 89.1 96.9 86.3 88.7 89.4 | 20.98 20.74 17.93 18.42 19.15 | 97.8 96.6 83.6 85.8 89.2 | 8.55 8.62 8.28 8.38 8.46 | 108.0 108.8 104.5 105.8 106.3 | 7.91 8.32 7.85 8.01 8.29 | 97.4 102.5 96.7 98.6 102.1 | 77.4 85.1 87.7 87.8 85.0 | 108.1 103.6 105.5 104.6 102.1 |
| 徳 香 愛 高 | 島 川 嫒 知 | 16.20 14.60 17.66 15.35 | 88.9 80.1 96.9 84.2 | 22.15 18.53 22.24 19.17 | 103.2 86.3 103.6 89.3 | 8.99 8.28 8.01 8.99 | 113.5 104.5 101.1 113.5 | 8.71 8.35 7.89 8.33 | 107.3 102.8 97.2 102.8 | 73.1 78.8 79.4 80.1 | 103.2 99.2 101.5 107.7 |
| 福 佐 長 熊 大 | 岡 賀 崎 本 分 崎 | 17.41 20.60 22.43 19.99 17.73 20.64 | 95.6 113.1 123.1 109.7 97.3 113.3 | 21.35 26.68 27.92 26.04 23.20 26.17 | 99.5 124.3 130.1 121.3 108.1 121.9 | 7.70 8.52 8.15 8.29 8.79 7.83 | 98.0 107.6 102.9 104.7 111.0 98.9 | 8.03 8.74 8.17 8.05 8.63 8.25 | 98.9 107.6 100.6 99.1 106.3 101.6 | 81.5 77.2 80.3 76.8 76.4 78.9 | 96.6 97.5 99.8 103.0 101.9 94.9 |
| 鹿 児 島 | | 22.45 | 123.2 | 30.11 | 140.3 | 8.02 | 101.3 | 8.05 | 99.1 | 74.6 | 99.6 |

昭和5年全国人口を標準人口にとり、 Newsholme-Stevenson の任意標準人口標準化法の間接法によって算出したもの。

標準化出生率算定においては、配偶関係別人口構造の差異を除去するために年齢別有配偶女子人口を用いた。率算出に用いた出生数、死亡数は人口動態調査結果、年齢別有配偶女子人口および男女、年齢別人口は国勢調査による結果。ただし、昭和35年は1%抽出集計結果によるもの。

第5表 年次別平均婚姻年齢(大正9年～昭和35年)
(歳)

| 年次 | 全婚姻 | | | 初婚 | | |
|-----|------|------|-----|------|------|-----|
| | 夫 | 妻 | 年齢差 | 夫 | 妻 | 年齢差 |
| 大正9 | 29.2 | 24.2 | 5.0 | 27.4 | 23.2 | 4.2 |
| 14 | 28.8 | 24.0 | 4.8 | 27.1 | 23.1 | 4.0 |
| 昭和5 | 28.9 | 24.1 | 4.8 | 27.3 | 23.2 | 4.1 |
| 10 | 29.0 | 24.6 | 4.4 | 27.8 | 23.8 | 4.0 |
| 15 | 30.0 | 24.9 | 5.1 | 29.0 | 24.6 | 4.4 |
| 22 | ... | ... | ... | 26.1 | 22.9 | 3.2 |
| 25 | ... | ... | ... | 25.9 | 23.0 | 2.9 |
| 30 | 27.7 | 24.3 | 3.4 | 26.6 | 23.8 | 2.8 |
| 31 | 27.8 | 24.4 | 3.4 | 26.8 | 23.9 | 2.9 |
| 32 | 27.9 | 24.5 | 3.4 | 26.9 | 24.0 | 2.9 |
| 33 | 27.9 | 24.6 | 3.3 | 27.0 | 24.2 | 2.8 |
| 34 | 28.0 | 24.7 | 3.3 | 27.1 | 24.3 | 2.8 |
| 35 | 28.1 | 24.8 | 3.3 | 27.2 | 24.4 | 2.8 |

昭和15年以前は婚姻届け出時、昭和22年以後は挙式時の年齢によっている。
各年の人口動態調査による結果に基づく。

第6表 都道府県別平均初婚年齢
(昭和35年)
(歳)

| 都道府県 | 夫 | 妻 | 年齢差 |
|------|------|------|-----|
| 全国 | 27.2 | 24.4 | 2.8 |
| 北海道 | 26.9 | 23.8 | 3.1 |
| 青森 | 26.3 | 23.4 | 2.9 |
| 岩手 | 26.4 | 23.5 | 2.9 |
| 宮城 | 26.8 | 24.1 | 2.7 |
| 秋田 | 26.5 | 23.5 | 3.0 |
| 山形 | 26.4 | 23.9 | 2.5 |
| 福島 | 26.4 | 24.0 | 2.4 |
| 茨城 | 26.8 | 24.4 | 2.4 |
| 栃木 | 26.9 | 24.5 | 2.4 |
| 群馬 | 27.0 | 24.9 | 2.1 |
| 埼玉 | 27.3 | 24.8 | 2.5 |
| 千葉 | 27.2 | 24.5 | 2.7 |
| 東京 | 28.1 | 25.2 | 2.9 |
| 神奈川 | 27.9 | 25.1 | 2.8 |
| 新潟 | 26.7 | 24.4 | 2.3 |
| 富山 | 26.2 | 22.9 | 3.3 |
| 石川 | 26.5 | 23.2 | 3.3 |
| 福井 | 26.4 | 23.4 | 3.0 |
| 山梨 | 28.2 | 25.4 | 2.8 |
| 長野 | 27.9 | 25.4 | 2.5 |
| 岐阜 | 26.8 | 23.8 | 3.0 |
| 静岡 | 27.0 | 24.1 | 2.9 |
| 愛知 | 26.9 | 24.0 | 2.9 |
| 三重 | 26.8 | 23.8 | 3.0 |
| 滋賀 | 27.5 | 24.4 | 3.1 |
| 京都 | 27.8 | 24.9 | 2.9 |
| 大阪 | 27.5 | 24.6 | 2.9 |
| 兵庫 | 27.4 | 24.4 | 3.0 |
| 奈良 | 26.9 | 24.2 | 2.7 |
| 和歌 | 27.4 | 24.2 | 3.2 |
| 鳥取 | 26.3 | 23.9 | 2.4 |
| 島根 | 26.8 | 24.2 | 2.6 |
| 岡山 | 26.4 | 23.6 | 2.8 |
| 広島 | 27.0 | 24.0 | 3.0 |
| 山口 | 27.3 | 24.1 | 3.2 |
| 徳島 | 26.1 | 23.5 | 2.6 |
| 香川 | 26.3 | 23.6 | 2.7 |
| 愛媛 | 26.8 | 23.9 | 2.9 |
| 高知 | 26.7 | 23.6 | 3.1 |
| 福岡 | 27.3 | 24.6 | 2.7 |
| 佐賀 | 27.0 | 24.4 | 2.6 |
| 長崎 | 27.2 | 24.5 | 2.7 |
| 熊本 | 27.0 | 24.4 | 2.6 |
| 大分 | 26.8 | 24.0 | 2.8 |
| 宮崎 | 26.6 | 24.1 | 2.5 |
| 鹿児島 | 27.3 | 24.9 | 2.4 |

第7表 夫妻相互の初婚・再婚別婚姻(大正9年～昭和35年)

| 年次 | 総数 ¹⁾ | 夫妻とも初婚 | | 夫妻とも再婚 | | 夫妻とも離婚 | |
|-----|------------------|---------|--------|--------|--------|--------|---|
| | | 夫 | 妻 | 夫 | 妻 | 夫 | 妻 |
| 実 数 | | | | | | | |
| 大正9 | 541,542 | 427,208 | 21,770 | 58,013 | 33,010 | | |
| 14 | 516,639 | 423,060 | 17,309 | 48,377 | 27,095 | | |
| 昭和5 | 501,831 | 417,809 | 14,580 | 42,459 | 25,269 | | |
| 10 | 551,032 | 466,075 | 14,357 | 44,374 | 25,879 | | |
| 15 | 660,184 | 558,190 | 15,320 | 52,161 | 31,448 | | |
| 22 | 484,434 | 391,618 | 34,730 | 35,347 | 22,739 | | |
| 25 | 346,044 | 281,660 | 16,464 | 26,771 | 21,149 | | |
| 30 | 437,988 | 382,361 | 10,891 | 28,701 | 16,035 | | |
| 31 | 420,492 | 367,900 | 10,316 | 26,975 | 15,301 | | |
| 32 | 510,148 | 453,378 | 11,282 | 29,997 | 15,491 | | |
| 33 | 533,136 | 475,909 | 11,461 | 30,323 | 15,443 | | |
| 34 | 553,665 | 497,698 | 11,225 | 29,772 | 14,970 | | |
| 35 | 579,908 | 522,593 | 11,370 | 30,990 | 14,955 | | |
| 割合 | | | | | | | |
| 大正9 | 100.0 | 78.9 | 4.0 | 10.7 | 6.1 | | |
| 14 | 100.0 | 81.6 | 3.4 | 9.4 | 5.2 | | |
| 昭和5 | 100.0 | 83.3 | 2.9 | 8.5 | 5.0 | | |
| 10 | 100.0 | 84.6 | 2.6 | 8.1 | 4.7 | | |
| 15 | 100.0 | 84.6 | 2.3 | 7.9 | 4.8 | | |
| 22 | 100.0 | 80.8 | 7.2 | 7.3 | 4.7 | | |
| 25 | 100.0 | 81.4 | 4.8 | 7.7 | 6.1 | | |
| 30 | 100.0 | 87.3 | 2.5 | 6.6 | 3.7 | | |
| 31 | 100.0 | 87.5 | 2.5 | 6.4 | 3.6 | | |
| 32 | 100.0 | 88.9 | 2.2 | 5.9 | 3.0 | | |
| 33 | 100.0 | 89.3 | 2.1 | 5.7 | 2.9 | | |
| 34 | 100.0 | 89.9 | 2.0 | 5.4 | 2.7 | | |
| 35 | 100.0 | 90.1 | 2.0 | 5.3 | 2.6 | | |

昭和22年以後は、その年に挙式しその年に届け出たものに限られているので、総届け出件数よりはるかに少ない。

各年の人口動態調査結果(昭和15年以前、旧沖縄県を除く)。

1) 昭和15年以前には不詳を含む。

初婚者のみで、挙式時現在の年齢によっている。

地域は夫の住所地による。

人口動態調査の結果。

第8表 夫妻の年齢(5歳階級)別、初婚・再婚別婚姻(昭和35年)

| 年齢階級 | 実数 | | | | | | | | 割合 | | | |
|-------|-----------|---------|-----------|---------|---------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 夫 | | | | 妻 | | | | 夫 | | 妻 | |
| | 総数 | 初婚 | 再婚 | 総数 | 初婚 | 再婚 | 初婚 | 再婚 | 初婚 | 再婚 | 初婚 | 再婚 |
| 総 数 | 1,579,908 | 553,963 | 10 45,945 | 579,908 | 553,583 | 26,325 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 20歳以上 | 2,157 | 2,147 | 10 | 29,516 | 29,426 | 90 | 0.4 | 0.0 | 5.3 | 0.3 | | |
| 20~24 | 124,046 | 122,894 | 1,152 | 336,026 | 332,839 | 3,181 | 23.0 | 2.5 | 60.1 | 12.1 | | |
| 25~29 | 386,560 | 327,491 | 9,069 | 167,289 | 159,303 | 7,986 | 61.3 | 19.7 | 28.8 | 30.3 | | |
| 30~34 | 83,816 | 71,090 | 12,726 | 20,582 | 24,031 | 6,551 | 13.0 | 27.7 | 4.3 | 24.9 | | |
| 35~39 | 15,768 | 7,972 | 7,796 | 9,606 | 5,600 | 4,008 | 1.5 | 17.0 | 1.0 | 15.2 | | |
| 40~44 | 6,193 | 1,418 | 4,775 | 3,442 | 1,445 | 1,997 | 0.3 | 10.4 | 0.3 | 7.6 | | |
| 45~49 | 4,299 | 496 | 3,801 | 1,780 | 537 | 1,243 | 0.1 | 8.3 | 0.1 | 4.7 | | |
| 50歳以上 | 7,068 | 453 | 6,615 | 1,671 | 402 | 1,269 | 0.1 | 14.4 | 0.1 | 4.8 | | |

昭和35年中に挙式し、同年中に届け出のあった婚姻のみによる。人口動態調査の結果。

1) 年齢不詳(1)を含む。

第9表 夫妻相互の年齢(5歳階級)別婚姻(昭和35年)

| 妻の年齢 | 夫の年齢 | | | | | | | | | 年齢 | |
|-------|---------|-------|---------|---------|--------|-------|-------|-------|-------|----|----|
| | 総数 | 20歳以上 | 20~24 | 25~29 | 30~34 | 35~39 | 40~44 | 45~49 | 50歳以上 | 実数 | 割合 |
| 実数 | | | | | | | | | | | |
| 総 数 | 522,593 | 2,109 | 121,042 | 321,967 | 68,484 | 7,186 | 1,149 | 379 | 277 | | |
| 20歳以上 | 28,695 | 1,012 | 14,824 | 11,842 | 956 | 51 | 8 | 1 | 1 | | |
| 20~24 | 324,993 | 934 | 90,820 | 207,000 | 25,156 | 917 | 85 | 21 | 10 | | |
| 25~29 | 149,261 | 101 | 14,360 | 96,727 | 34,508 | 3,218 | 272 | 56 | 19 | | |
| 30~34 | 17,130 | 12 | 945 | 5,873 | 7,196 | 2,450 | 492 | 119 | 43 | | |
| 35~39 | 2,068 | — | 86 | 468 | 597 | 486 | 230 | 120 | 61 | | |
| 40~44 | 290 | — | 7 | 34 | 61 | 49 | 49 | 41 | 49 | | |
| 45~49 | 70 | — | — | 3 | 10 | 11 | 8 | 14 | 24 | | |
| 50歳以上 | 86 | — | — | — | — | 4 | 5 | 7 | 70 | | |
| 割合 | | | | | | | | | | | |
| 総 数 | 100.0 | 0.4 | 23.3 | 61.6 | 13.1 | 1.4 | 0.2 | 0.1 | 0.1 | | |
| 20歳以上 | 5.5 | 0.2 | 2.8 | 2.3 | 0.2 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | | |
| 20~24 | 62.2 | 0.2 | 17.4 | 39.6 | 4.8 | 0.2 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | | |
| 25~29 | 28.6 | 0.0 | 2.7 | 18.5 | 6.6 | 0.6 | 0.1 | 0.0 | 0.0 | | |
| 30~34 | 3.3 | 0.0 | 0.2 | 1.1 | 1.4 | 0.5 | 0.1 | 0.0 | 0.0 | | |
| 35~39 | 0.4 | — | 0.0 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | | |
| 40~44 | 0.1 | — | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | | |
| 45~49 | 0.0 | — | — | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | | |
| 50歳以上 | 0.0 | — | — | — | — | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | | |

昭和35年中に挙式し、届け出のあった婚姻のみで、夫妻とも初婚のもの。人口動態調査による結果。

第10表 挙式から届け出までの期間別婚姻(昭和12年~35年)

| 年次 | 総数 | 1年 | | | | 1~2 | 2~3 | 3~5 | 5年以上 | 不詳 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|-------|
| | | 総数 | 同月同日 | 翌月同日 | 第2月同日 | | | | | |
| 実数 | | | | | | | | | | |
| 昭和22 | 934,170 | 725,559 | 89,774 | 134,559 | 501,226 | 151,453 | 21,641 | 14,949 | 20,024 | 544 |
| 25 | 715,081 | 525,247 | 73,908 | 107,779 | 343,560 | 126,171 | 25,462 | 13,582 | 23,593 | 1,026 |
| 30 | 714,861 | 577,814 | 117,791 | 147,104 | 312,919 | 87,572 | 18,331 | 11,560 | 19,584 | — |
| 35 | 866,115 | 742,556 | 159,964 | 209,810 | 372,782 | 76,960 | 16,783 | 8,227 | 21,589 | — |
| 割合 | | | | | | | | | | |
| 昭和22 | 100.0 | 77.7 | 9.6 | 14.4 | 53.7 | 16.2 | 2.3 | 1.6 | 2.2 | 0.1 |
| 25 | 100.0 | 73.5 | 10.3 | 15.1 | 48.0 | 17.6 | 3.6 | 1.9 | 3.4 | 0.1 |
| 30 | 100.0 | 80.8 | 16.5 | 20.6 | 43.8 | 12.3 | 2.6 | 1.6 | 2.7 | — |
| 35 | 100.0 | 85.7 | 18.5 | 24.2 | 43.0 | 8.9 | 1.9 | 0.9 | 2.5 | — |

人口動態調査による結果。

第11表 夫妻相互の年齢(5歳階級)別離婚(昭和35年)

| 妻の年齢 | 夫の年齢 | | | | | | | | | | |
|-----------|-----------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 総数 | 20歳以上 | 20~24 | 25~29 | 30~34 | 35~39 | 40~44 | 45~49 | 50~54 | 55~59 | 60歳以上 |
| 実数 | | | | | | | | | | | |
| 総数 | 11,36,832 | 59 | 3,257 | 11,728 | 9,427 | 4,824 | 2,674 | 1,808 | 1,196 | 804 | 1,050 |
| 20歳以上 | 682 | 21 | 329 | 277 | 46 | 5 | 4 | — | — | — | — |
| 20~24 | 9,249 | 32 | 2,338 | 5,389 | 1,321 | 126 | 26 | 10 | 5 | 1 | 1 |
| 25~29 | 11,288 | 5 | 515 | 5,166 | 4,475 | 895 | 156 | 46 | 17 | 5 | 5 |
| 30~34 | 7,053 | — | 65 | 745 | 2,960 | 2,310 | 675 | 170 | 71 | 36 | 19 |
| 35~39 | 4,107 | 1 | 7 | 122 | 510 | 1,265 | 1,231 | 579 | 224 | 104 | 64 |
| 40~44 | 2,083 | — | 2 | 25 | 89 | 178 | 498 | 652 | 351 | 176 | 112 |
| 45~49 | 1,106 | — | — | 4 | 23 | 39 | 60 | 278 | 346 | 193 | 163 |
| 50~54 | 612 | — | 1 | — | 2 | 5 | 20 | 58 | 143 | 179 | 204 |
| 55~59 | 318 | — | — | — | 1 | — | 3 | 9 | 34 | 73 | 198 |
| 60歳以上 | 333 | — | — | — | — | — | 1 | 1 | 5 | 37 | 284 |
| 割合 | | | | | | | | | | | |
| 総数 | 100.0 | 0.3 | 8.3 | 31.8 | 25.6 | 13.1 | 7.3 | 4.9 | 3.2 | 2.2 | 2.9 |
| 20歳以上 | 1.9 | 0.1 | 0.9 | 0.8 | 0.1 | 0.0 | 0.0 | — | — | — | — |
| 20~24 | 25.1 | 0.1 | 6.3 | 14.6 | 3.6 | 0.3 | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 25~29 | 30.6 | 0.0 | 1.4 | 14.0 | 12.1 | 2.4 | 0.4 | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 30~34 | 19.1 | — | 0.1 | 2.0 | 8.0 | 6.3 | 1.8 | 0.5 | 0.2 | 0.1 | 0.1 |
| 35~39 | 11.2 | 0.0 | 0.0 | 0.3 | 1.4 | 3.4 | 3.3 | 1.6 | 0.6 | 0.3 | 0.2 |
| 40~44 | 5.7 | — | 0.0 | 0.1 | 0.2 | 0.5 | 1.4 | 1.8 | 1.0 | 0.5 | 0.3 |
| 45~49 | 3.0 | — | — | 0.0 | 0.1 | 0.1 | 0.2 | 0.8 | 0.9 | 0.5 | 0.4 |
| 50~54 | 1.7 | — | 0.0 | — | 0.0 | 0.0 | 0.1 | 0.2 | 0.4 | 0.5 | 0.6 |
| 55~59 | 0.9 | — | — | — | 0.0 | — | 0.0 | 0.0 | 0.1 | 0.2 | 0.5 |
| 60歳以上 | 0.9 | — | — | — | — | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.1 | 0.8 |

人口動態調査による結果で、昭和35年中に同居をやめて届け出られたもの。

- 1) 夫の年齢不詳(5), 妻の年齢不詳(1)を含む。 2) 夫の年齢不詳(3)を含む。 3) 夫の年齢不詳(2)を含む。
4) 妻の年齢不詳(1)を含む。

第12表 婚姻持続期間別離婚(昭和22年~35年)

| 年次 | 総数 | 1年以上 | 1~2 | 2~3 | 3~4 | 4~5 | 5~10 | 10~15 | 15年以上 | 不詳 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-----|
| | | 1年以上 | 1~2 | 2~3 | 3~4 | 4~5 | 5~10 | 10~15 | 15年以上 | 不詳 |
| 実数 | | | | | | | | | | |
| 昭和22 | 79,551 | 11,184 | 11,645 | 8,639 | 9,649 | 7,338 | 18,525 | 6,756 | 5,515 | 240 |
| 25 | 83,689 | 14,255 | 15,272 | 11,661 | 7,956 | 4,870 | 14,871 | 7,285 | 6,580 | 939 |
| 30 | 75,267 | 11,198 | 9,949 | 7,575 | 6,239 | 5,532 | 19,879 | 7,678 | 7,164 | 53 |
| 35 | 69,410 | 11,345 | 9,327 | 6,844 | 5,359 | 4,558 | 15,313 | 9,740 | 6,873 | 51 |
| 割合 | | | | | | | | | | |
| 昭和22 | 100.0 | 14.1 | 14.6 | 10.9 | 12.1 | 9.3 | 23.3 | 8.5 | 6.9 | 0.3 |
| 25 | 100.0 | 17.0 | 18.2 | 14.0 | 9.6 | 5.8 | 17.8 | 8.6 | 7.9 | 1.1 |
| 30 | 100.0 | 14.9 | 13.2 | 10.1 | 8.3 | 7.3 | 26.4 | 10.2 | 9.5 | 0.1 |
| 35 | 100.0 | 16.3 | 13.4 | 9.9 | 7.7 | 6.6 | 22.1 | 14.0 | 9.9 | 0.1 |

人口動態調査による結果、婚姻持続期間は結婚式から同居をやめるまでの期間による。

第13表 同居をやめてから届け出までの期間別離婚(昭和25年~35年)

| 年次 | 総数 | 1年以上 | | | | 1~2 | 2~3 | 3~5 | 5年以上 | 不詳 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | | 総数 | 同月中 | 翌月 | 第2月目 | | | | | |
| 実数 | | | | | | | | | | |
| 昭和25 | 83,689 | 64,997 | 16,075 | 15,463 | 33,462 | 8,410 | 3,205 | 2,391 | 3,998 | 682 |
| 30 | 75,267 | 53,528 | 13,930 | 12,144 | 27,824 | 8,465 | 4,264 | 4,223 | 4,417 | — |
| 35 | 69,410 | 48,191 | 12,168 | 10,797 | 25,226 | 7,688 | 3,574 | 3,055 | 6,797 | — |
| 割合 | | | | | | | | | | |
| 昭和25 | 100.0 | 77.7 | 19.2 | 18.5 | 40.0 | 10.1 | 3.8 | 2.9 | 4.6 | 0.7 |
| 30 | 100.0 | 71.6 | 18.5 | 16.1 | 37.0 | 11.3 | 5.2 | 5.6 | 5.9 | — |
| 35 | 100.0 | 62.4 | 17.5 | 15.6 | 36.3 | 11.1 | 5.3 | 4.4 | 9.8 | — |

人口動態調査による結果。

第14表 男女別出生数および非嫡出子の割合
(大正9年～昭和35年)

| 年次 | 男 | | | 女 | | |
|-----|-----------|--------|-------|-----------|--------|-------|
| | 出生数 | 非嫡出子 | 割合(%) | 出生数 | 非嫡出子 | 割合(%) |
| 大正9 | 1,027,919 | 82,385 | 8.0 | 983,715 | 83,412 | 8.5 |
| 14 | 1,053,367 | 75,267 | 7.1 | 1,018,193 | 74,802 | 7.3 |
| 昭和5 | 1,062,145 | 67,232 | 6.3 | 1,008,619 | 65,336 | 6.5 |
| 10 | 1,114,555 | 61,894 | 5.6 | 1,059,735 | 61,360 | 5.8 |
| 15 | 1,076,191 | 42,325 | 3.9 | 1,023,973 | 42,486 | 4.1 |
| 22 | 1,376,986 | 51,803 | 3.8 | 1,301,806 | 49,777 | 3.8 |
| 25 | 1,203,111 | 29,369 | 2.4 | 1,134,396 | 28,420 | 2.5 |
| 30 | 889,670 | 14,755 | 1.7 | 841,022 | 14,263 | 1.7 |
| 31 | 856,084 | 13,271 | 1.6 | 809,194 | 12,624 | 1.6 |
| 32 | 805,220 | 11,821 | 1.5 | 761,493 | 11,608 | 1.5 |
| 33 | 848,733 | 11,668 | 1.4 | 804,736 | 11,383 | 1.4 |
| 34 | 835,822 | 11,065 | 1.3 | 790,266 | 10,584 | 1.3 |
| 35 | 824,761 | 9,916 | 1.2 | 781,280 | 9,696 | 1.2 |

各年の人口動態調査による(昭和15年以前は旧沖縄県を除く)。割合は、非嫡出子の出生総数100.0に対するもの。

第15表 単・複産別分べん件数
(昭和30年～35年)

| 年次 | 総 数 | | |
|------|-----------|-----------|-----|
| | 単 産 | 二 産 | 三 産 |
| 昭和30 | 1,901,640 | 1,889,463 | |
| 31 | 1,832,347 | 1,820,517 | |
| 32 | 1,731,458 | 1,719,952 | |
| 33 | 1,826,576 | 1,814,648 | |
| 34 | 1,796,212 | 1,784,538 | |
| 35 | 1,773,984 | 1,762,736 | |
| 年次 | 双 産 | 三 産 | 四 産 |
| | 12,042 | 130 | 5 |
| 31 | 11,725 | 102 | 3 |
| 32 | 11,407 | 96 | 3 |
| 33 | 11,817 | 109 | 2 |
| 34 | 11,579 | 95 | — |
| 35 | 11,159 | 88 | 1 |

各年人口動態調査による結果、分べん件数なので出産児数を求める場合には、複産はそれぞれ2倍、3倍、4倍しなければならない。

第16表 女子の年齢(各歳)別特殊出生率(大正14年～昭和35年)

| 年齢 | 昭和35年 | | | | | | | | |
|----|------------|-----------|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 女子人口 | 出生数 | 特 異 出 生 率 | 昭和30年 | 昭和25年 | 昭和22年 | 昭和12年 | 昭和5年 | 大正14年 |
| 15 | 803,000 | 42 | 0.00005 | 0.00007 | 0.00026 | 0.00039 | 0.00096 | 0.00202 | 0.00389 |
| 16 | 975,000 | 372 | 0.00038 | 0.00056 | 0.00171 | 0.00182 | 0.00423 | 0.00680 | 0.01278 |
| 17 | 951,000 | 1,540 | 0.00162 | 0.00251 | 0.00559 | 0.00731 | 0.01118 | 0.02060 | 0.03492 |
| 18 | 981,000 | 4,987 | 0.00503 | 0.00721 | 0.01763 | 0.02146 | 0.02815 | 0.04639 | 0.04482 |
| 19 | 965,000 | 12,794 | 0.01326 | 0.01823 | 0.04081 | 0.04544 | 0.05597 | 0.08567 | 0.11575 |
| 20 | 883,000 | 25,902 | 0.02933 | 0.04013 | 0.07866 | 0.08710 | 0.10018 | 0.14020 | 0.17251 |
| 21 | 778,000 | 47,371 | 0.06089 | 0.07335 | 0.12525 | 0.13028 | 0.14188 | 0.17875 | 0.21580 |
| 22 | 838,000 | 88,909 | 0.10610 | 0.11360 | 0.16692 | 0.16810 | 0.18385 | 0.21560 | 0.23894 |
| 23 | 872,000 | 126,500 | 0.14507 | 0.15295 | 0.20740 | 0.21781 | 0.21676 | 0.22790 | 0.25735 |
| 24 | 885,000 | 158,440 | 0.17903 | 0.18084 | 0.23054 | 0.24274 | 0.23470 | 0.25532 | 0.25760 |
| 25 | 856,000 | 166,327 | 0.19431 | 0.19151 | 0.23928 | 0.26253 | 0.24394 | 0.24975 | 0.25932 |
| 26 | 828,000 | 163,961 | 0.19802 | 0.19666 | 0.24654 | 0.28036 | 0.25112 | 0.25773 | 0.26763 |
| 27 | 841,000 | 159,331 | 0.18945 | 0.18422 | 0.23795 | 0.26014 | 0.24686 | 0.25496 | 0.26149 |
| 28 | 828,000 | 138,293 | 0.16702 | 0.17327 | 0.23077 | 0.27512 | 0.23574 | 0.24730 | 0.25658 |
| 29 | 815,000 | 117,383 | 0.14403 | 0.15588 | 0.22531 | 0.26632 | 0.23711 | 0.23540 | 0.26373 |
| 30 | 780,000 | 92,521 | 0.11862 | 0.13882 | 0.19364 | 0.25791 | 0.21865 | 0.23066 | 0.24438 |
| 31 | 772,000 | 73,822 | 0.09562 | 0.12532 | 0.19263 | 0.24599 | 0.22001 | 0.22739 | 0.23503 |
| 32 | 755,000 | 56,384 | 0.07468 | 0.11031 | 0.17771 | 0.23553 | 0.20453 | 0.21624 | 0.23316 |
| 33 | 741,000 | 43,997 | 0.05938 | 0.09651 | 0.16099 | 0.21899 | 0.20104 | 0.20772 | 0.21310 |
| 34 | 740,000 | 33,976 | 0.04591 | 0.08470 | 0.14525 | 0.20703 | 0.18936 | 0.20293 | 0.21543 |
| 35 | 711,000 | 25,304 | 0.03559 | 0.06532 | 0.13835 | 0.19352 | 0.17725 | 0.18758 | 0.20582 |
| 36 | 670,000 | 19,247 | 0.02873 | 0.05997 | 0.11639 | 0.17187 | 0.16343 | 0.17647 | 0.18703 |
| 37 | 655,000 | 14,420 | 0.02202 | 0.04908 | 0.10418 | 0.15531 | 0.15092 | 0.16793 | 0.17240 |
| 38 | 635,000 | 10,959 | 0.01726 | 0.03952 | 0.08929 | 0.13677 | 0.14151 | 0.14595 | 0.15967 |
| 39 | 608,000 | 8,178 | 0.01345 | 0.03076 | 0.07668 | 0.12032 | 0.12396 | 0.13364 | 0.14203 |
| 40 | 635,000 | 5,741 | 0.00904 | 0.02397 | 0.06200 | 0.09431 | 0.10423 | 0.11588 | 0.12044 |
| 41 | 517,000 | 3,643 | 0.00705 | 0.01672 | 0.04622 | 0.07472 | 0.08421 | 0.09029 | 0.09594 |
| 42 | 529,000 | 2,490 | 0.00471 | 0.01139 | 0.03287 | 0.05325 | 0.06215 | 0.06867 | 0.07412 |
| 43 | 533,000 | 1,507 | 0.00283 | 0.00670 | 0.01967 | 0.03550 | 0.04370 | 0.04678 | 0.05216 |
| 44 | 539,000 | 836 | 0.00155 | 0.00366 | 0.01198 | 0.02131 | 0.02848 | 0.02999 | 0.03364 |
| 45 | 521,000 | 436 | 0.00084 | 0.00173 | 0.00537 | 0.01179 | 0.01637 | 0.01717 | 0.02059 |
| 46 | 531,000 | 198 | 0.00037 | 0.00086 | 0.00270 | 0.00603 | 0.00939 | 0.00950 | 0.01213 |
| 47 | 510,000 | 139 | 0.00027 | 0.00037 | 0.00118 | 0.00382 | 0.00557 | 0.00592 | 0.00760 |
| 48 | 514,000 | 52 | 0.00010 | 0.00023 | 0.00074 | 0.00224 | 0.00397 | 0.00427 | 0.00550 |
| 49 | 491,000 | 39 | 0.00008 | 0.00013 | 0.00053 | 0.00191 | 0.00315 | 0.00304 | 0.00357 |
| 計 | 25,487,000 | 1,606,041 | 1.97174 | 2,35706 | 3,62969 | 4,51557 | 4,34451 | 4,71311 | 5,10685 |

各年人口動態調査による母の年齢別出生数および同年の年齢別女子人口(昭和35年と12年は推計人口、その他は各国勢調査による)に基づいて算出した率。

計は合計特殊出生率、すなわち第18表の粗再生産率に当たる。

第17表 有配偶女子の年齢(5歳階級)別特殊出生率(大正14年～昭和35年)

| 年齢階級 | 昭和35年 | | | 昭和30年 | 昭和25年 | 昭和12年 | 昭和5年 | 大正14年 |
|-------|------------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 有配偶女子人口 | 出生数 | 特出生率 | | | | | |
| 15～19 | 58,200 | 19,735 | 0.33909 | 0.34643 | 0.40774 | 0.26826 | 0.30602 | 0.32544 |
| 20～24 | 1,305,600 | 447,122 | 0.34246 | 0.34232 | 0.37639 | 0.32669 | 0.33390 | 0.34028 |
| 25～29 | 3,168,800 | 745,295 | 0.23520 | 0.23703 | 0.29867 | 0.28585 | 0.28444 | 0.29658 |
| 30～34 | 3,211,100 | 800,700 | 0.09364 | 0.13153 | 0.20965 | 0.22961 | 0.23962 | 0.25306 |
| 35～39 | 2,803,500 | 78,108 | 0.02786 | 0.05932 | 0.12631 | 0.16940 | 0.18312 | 0.19609 |
| 40～44 | 2,243,200 | 14,217 | 0.00634 | 0.01570 | 0.04575 | 0.07715 | 0.08401 | 0.09325 |
| 45～49 | 1,971,400 | 864 | 0.00044 | 0.00090 | 0.00270 | 0.00372 | 0.01601 | 0.01258 |
| 計 | 14,761,800 | 1,606,041 | 1.04503 | 1.13323 | 1.46521 | 1.36668 | 1.44112 | 1.51228 |

各年の人口動態調査による出生数および同年の有配偶女子人口(昭和12年のみ昭和10年国勢調査結果に基づく推計人口、その他は各國勢調査による、ただし、35年はその1%抽出集計結果)に基いて算出したもの。

第18表 女子人口の再生産率および安定人口動態率(大正14年～昭和35年)

| 年 次 | 粗再生産率 | 総再生産率 | 純再生産率 |
|------|-------|-------|-------|
| 大正14 | 5.11 | 2.51 | 1.56 |
| 昭和5 | 4.71 | 2.30 | 1.52 |
| 12 | 4.34 | 2.12 | 1.49 |
| 22 | 4.52 | 2.20 | 1.71 |
| 25 | 3.63 | 1.76 | 1.50 |
| 30 | 2.36 | 1.15 | 1.05 |
| 31 | 2.21 | 1.07 | 0.99 |
| 32 | 2.03 | 0.99 | 0.91 |
| 33 | 2.10 | 1.02 | 0.96 |
| 34 | 2.03 | 0.99 | 0.92 |
| 35 | 1.97 | 0.96 | 0.91 |

| 年 次 | 安定人口動態率(%) | | |
|------|------------|-------|-------|
| | 増加率 | 出生率 | 死亡率 |
| 大正14 | 15.20 | 36.00 | 20.80 |
| 昭和5 | 14.19 | 32.87 | 18.68 |
| 12 | 13.24 | 30.23 | 16.99 |
| 22 | 17.19 | 31.27 | 14.08 |
| 25 | 13.97 | 25.77 | 11.80 |
| 30 | 1.89 | 15.84 | 13.95 |
| 31 | -0.33 | 14.72 | 15.05 |
| 32 | -3.06 | 13.06 | 16.12 |
| 33 | -1.52 | 13.57 | 15.09 |
| 34 | -2.54 | 13.02 | 15.56 |
| 35 | -3.31 | 12.54 | 15.85 |

人口動態調査による出生数、国勢調査人口とそれに基づく推計人口および生命表の生存数によって算出。

第19表 出生順位別出生数および出生率(昭和25年～35年)

| 出生順位 | 出生数 | | |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|
| | 昭和35年 | 昭和30年 | 昭和25年 |
| 出 | 1,606,041 | 1,730,692 | 2,337,507 |
| 総 数 | | | |
| 第 1 児 | 714,827 | 573,592 | 634,324 |
| 2 | 522,867 | 455,512 | 654,572 |
| 3 | 221,595 | 330,192 | 384,455 |
| 4 | 79,718 | 193,906 | 247,790 |
| 5 | 34,959 | 90,053 | 158,108 |
| 6 | 17,316 | 43,169 | 102,589 |
| 7 | 8,105 | 22,166 | 67,108 |
| 8 | 3,785 | 11,697 | 41,870 |
| 9 | 1,597 | 5,686 | 24,059 |
| 10 | 1,255 | 4,708 | 21,429 |
| 10≤ | 17 | 11 | 1,203 |
| 不 詳 | | | |
| 出生率(10～49歳女子人口1,000につき) | | | |
| 総 数 | 52.5 | 61.9 | 91.4 |
| 第 1 児 | 23.4 | 20.5 | 24.8 |
| 2 | 17.1 | 16.3 | 25.6 |
| 3 | 7.2 | 11.8 | 15.0 |
| 4 | 2.6 | 6.9 | 9.7 |
| 5 | 1.1 | 3.2 | 6.2 |
| 6 | 0.6 | 1.5 | 4.0 |
| 7 | 0.3 | 0.8 | 2.6 |
| 8 | 0.1 | 0.4 | 1.6 |
| 9 | 0.1 | 0.2 | 0.9 |
| 10 | 0.0 | 0.2 | 0.8 |

各年の人口動態調査結果による、出生順位の児数は同じ母の出生した児の数であって死産児を除く。

第20表 母の年齢(5歳階級)別、出産順位別出生率(昭和35年)

| 出産順位 | 総 数 ¹⁾ | 15歳≥ | 15～19 | 20～24 | 25～29 | 30～34 | 35～39 | 40～44 | 45歳≤ ²⁾ |
|-------|-------------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------------|
| | | 0.0 | 4.3 | 106.7 | 180.6 | 80.4 | 23.8 | 5.2 | 0.4 |
| 総 数 | 52.5 | 0.0 | 4.3 | 106.7 | 180.6 | 80.4 | 23.8 | 5.2 | 0.4 |
| 第 1 児 | 22.9 | 0.0 | 4.0 | 78.5 | 70.5 | 13.9 | 2.7 | 0.3 | 0.0 |
| 2 | 17.1 | — | 0.3 | 24.4 | 74.2 | 26.2 | 4.3 | 0.5 | 0.0 |
| 3 | 7.4 | — | 0.0 | 3.4 | 27.6 | 22.0 | 4.6 | 0.6 | 0.0 |
| 4 | 2.8 | — | 0.0 | 0.4 | 6.5 | 10.8 | 4.2 | 0.7 | 0.0 |
| 5 | 1.2 | — | — | 0.0 | 1.4 | 4.8 | 3.4 | 0.8 | 0.0 |
| 6 | 0.6 | — | — | 0.0 | 0.3 | 1.9 | 2.4 | 0.7 | 0.0 |
| 7 | 0.3 | — | — | 0.0 | 0.1 | 0.6 | 1.3 | 0.6 | 0.0 |
| 8 | 0.1 | — | — | — | 0.0 | 0.2 | 0.6 | 0.5 | 0.0 |
| 9 | 0.1 | — | — | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.2 | 0.3 | 0.0 |
| 10 | 0.0 | — | — | — | 0.0 | 0.1 | 0.1 | 0.3 | 0.1 |

人口動態調査による結果に基づく各年齢階級別女子人口1,000についての率。出産順位の児数は同じ母の出産した児の数であって、妊娠第6月以後の死産児を含む。

1) 10～49歳女子人口1,000について、2) 45～49歳女子人口1,000について。

第21表 自然・人工別死産(昭和25年~36年)

| 年 次 | 自然死産 | | 人工死産 | |
|------|---------|------|---------|------|
| | 実 数 | 率(%) | 実 数 | 率(%) |
| 昭和25 | 105,524 | 41.7 | 110,380 | 43.2 |
| 26 | 101,237 | 43.0 | 115,994 | 49.3 |
| 27 | 94,503 | 42.8 | 102,316 | 49.5 |
| 28 | 89,751 | 43.5 | 103,522 | 50.2 |
| 29 | 87,201 | 44.6 | 92,918 | 51.1 |
| 30 | 85,152 | 44.5 | 98,106 | 51.3 |
| 31 | 86,658 | 45.9 | 92,449 | 50.1 |
| 32 | 86,875 | 49.9 | 89,458 | 51.3 |
| 33 | 92,292 | 50.2 | 92,866 | 50.5 |
| 34 | 92,688 | 51.3 | 89,205 | 49.3 |
| 35 | 93,424 | 52.3 | 85,857 | 48.1 |
| 36 | 95,880 | 54.3 | 83,823 | 47.5 |

各年の人口動態調査結果による。ただし36年は概数。
率は出産1,000についてのもの。

第22表 妊娠期間別、自然・人工別死産(昭和35年)

| 妊娠期間 | 自然死産 | | 人工死産 | |
|------|--------|-------|--------|-------|
| | 実 数 | 割 合 | 実 数 | 割 合 |
| 総 数 | 93,424 | 100.0 | 85,857 | 100.0 |
| 第4月 | 4,563 | 4.9 | 10,925 | 12.7 |
| 5 | 13,556 | 14.5 | 29,570 | 34.4 |
| 6 | 16,179 | 17.3 | 28,702 | 33.4 |
| 7 | 13,229 | 14.2 | 13,040 | 15.2 |
| 8 | 10,099 | 10.8 | 1,787 | 2.1 |
| 9 | 7,918 | 8.5 | 693 | 0.8 |
| 10 | 27,523 | 29.5 | 1,118 | 1.3 |
| 11~ | 352 | 0.4 | 22 | 0.0 |

人口動態調査の結果。

第23表 優生保護法による妊娠月数別人工妊娠中絶および優生手術数(昭和30年~36年)

| 年 次 | 人 工 妊 娠 中 絶 | | | | | 優 生 手術数 | |
|------|-------------|-----------|--------|--------|-----|------------|--------|
| | 実 | | | | 割 合 | | |
| | 総 数 | 妊娠4月 | 4~5月 | 6月~ | | | |
| 昭和30 | 1,170,143 | 1,073,324 | 65,900 | 30,452 | 467 | 100.0 | 43,255 |
| 31 | 1,152,288 | 1,062,246 | 62,175 | 27,463 | 404 | 100.0 | 44,485 |
| 32 | 1,122,316 | 1,038,703 | 56,940 | 26,247 | 426 | 100.0 | 44,400 |
| 33 | 1,128,231 | 1,044,325 | 56,254 | 27,205 | 447 | 100.0 | 41,985 |
| 34 | 1,098,853 | 1,017,578 | 53,342 | 27,434 | 499 | 100.0 | 40,092 |
| 35 | 1,063,256 | 988,979 | 49,775 | 23,927 | 575 | 100.0 | 38,722 |
| 36 | 1,035,329 | 967,434 | 46,181 | 21,073 | 641 | 100.0 | 35,483 |

優生保護法の規定により、医師から届け出のあった人工妊娠中絶および優生手術の報告による。

第24表 年齢(5歳階級)別死亡(昭和22年~36年)

| 年齢階級 | 実 | | | | | 率(各年齢階級別人口10万につき) | | | | |
|-------|---------|---------|---------|---------|-----------|-------------------|----------|----------|----------|----------|
| | 昭和26年 | 昭和35年 | 昭和30年 | 昭和25年 | 昭和22年 | 昭和36年 | 昭和35年 | 昭和30年 | 昭和25年 | 昭和22年 |
| 総 数 | 695,374 | 706,599 | 693,523 | 904,876 | 1,138,238 | 737.5 | 756.4 | 776.8 | 1,087.6 | 1,457.4 |
| 0~4 | 58,734 | 64,692 | 99,399 | 222,903 | 328,663 | 754.6 | 824.9 | 1,074.8 | 1,989.2 | 3,401.7 |
| 5~9 | 7,112 | 8,209 | 14,240 | 19,774 | 30,103 | 81.3 | 89.0 | 129.0 | 207.7 | 330.8 |
| 10~14 | 5,620 | 5,545 | 6,548 | 10,212 | 16,553 | 48.9 | 50.6 | 68.9 | 117.4 | 187.8 |
| 15~19 | 9,088 | 9,829 | 10,992 | 21,222 | 36,556 | 102.6 | 106.2 | 127.4 | 247.7 | 442.4 |
| 20~24 | 13,535 | 14,537 | 19,383 | 35,871 | 55,246 | 159.4 | 175.4 | 230.7 | 464.3 | 782.3 |
| 25~29 | 14,688 | 15,735 | 19,362 | 32,906 | 43,131 | 177.8 | 191.4 | 254.6 | 532.0 | 785.4 |
| 30~34 | 15,271 | 15,575 | 16,659 | 26,416 | 38,989 | 198.9 | 207.8 | 272.3 | 507.8 | 757.4 |
| 35~39 | 15,464 | 15,518 | 16,452 | 28,174 | 38,002 | 242.2 | 257.2 | 321.6 | 558.1 | 778.4 |
| 40~44 | 17,010 | 17,427 | 20,742 | 29,334 | 36,812 | 333.5 | 346.2 | 419.4 | 654.3 | 878.3 |
| 45~49 | 24,625 | 25,676 | 26,955 | 33,919 | 41,186 | 507.1 | 534.2 | 617.2 | 847.0 | 1,067.3 |
| 50~54 | 34,835 | 35,175 | 36,042 | 40,380 | 46,531 | 795.7 | 837.6 | 936.3 | 1,191.6 | 1,485.7 |
| 55~59 | 47,554 | 48,623 | 44,993 | 48,436 | 56,201 | 1,314.0 | 1,327.8 | 1,403.6 | 1,761.9 | 2,125.2 |
| 60~64 | 61,410 | 61,826 | 55,659 | 61,352 | 70,553 | 2,003.6 | 2,102.4 | 2,229.4 | 2,663.0 | 3,344.8 |
| 65~69 | 74,553 | 74,287 | 69,952 | 75,817 | 85,440 | 3,287.2 | 3,436.8 | 3,556.2 | 4,281.7 | 4,968.9 |
| 70~74 | 88,469 | 89,301 | 80,172 | 84,089 | 87,024 | 5,478.0 | 5,635.6 | 5,756.7 | 6,561.2 | 7,501.1 |
| 75~79 | 88,631 | 90,324 | 77,338 | 67,055 | 63,628 | 9,194.1 | 9,399.0 | 8,831.6 | 9,779.7 | 11,563.6 |
| 80~84 | 72,103 | 70,775 | 78,602 | 66,681 | 62,375 | 14,507.6 | 14,547.8 | 15,356.0 | 17,964.1 | 19,813.4 |
| 85歳~ | 46,542 | 43,451 | 22 | 26 | 335 | 1,237 | ... | ... | ... | ... |
| 不 詳 | 130 | 22 | 26 | 335 | 1,237 | ... | ... | ... | ... | ... |

人口動態調査の結果による。ただし昭和36年は毎月概数の年計分。

第25表 特定死因別死亡(大正9年～昭和36年)

| 年次 | 全結核 | 悪性新生物 | 中枢神経系の血管損傷 | 心臓の疾患 | 肺および気管支炎 | 胃炎・腸炎および大腸炎 | じん炎およびネフローゼ | 精神病の記載のない老衰 | 不慮の事故 | 自殺および自傷 |
|---------------|---------|--------|------------|--------|----------|-------------|-------------|-------------|--------|---------|
| 実 数 | | | | | | | | | | |
| 大正 9 | 123,983 | 40,102 | 87,860 | 35,401 | 225,540 | 141,293 | 54,241 | 72,645 | 25,944 | 10,614 |
| 14 | 114,650 | 41,505 | 95,946 | 39,731 | 162,800 | 140,385 | 59,353 | 69,223 | 24,773 | 12,229 |
| 昭和 5 | 118,345 | 44,687 | 104,540 | 40,956 | 127,784 | 140,946 | 62,910 | 75,755 | 26,054 | 13,919 |
| 10 | 130,763 | 48,856 | 114,268 | 39,628 | 128,015 | 110,599 | 55,510 | 78,421 | 28,721 | 14,141 |
| 15 | 152,019 | 50,676 | 127,523 | 45,275 | 131,951 | 106,889 | 54,142 | 89,022 | 28,147 | 9,851 |
| 22 | 146,241 | 53,886 | 101,095 | 48,575 | 136,524 | 106,838 | 45,017 | 78,342 | 38,533 | 12,262 |
| 25 | 121,769 | 64,428 | 105,728 | 53,377 | 77,565 | 68,540 | 26,978 | 58,412 | 32,850 | 16,311 |
| 30 | 46,735 | 77,721 | 121,504 | 54,351 | 43,154 | 28,289 | 19,122 | 59,932 | 33,265 | 22,477 |
| 31 | 43,874 | 81,879 | 133,931 | 59,543 | 43,683 | 27,077 | 19,459 | 68,414 | 33,258 | 22,107 |
| 32 | 42,718 | 83,155 | 138,181 | 66,571 | 53,923 | 23,425 | 19,509 | 73,263 | 34,528 | 22,136 |
| 33 | 36,274 | 87,895 | 136,767 | 59,603 | 43,832 | 23,128 | 17,440 | 51,046 | 35,785 | 23,641 |
| 34 | 32,992 | 91,286 | 142,858 | 62,954 | 42,018 | 21,674 | 16,426 | 52,687 | 41,662 | 21,090 |
| 35 | 31,959 | 93,773 | 150,109 | 68,400 | 46,045 | 19,791 | 15,429 | 54,134 | 38,964 | 20,143 |
| 36 | 27,841 | 96,314 | 155,683 | 67,447 | 39,131 | 18,350 | 14,449 | 54,884 | 41,354 | 18,126 |
| 率(人口110万について) | | | | | | | | | | |
| 大正 9 | 223.8 | 72.4 | 158.6 | 63.9 | 407.2 | 256.3 | 99.2 | 131.1 | 46.8 | 19.2 |
| 14 | 193.7 | 70.1 | 162.1 | 67.1 | 275.1 | 237.2 | 100.3 | 117.0 | 41.9 | 20.7 |
| 昭和 5 | 185.3 | 70.0 | 163.7 | 64.1 | 200.1 | 220.7 | 98.5 | 118.0 | 40.8 | 21.8 |
| 10 | 190.4 | 71.2 | 166.4 | 57.7 | 186.4 | 161.1 | 80.8 | 114.2 | 41.8 | 20.6 |
| 15 | 213.0 | 71.0 | 178.7 | 63.4 | 184.9 | 149.8 | 75.9 | 124.7 | 39.4 | 13.8 |
| 22 | 187.2 | 69.0 | 129.4 | 62.2 | 174.8 | 136.8 | 57.6 | 100.3 | 49.3 | 15.7 |
| 25 | 146.4 | 77.4 | 127.1 | 64.2 | 93.2 | 82.4 | 32.4 | 70.2 | 32.5 | 19.6 |
| 30 | 52.3 | 87.1 | 136.1 | 60.9 | 48.3 | 31.7 | 21.4 | 67.1 | 37.3 | 25.2 |
| 31 | 48.6 | 90.7 | 148.4 | 66.0 | 48.4 | 30.0 | 21.6 | 75.8 | 36.8 | 24.5 |
| 32 | 46.9 | 91.3 | 151.7 | 73.1 | 59.2 | 25.7 | 21.4 | 80.5 | 37.9 | 24.3 |
| 33 | 39.4 | 95.5 | 148.6 | 64.8 | 47.6 | 25.1 | 19.0 | 55.9 | 38.9 | 25.7 |
| 34 | 35.5 | 98.2 | 153.7 | 67.7 | 45.2 | 23.3 | 17.7 | 56.7 | 44.8 | 22.7 |
| 35 | 34.2 | 100.4 | 160.7 | 73.2 | 49.3 | 21.2 | 16.5 | 58.0 | 41.7 | 21.6 |
| 36 | 29.5 | 102.2 | 165.1 | 71.5 | 41.5 | 19.5 | 15.3 | 58.2 | 43.9 | 19.2 |

人口動態調査の結果による。ただし昭和36年は毎月概数の年計分、昭和15年以前は旧沖縄県を除いてある。

第26表 年齢(5歳階級)別、死因別死亡率順位(昭和35年)

| 年齢 | 第 1 位 | | 第 2 位 | | 第 3 位 | | 第 4 位 | | 第 5 位 | |
|--------|-------|---------|---------|---------|-------|---------|---------|---------|---------|-------|
| | 階級 | 死因 | 率 | 死因 | 率 | 死因 | 率 | 死因 | 率 | 死因 |
| 総 数 | 脳卒中 | 160.7 | 悪性新生物 | 100.4 | 心臓の疾患 | 73.2 | 老衰 | 58.9 | 肺炎・気管支炎 | 49.3 |
| 0歳 | 先天性弱質 | 1,075.9 | 肺炎・気管支炎 | 856.8 | 胃腸炎 | 234.9 | 先天奇形 | 190.3 | 出生時の損傷 | 155.3 |
| 1～4歳 | 不慮の事故 | 69.3 | 肺炎・気管支炎 | 39.4 | 胃腸炎 | 26.8 | 赤痢 | 15.8 | まん | 9.5 |
| 5～9歳 | 不慮の事故 | 29.2 | 肺炎・気管支炎 | 6.5 | 赤痢 | 6.4 | 胃腸炎 | 5.4 | 悪性新生物 | 4.2 |
| 10～14歳 | 不慮の事故 | 13.0 | 悪性新生物 | 4.4 | 心臓の疾患 | 4.1 | じん炎等 | 3.0 | 肺炎・気管支炎 | 2.7 |
| 15～19歳 | 不慮の事故 | 28.4 | 自殺・自傷 | 23.9 | 心臓の疾患 | 7.3 | 悪性新生物 | 5.0 | 全結核 | 4.7 |
| 20～24歳 | 自殺・自傷 | 51.5 | 不慮の事故 | 42.1 | 全結核 | 12.4 | 心臓の疾患 | 10.0 | 悪性新生物 | 7.2 |
| 25～29歳 | 不慮の事故 | 40.9 | 自殺・自傷 | 34.6 | 全結核 | 25.2 | 心臓の疾患 | 12.4 | 悪性新生物 | 11.3 |
| 30～34歳 | 全結核 | 37.7 | 不慮の事故 | 34.7 | 悪性新生物 | 22.6 | 自殺・自傷 | 19.9 | 心臓の疾患 | 16.7 |
| 35～39歳 | 全結核 | 47.2 | 悪性新生物 | 42.2 | 不慮の事故 | 34.2 | 心臓の疾患 | 21.8 | 自殺・自傷 | 15.6 |
| 40～44歳 | 悪性新生物 | 75.3 | 全結核 | 50.6 | 脳卒中 | 38.2 | 不慮の事故 | 35.6 | 心臓の疾患 | 32.1 |
| 45～49歳 | 悪性新生物 | 132.0 | 脳卒中 | 92.2 | 全結核 | 56.8 | 心臓の疾患 | 48.1 | 不慮の事故 | 40.6 |
| 50～54歳 | 悪性新生物 | 209.5 | 脳卒中 | 195.8 | 心臓の疾患 | 79.3 | 全結核 | 68.1 | 不慮の事故 | 46.2 |
| 55～59歳 | 脳卒中 | 366.9 | 悪性新生物 | 326.3 | 心臓の疾患 | 134.1 | 全結核 | 84.0 | 不慮の事故 | 50.9 |
| 60～64歳 | 脳卒中 | 636.0 | 悪性新生物 | 476.6 | 心臓の疾患 | 228.5 | 全結核 | 105.5 | 肺炎・気管支炎 | 71.1 |
| 65～69歳 | 脳卒中 | 1,104.0 | 悪性新生物 | 667.3 | 心臓の疾患 | 391.4 | 肺炎・気管支炎 | 141.0 | 全結核 | 135.7 |
| 70～74歳 | 脳卒中 | 1,792.0 | 悪性新生物 | 834.0 | 心臓の疾患 | 680.8 | 老衰 | 335.2 | 肺炎・気管支炎 | 291.6 |
| 75～79歳 | 脳卒中 | 2,688.3 | 老衰 | 1,273.7 | 心臓の疾患 | 1,161.3 | 悪性新生物 | 886.9 | 肺炎・気管支炎 | 604.8 |
| 85歳 | 老衰 | 5,103.7 | 脳卒中 | 3,419.1 | 心臓の疾患 | 1,904.1 | 肺炎・気管支炎 | 1,225.6 | 胃腸炎 | 783.9 |

人口動態調査の結果に基づく率で、各年齢階級別人口10万についてのもの。

第27表 主要死因別、男女、年齢(5歳階級)別死亡率(昭和35年)

| 年齢階級 | 全死因 | 全結核 | 悪性新生物 | 中枢神経系の血管損傷 | 心臓の疾患 | 肺および気管支炎 | 胃炎、十二指腸炎、腸炎および大腸炎 | じん炎およびネフローゼ | 不慮の事故 | 自殺および自傷 |
|-------|----------|-------|---------|------------|---------|----------|-------------------|-------------|-------|---------|
| 男 | | | | | | | | | | |
| 総数 | 823.0 | 43.1 | 111.0 | 172.1 | 75.8 | 53.2 | 19.0 | 16.6 | 64.9 | 25.1 |
| 0~4 | 906.7 | 5.0 | 8.7 | 0.9 | 5.7 | 221.0 | 75.0 | 4.7 | 84.8 | — |
| 5~9 | 101.8 | 1.6 | 4.8 | 0.4 | 2.4 | 6.3 | 4.7 | 4.3 | 42.2 | — |
| 10~14 | 58.6 | 1.6 | 4.8 | 0.7 | 3.8 | 2.7 | 1.2 | 3.2 | 19.6 | 0.7 |
| 15~19 | 131.9 | 4.4 | 6.2 | 1.5 | 7.3 | 3.6 | 1.4 | 5.0 | 47.9 | 25.3 |
| 20~24 | 215.6 | 10.7 | 7.0 | 2.2 | 9.9 | 3.8 | 1.1 | 7.6 | 75.4 | 59.1 |
| 25~29 | 228.5 | 24.7 | 10.0 | 3.9 | 11.4 | 4.3 | 1.6 | 7.5 | 74.3 | 44.1 |
| 30~34 | 234.8 | 39.5 | 18.7 | 8.0 | 14.3 | 5.7 | 1.6 | 7.3 | 62.1 | 22.8 |
| 35~39 | 295.3 | 54.7 | 33.5 | 17.9 | 20.3 | 6.7 | 1.9 | 7.8 | 64.2 | 18.7 |
| 40~44 | 406.5 | 62.6 | 64.6 | 48.8 | 32.7 | 8.3 | 2.9 | 9.1 | 66.5 | 18.4 |
| 45~49 | 631.4 | 75.4 | 124.9 | 110.3 | 51.8 | 13.2 | 3.7 | 14.5 | 71.8 | 23.8 |
| 50~54 | 1,015.6 | 94.3 | 229.1 | 231.2 | 90.6 | 21.4 | 4.9 | 20.6 | 76.7 | 31.2 |
| 55~59 | 1,677.3 | 119.9 | 387.8 | 464.0 | 163.5 | 43.4 | 13.3 | 31.0 | 81.5 | 39.3 |
| 60~64 | 2,640.6 | 152.5 | 588.5 | 793.4 | 276.9 | 93.9 | 22.8 | 45.3 | 92.1 | 49.1 |
| 65~69 | 4,278.3 | 204.2 | 855.6 | 1,340.4 | 471.9 | 180.0 | 51.4 | 78.4 | 110.4 | 60.1 |
| 70~74 | 6,859.9 | 251.9 | 1,087.4 | 2,089.8 | 825.6 | 377.2 | 121.7 | 139.8 | 134.7 | 71.4 |
| 75~79 | 11,182.3 | 274.7 | 1,149.6 | 3,139.7 | 1,583.2 | 789.2 | 309.7 | 235.4 | 169.5 | 85.0 |
| 80歳以上 | 19,668.7 | 181.0 | 936.5 | 4,042.0 | 2,323.2 | 1,617.3 | 778.7 | 364.3 | 272.2 | 95.2 |
| 女 | | | | | | | | | | |
| 総数 | 692.3 | 25.6 | 90.2 | 149.7 | 70.8 | 45.6 | 23.3 | 16.5 | 19.3 | 18.2 |
| 0~4 | 739.9 | 5.4 | 6.6 | 0.6 | 5.0 | 192.2 | 63.7 | 2.7 | 58.7 | — |
| 5~9 | 75.7 | 1.8 | 3.5 | 0.5 | 2.5 | 6.8 | 6.1 | 3.2 | 15.8 | 0.0 |
| 10~14 | 42.3 | 2.0 | 4.0 | 0.4 | 4.3 | 2.7 | 1.1 | 2.8 | 6.3 | 0.4 |
| 15~19 | 79.9 | 4.9 | 5.1 | 1.0 | 7.4 | 4.1 | 0.8 | 3.7 | 8.5 | 22.6 |
| 20~24 | 136.2 | 13.9 | 7.4 | 1.7 | 10.1 | 5.5 | 1.1 | 4.8 | 9.6 | 44.1 |
| 25~29 | 154.6 | 25.6 | 12.7 | 3.0 | 13.5 | 5.9 | 1.7 | 6.6 | 7.8 | 25.2 |
| 30~34 | 180.7 | 35.9 | 26.6 | 5.1 | 19.1 | 6.1 | 2.1 | 6.7 | 7.2 | 17.0 |
| 35~39 | 225.0 | 40.8 | 49.6 | 12.2 | 23.1 | 7.1 | 2.5 | 8.5 | 9.0 | 13.0 |
| 40~44 | 296.1 | 40.6 | 84.2 | 29.4 | 31.6 | 7.5 | 3.0 | 10.5 | 9.9 | 12.9 |
| 45~49 | 449.2 | 40.6 | 138.1 | 76.3 | 44.8 | 10.1 | 4.6 | 11.0 | 13.3 | 16.4 |
| 50~54 | 667.3 | 43.1 | 190.7 | 161.9 | 68.6 | 16.4 | 7.8 | 17.5 | 17.0 | 19.4 |
| 55~59 | 990.7 | 49.4 | 267.0 | 273.3 | 105.6 | 26.9 | 11.3 | 23.4 | 21.4 | 20.4 |
| 60~64 | 1,582.5 | 60.2 | 368.6 | 484.0 | 181.8 | 49.1 | 23.4 | 40.6 | 27.5 | 29.4 |
| 65~69 | 2,670.6 | 73.4 | 495.8 | 888.8 | 318.1 | 105.4 | 46.2 | 68.3 | 39.3 | 42.9 |
| 70~74 | 4,652.0 | 82.6 | 630.4 | 1,552.7 | 564.5 | 222.7 | 131.7 | 117.9 | 63.7 | 50.5 |
| 75~79 | 8,220.8 | 89.5 | 713.3 | 2,390.2 | 1,014.7 | 483.0 | 311.6 | 183.7 | 105.9 | 62.7 |
| 80歳以上 | 15,465.1 | 59.0 | 625.9 | 3,112.3 | 1,697.6 | 1,032.6 | 786.4 | 285.4 | 172.6 | 71.8 |

人口動態調査に基づく率で、男女各年齢階級別人口10万についてのもの。

第28表 死因別乳児死亡(昭和36年、35年)

| 死因 | 死因 | 昭和36年 | | | 昭和35年 | | |
|-------------------------|----|--------|---------|-------|--------|---------|-------|
| | | 乳児死亡数 | 乳児死亡率 | 割合 | 乳児死亡数 | 乳児死亡率 | 割合 |
| 総数 | | 45,448 | 2,864.8 | 100.0 | 49,293 | 3,069.2 | 100.0 |
| その他の新生児固有の疾患および性質不明の未熟児 | | 16,422 | 1,035.2 | 36.1 | 17,279 | 1,075.9 | 35.1 |
| 肺炎および気管支炎 | | 12,265 | 773.1 | 27.0 | 13,761 | 856.8 | 27.9 |
| 先天奇形 | | 3,072 | 193.6 | 6.8 | 3,056 | 190.3 | 6.2 |
| 胃炎、十二指腸炎、腸炎および大腸炎 | | 3,041 | 191.7 | 6.7 | 3,772 | 234.9 | 7.7 |
| 出生時の損傷、分べん後窒息および肺不全拡張 | | 2,546 | 160.5 | 5.6 | 2,494 | 155.3 | 5.1 |
| 不慮の事故 | | 1,250 | 78.8 | 2.8 | 1,315 | 81.9 | 2.7 |
| 閉鎖的ヘルニア | | 806 | 50.8 | 1.8 | 786 | 48.9 | 1.6 |
| 麻疹 | | 454 | 28.6 | 1.0 | 556 | 34.6 | 1.1 |
| 心臓の疾患 | | 310 | 19.5 | 0.7 | 299 | 18.6 | 0.6 |
| その他 | | 259 | 16.3 | 0.6 | 263 | 16.4 | 0.5 |
| その他 | | 5,023 | 316.6 | 11.1 | 5,712 | 355.7 | 11.6 |

人口動態調査による結果、昭和36年は毎月概数の年計分による。配列は昭和36年の死因順位。
乳児死亡率は出生10万についてのもの。

〔備考〕 各表の引用書および特に注意すべき事項をしるすと次のとおり。

第1表 厚生省大臣官房統計調査部：人口動態統計毎月概数，昭和37年12月分，昭和38年3月。

厚生省大臣官房統計調査部：人口動態統計毎月概数，昭和36年年計分，昭和37年8月。

厚生省大臣官房統計調査部：昭和30年人口動態統計，上巻，昭和32年3月。

厚生省人口問題研究所：最近の人口に関する統計資料，増補改訂第8版(第2分冊)，人口問題研究所研究資料，第129号，昭和33年11月。

注：率は人口問題研究所の算定による。出生，死亡，自然増加および婚姻，離婚の率算出に用いた人口は，各年10月1日現在のもので，それぞれ次による。

明治33年～大正8年は，内閣統計局：日本帝国人口動態統計，各年分に掲載の推計人口。

大正9年～昭和25年は，総理府統計局：大正9年～昭和25年都道府県人口の推計，昭和32年3月。

昭和26年～29年は，総理府統計局：昭和26年～29年各年10月1日現在都道府県人口の推計(改訂)，昭和37年7月。

昭和30年～35年は，総理府統計局：人口推計月報(特集)，昭和37年5月分，昭和37年8月。

昭和36年および37年は，総理府統計局：人口推計月報，昭和37年10月分，昭和37年12月。

ただし，大正9年，14年，昭和5年，10年，15年，22年(臨時)，25年，30年および35年は国勢調査人口。

第2表 厚生省大臣官房統計調査部：昭和35年人口動態統計，上巻，昭和37年8月。

第3表 次の各資料の実数に基いて，人口問題研究所が算定したもの。

昭和36年は，厚生省大臣官房統計調査部：上掲，人口動態統計毎月概数，昭和36年年計分。

昭和35年，30年は，第2表と同じもの。

率算出に用いた分母人口は，

昭和36年は，総理府統計局：昭和36年10月1日現在都道府県人口の推計，昭和37年3月。

昭和35年および30年は，総理府統計局：昭和35年国勢調査報告，第1巻，人口総数，昭和36年11月。

第4表 厚生省人口問題研究所：人口問題研究所年報，第7号，昭和37年度，昭和37年9月。

注：任意標準人口標準化法としては直接法と間接法があるが，ここで用いたのは間接法である。間接法は直接法の代用であり簡便法である。標準人口になにを使うかはその名のとおり任意であるが，ここでは昭和15年の全国人口が，その基本構造が標準人口として適当と考えられるので，これを用いている。

昭和15年の資料は次によっている。

男女別および有配偶女子の年齢別人口は，内閣統計局：昭和五年国勢調査報告，第一巻，人口，体性，年齢，配偶関係，出生地，民籍国籍，世帯，住居，昭和10年9月。

$f(x)$ および $m(x)$ 算定のための母の年齢別出生数，および年齢別男女死亡数は，内閣統計局：昭和五年父母ノ年齢別出生及死産統計，昭和10年3月，と内閣統計局編纂：昭和五年日本帝国人口動態統計，昭和16年10月。

第5表 厚生省大臣官房統計調査部：上掲，昭和35年人口動態統計，上巻。

第6表 第5表と同じ。

第7表 第5表と同じ，および上掲，昭和30年人口動態総計，上巻。

第8表～第13表 第5表と同じ。

第14表 第7表と同じ。

第15表 第5表と同じ。

第16表 人口問題研究所資料科：人口統計に関する算定結果，昭和38年1月。

厚生省人口問題研究所：上掲，最近の人口に関する統計資料，増補改訂第8版(第2分冊)。

注：出生率算出に用いた女子人口は，各年10月1日現在のもので，昭和35年および12年を除いては國

勢調査結果により、昭和35年は人口問題研究所推計人口(昭和35年6月推計)、12年は、昭和10年国勢調査による年齢別人口に第6回生命表の生存率を適用して推計したもの。なお、年齢不詳については年齢別人口を weight として案分、各年齢に含めてある。

出生数についても、母の年齢が15歳未満、50歳以上および不詳の出生数は、母の年齢15~49歳の各年齢の出生数によって案分しこれを含めた。また、昭和12年以前における庶子は母の年齢が不明のため、母の年齢15~49歳の各年齢別嫡出子および私生子の数によって案分して用いた。

第17表 第16表と同じ。

注：有配偶女子人口、母の年齢別出生数とも、第16表と同様に年齢不詳については、各年齢の数値を weight として案分して用いた（出生数は第16表と同じもの）。

第18表 第16表と同じ。

注：粗再生産率は女子の年齢別特殊出生率の合計で、1人の女子がその年次の割合で各年齢で出生しながら再生产年齢を経過すると考えた場合の子女数、総再生産率は、粗再生産率を女児のみについて考え、1人の女子が自分に代わって次の世代に母となるべき女児の数、純再生産率は、総再生産率の出生女児について、さらに各年次の死亡率を考え、生命表の生存数によって生き残って次の世代に母となるべき女児の数を示す。

安定人口動態率は、十分長い期間年齢別の出生率と年齢別死亡率が変わらずにつづき、その上流入も流出もなかったとした場合、その人口の年齢構成は安定したものになる。この一定の安定的年齢構成を実現した後においては、人口の普通出生率と死亡率とは一定し、したがってその自然増加率もまた一定する。このような構造をもつ人口を安定人口といい、それによって計算された動態率を安定人口動態率という。安定人口増加率は現在の人口が最終的に安定したときのその人口固有の増加率で、真の自然増加率ともいい、人口増殖力測定の指標として重要である。

計算に用いた $L(x)$ は、大正14年は第4回生命表、昭和5年は第5回生命表、昭和12年は第6回生命表、昭和22年以降は、人口問題研究所の各回簡速静止人口表による。

第19表～第20表 第5表と同じ。

第21表 第5表と同じ、および上掲、人口動態統計毎月概数、昭和36年年計分。

第22表 第5表と同じ。

第23表 厚生省大臣官房統計調査部：昭和36年優生保護統計報告、昭和37年8月。

厚生省大臣官房統計調査部：昭和34年衛生年報、昭和36年4月。

厚生省公衆衛生局精神衛生課：優生手術及び人工妊娠中絶年次別実施状況。

第24表 第21表と同じ。

第25表 第21表と同じ、および上掲、昭和30年人口動態統計、上巻。

注：死因分類はたびたび改正があり、年次別比較には完全な内容一致をみることがむずかしいが、本表はできるだけ現行分類に合致するようにまとめられている。死因内容の変化についての詳細は、昭和35年人口動態統計の上巻、44~45ページ参照。

第26表 第5表と同じ。

注：死因名は、紙幅の都合で簡略なものとしてあるが、省略分の正式の死因名は次のとおり。

脳卒中は中枢神経系の血管損傷、老衰は精神病の記載のない老衰、先天性弱質とはその他の新生児固有の疾患および性質不明の未熟児、胃腸炎は胃炎・十二指腸炎・腸炎および大腸炎、じん炎等はじめじん炎およびネフローゼ、出生時の損傷は出生時の損傷・分べん後窒息および肺不全拡張。

第27表 第5表と同じ。

第28表 厚生省大臣官房統計調査部：上掲、人口動態統計毎月概数、昭和36年年計分。

41 暦38. 2. 27 (2) 農漁村の部について 林 技官
ニューヨークにおいて開催の「第12回国連人口委員会」出席帰朝報告 館 技官
(調査部資料科)

研究資料の刊行

本誌第86号本欄記載以後の刊行研究資料は次のとおりである。

| <No. (発行年月日)> | <資料題名> | <担当者> |
|-------------------|--|-------------------|
| 152 (昭37. 10. 20) | 出生力の構造変動と再生産人口学の発展 ——欧米諸国における出生力の体制的変動の分析—— | 黒田 技官 |
| 153 (昭37. 12. 2) | 最近の人口に関する統計資料 増補改訂第8版(第3分冊その2) | 山口 技官 (調査部資料科) |

館所長韓国視察

館所長は、1962年11月30日より12月13日まで、ニューヨークのボビュレーション・カウンシルの要請のもとに、大韓家族計画協会の招きにより、国立公衆衛生院久保秀史、村松 稔両氏とともに、韓国を訪問、家族計画普及政策の概況視察を行なった。館所長の韓国滞在中の主要旅程はつぎのごとくであった。ソウル(11月30～12月6日)——保健所見学、保健社会部次官に面会、ソウル大学校公衆保健大学院人口問題研究所および付属病院見学、国立保健院見学、経済企劃院統計局長、経済計画局長および課長等より人口統計に関する事情聴取、国立化学研究所見学、ソウル商科大学校の教授・助教授の懇談会に出席、ソウル医師会で講演。大邱(12月6日～7日)——慶北大学校および東山キリスト病院見学、保健所長、家族計画指導員および一般医師の会合に出席。釜山(12月7日～8日)——医師会の会合に出席、保健所にて講演。ソウル(12月9日～13日)——延世大学校の教授との懇談会に出席、郊外の面における出生力調査を見学、東西製薬会社見学、大韓家族計画協会の最終討議に出席、経済企劃院の会合にて意見交換。

館所長第12回国連人口委員会に出席

館所長は、1963年2月4日より同15日までニューヨークの国際連合本部で開催された第12回国連人口委員会に出席した。今会期に代表の出席した国はつぎの18か国である。ベルギー、セイロン、中国、エルサルバドル、フランス、ガーナ、ギリシア、インド、イタリア、日本、メキシコ、シリア、ウクライナ、ソ連、アラブ連合(エジプト)、連合王国、アメリカ合衆国およびウルグアイ。その他オブザーバーとして、リビアおよびニーゴスラビアの2か国、ならびに専門機関よりILO、ユネスコ、FAOおよびWHO、協力民間団体より国際人口学会ならびに多数のキリスト教団体が参加した。アジェンダはつぎのとおりである。

1. 役員選挙
2. 議事日程の採択
3. 出生力を主眼とする世界人口の現状
4. 開発途上にある諸国を主眼とする人口および経済的・社会的発展
5. その他的人口学的調査研究の進ちょく
6. 人口学的地域活動
7. 世界人口センサス計画：調査結果の評価と分析
8. 人口会議
9. 人口の分野における1961～62年の活動の進ちょくおよび1963～64年の活動計画
10. 次回会期の時と場所
11. 経済社会理事会に対する報告の採扱

41 暦38. 2. 27 (2) 農漁村の部について 林 技官
ニューヨークにおいて開催の「第12回国連人口委員会」出席帰朝報告 館 技官
(調査部資料科)

研究資料の刊行

本誌第86号本欄記載以後の刊行研究資料は次のとおりである。

| <No. (発行年月日)> | <資料題名> | <担当者> |
|-------------------|--|-------------------|
| 152 (昭37. 10. 20) | 出生力の構造変動と再生産人口学の発展 ——欧米諸国における出生力の体制的変動の分析—— | 黒田 技官 |
| 153 (昭37. 12. 2) | 最近の人口に関する統計資料 増補改訂第8版(第3分冊その2) | 山口 技官 (調査部資料科) |

館所長韓国視察

館所長は、1962年11月30日より12月13日まで、ニューヨークのボビュレーション・カウンシルの要請のもとに、大韓家族計画協会の招きにより、国立公衆衛生院久保秀史、村松 稔両氏とともに、韓国を訪問、家族計画普及政策の概況視察を行なった。館所長の韓国滞在中の主要旅程はつぎのごとくであった。ソウル(11月30～12月6日)——保健所見学、保健社会部次官に面会、ソウル大学校公衆保健大学院人口問題研究所および付属病院見学、国立保健院見学、経済企劃院統計局長、経済計画局長および課長等より人口統計に関する事情聴取、国立化学研究所見学、ソウル商科大学校の教授・助教授の懇談会に出席、ソウル医師会で講演。大邱(12月6日～7日)——慶北大学校および東山キリスト病院見学、保健所長、家族計画指導員および一般医師の会合に出席。釜山(12月7日～8日)——医師会の会合に出席、保健所にて講演。ソウル(12月9日～13日)——延世大学校の教授との懇談会に出席、郊外の面における出生力調査を見学、東西製薬会社見学、大韓家族計画協会の最終討議に出席、経済企劃院の会合にて意見交換。

館所長第12回国連人口委員会に出席

館所長は、1963年2月4日より同15日までニューヨークの国際連合本部で開催された第12回国連人口委員会に出席した。今会期に代表の出席した国はつぎの18か国である。ベルギー、セイロン、中国、エルサルバドル、フランス、ガーナ、ギリシア、インド、イタリア、日本、メキシコ、シリア、ウクライナ、ソ連、アラブ連合(エジプト)、連合王国、アメリカ合衆国およびウルグアイ。その他オブザーバーとして、リビアおよびニーゴスラビアの2か国、ならびに専門機関よりILO、ユネスコ、FAOおよびWHO、協力民間団体より国際人口学会ならびに多数のキリスト教団体が参加した。アジェンダはつぎのとおりである。

1. 役員選挙
2. 議事日程の採択
3. 出生力を主眼とする世界人口の現状
4. 開発途上にある諸国を主眼とする人口および経済的・社会的発展
5. その他的人口学的調査研究の進ちょく
6. 人口学的地域活動
7. 世界人口センサス計画：調査結果の評価と分析
8. 人口会議
9. 人口の分野における1961～62年の活動の進ちょくおよび1963～64年の活動計画
10. 次回会期の時と場所
11. 経済社会理事会に対する報告の採扱

用 務：日本人口の動向、とくに死因別死亡の動向についての観察

連絡機関：日本ユネスコ国内委員会

○ Dr. Anibal del Campo

所 屑：Prof. of Philosophy, Member of Unesco, National Commission, Rogue Graseras 611,
Montevideo, Uruguay.

年 月 日：1963年2月22日

用 務：日本人口の動向、とくに死因別死亡の動向についての観察

連絡機関：日本ユネスコ国内委員会

(調査部資料科)

第14回日本人口学会の開催

日本人口学会第14回総会ならびに研究発表会は、昭和37年5月17、18の両日日本大学経済・商学部新館において開催された。総会では任期満了による役員の改選が行なわれ、今期の役員として下記の諸氏が選出された。

会長

永井 亨

理事(○印は常務理事を示す)

林 恵海

○古屋 芳雄

小山 栄三

○水島 治夫

○森田 優三

南 亮三郎

永井 亨

岡崎 文規

曾田 長宗

○館 稔

東畠 精一

山中 篤太郎

監事

寺尾 琢磨

美濃口 時次郎

研究発表会およびシンポジウムにおいて行なわれた報告題名および報告者を示すと次のとくである。

第1日(5月17日)

○研究発表

1. 韓国の人団増加について……………中央大学 南 亮三郎
" 石 南 国
2. アイルランド人口の一研究……………中央大学 岡 田 実
3. 人口動態事象の発生から届出までの期間の観察と統計編整の
包括範囲について……………厚生省統計調査部 角 田 厲 作
4. 婚姻統計における届出と挙式のずれについて……………厚生省統計調査部 上 田 耕 三
" 福 島 純
" 丸 山 てるみ
5. 慢性疾患の人口学的、社会経済的特性に関する1つの仮説……………人口問題研究所 黒 田 俊 夫
" 萩 野 嶋 子
6. 明治36年以降府県別死亡構造の動向……………久留米大学 安 信 弘 穀
" 矢 野 邦 夫
7. 日本における最近の死亡率減少のリタルディション現象……………国立公衆衛生院 曾 田 長 宗
" 平 山 雄
" 木 村 正 文
" 厚生省統計調査部 角 田 厲 作

| | | |
|--|---|-------------------------------------|
| 8. 出生力調査方法論——一つの提案—— | 人口問題研究所 毎日新聞社 | 黒田俊夫 野田実 |
| 9. わが国1890～1920年の出生数と総出生率(General Fertility Rate)の推計——『人口転換』法則との関連によせて—— | 慶應義塾大学 | 安川正彬 |
| 10. 戦後農村出生力の低下形態 | 人口問題研究所 | 皆川勇一 |
| 11. 差別出生力に関する研究 | 人口問題研究所 | 黒田俊夫 |
| ○シンポジウム | | |
| 1. 人工妊娠中絶防止の再検討 | 座長・日本家族計画連盟 人口問題研究所 国立公衆衛生院 東京大学 都立墨東病院 | 古屋芳雄 篠崎信男 久保秀史 森山豊 古沢嘉夫 |

第2日(5月18日)

○研究発表

| | | |
|---|---------------|--------------|
| 12. 人口移動法則300年——Graunt 初版発行300年を記念して | 人口問題研究所 | 館 稔 小山美紗子 |
| 13. 家族経済から見た人口移動の経済的ポテンシャル | お茶の水女子大学 | 伊藤秋子 |
| 14. 館博士の「人口移動ポテンシャル」に関する理論的コメント | 橋 大学 神奈川大学 | 南亮進 小野旭 |
| 15. わが国の地域的人口変動の形式人口学的研究 | 法政大学 | 鈴木啓祐 |
| 16. 人口の「地域流动表」とその利用について | 人口問題研究所 | 岡崎陽一 |
| 17. Economic Take-Off の人口要因——マルサス的均衡の安定性 | 橋 大学 | 南亮進 |
| 18. 勞働力人口の将来推計について | 人口問題研究所 | 浜英彦 |
| 19. 1930年、1955年職業別人口の比較について ——1930年国勢調査職業別人口の暫定的組み替え | 人口問題研究所 | 小林和正 |
| 20. 初期生産年齢人口を中心としてみた差別移動に関する研究 | 人口問題研究所 | 上田正夫 |
| ○シンポジウム | | |
| 2. 大都市人口をめぐる諸問題 | 座長・慶應義塾大学 | 寺尾琢磨 |
| (1) 人口学的側面 | 人口問題研究所 | 浜英彦 |
| (2) 経済および財政学的側面 | 東京都立大学 | 柴田徳衛 |
| (3) 社会学的側面一般 | 東京教育大学 | 安田三郎 |
| (4) 社会生態学的側面 | 慶應義塾大学 | 矢崎武夫 |
| (5) 社会心理学的側面 | 法務総合研究所 | 橋本重三郎 |
| (6) 精神医学的側面 | 東京大学 | 井上英二 |
| (7) フィジカル・プランニングの側面 | 東京大学 | 高山英華 |

(調査部資料科)

第4回日本老年社会科学会総会の開催

昭和37年11月3日および4日の両日、日本都市センターにおいて第4回日本老年社会科学会総会が開催された(大会会長館 稔博士)。両日とも、一般研究報告のほか特別講演ならびにシンポジウムが行なわれたが、実施されたプログラムの詳細は下記のとおりである。

第1日(11月3日)

○一般研究報告

- | | | |
|--|----------------|------------------------------|
| 1. 人口調査に現われた老人人口の諸特性 | 厚生省統計調査部 | 上田耕二 |
| 2. 生命表における確率の導入 ——高年齢層における平均余命の補正 | 厚生省統計調査部 | 田上和子 |
| 3. 老年男子人口の就業構造について | 人口問題研究所 | 小林和正 |
| 4. 石油コンビナートの都市における老人問題(第1報告) (1) 四日市市における人口動態からみた老人問題 | 四日市市老人福祉問題研究会 | 土井久雄 青木之進 |
| 5. 石油コンビナートの都市における老人問題(第1報告) (2) 四日市市における老年者の死亡率について | 四日市市老人福祉問題研究会 | 松井銀吉 田中正夫 |
| 6. 中高年労働力の変動に関する一研究 | 人口問題研究所 | 志水清 |
| 7. 老齢被爆白山労務者の社会医学的観察 | 広島大学原爆放射能研究所 | 渡辺嶽男 伊藤定八 山本脩治 渡辺正治 |
| 8. 老齢原爆被爆者の生活構造 | 広島大学原爆放射能研究所 | 渡辺正治 |
| 9. 老年期の心理学的研究 | 慶應義塾大学 千葉大学 | 荒井保男 青木孝悦 |
| 10. 老人教育についての私見 | 大阪大学 | 橋詠勝 |
| 11. チャートによる老年社会科学の現況とその批判 | 寿命学研究会 | 渡辺定 |

○特別講演

- | | | |
|----------------------|-----------|------|
| 1. 愛憎の心理 | 東京工業大学 | 宮城音弥 |
| ○シンポジウム | | |
| 1. 老年の経済学 | 座長・慶應義塾大学 | 寺尾琢磨 |
| (1) 経済学からみた人口老年化の諸問題 | 人口問題研究所 | 黒田俊夫 |
| (2) 老年の経済学の諸問題 | 一橋大学 | 坂本三郎 |
| (3) 老年保障の経済学的見地 | 慶應義塾大学 | 大熊一郎 |
| (4) 人口老年化と雇用 | 慶應義塾大学 | 安川正彬 |

第2日(11月4日)

○一般研究報告

- | | | |
|---|----------|---------------------------------------|
| 12. 英国老人の生活状況 | 厚生省統計調査部 | 小林迪夫 |
| 13. 失対事業と老人 | 厚生省社会局 | 森幹郎 |
| 14. 集合住宅における老人問題 | 大阪市立大学 | 栗原嘉一郎 有田信雄 多湖進 溝神宏至朗 |
| 15. 尼崎市における老人の読書構造 ——公共図書館網の計画との関連について | 大阪市立大学 | 栗原嘉一郎 有田信雄 多湖進 中根賢哉 溝神宏至朗 |
| 16. 最近日本における有料(軽費)老人ホームの実態 | 大阪養老院 | 岩田克夫 |
| 17. 有料老人ホーム入所者の実態調査 | 浴風会 | 岸沢威夫 |

| | | |
|----------------------------|-----------|-------|
| 18. 農山村の講が老の老人クラブとしての機能 | 実践女子大学 | 福田 邦夫 |
| 19. 老親の生活様式と余暇活動 | 中央大学 | 那須 宗一 |
| 20. 老人福祉の一環としての家庭奉仕員(中間報告) | 東洋大学 | 塚本 哲 |
| 21. ナーシングホームの実態について | 十字の園 | 鈴木 生二 |
| ○特別講演 | | |
| 2. 老年福祉学の動向について | 東海大学 | 大間知千代 |
| ○特別報告 | | |
| 後期壮年増調査の結果について | 厚生省統計調査部 | 日井 雄重 |
| ○シンポジウム | | |
| 2. 老人のすまい | 座長…寿命学研究会 | 渡辺 定 |
| (1) 建築学の立場から見た老人の住まい | 日本大学 | 木下 茂徳 |
| (2) 地域社会における老人のすまい | 慈愛園 | 杉村 春三 |
| (3) 老人の住いとしての養老施設の問題点 | 大阪養老院 | 岩田 克夫 |
| (4) 老人のすまいに関する問題点 | 評論家 | 石垣 純二 |
| (5) 家族制度の中におけるすまいの概念 | 東洋大学 | 塚本 哲 |

(調査部資料科)

日本統計学会第30回大会の開催

日本統计学会第30回大会は、昭和37年9月13日、14日の両日、仙台市、東北大學において開催された。この大会では John Graunt (1620~1674) の "Natural and political observation..." の初版刊行から300年記念の意味を含めて、次のような記念講演ならびに共同研究が行なわれた。

記念講演は、中山伊知郎、北川敏男、桜川七郎の諸氏によるもので、とくに松川氏の題目は、次のとおりであった。

近代統計学の創始300年——J. グラント「諸觀察」(1602年)の意味するもの

また、共同研究のテーマは、「統計学の発達をめぐって」であり、次の諸報告が行なわれた。

数理統計学における最近の思潮について 竹内 啓・閑谷 一章

人口統計300年 細谷 順一・館 稔

集団叙述論 水谷 一雄

一般報告として数理、社会・経済にわたる31題の研究発表が行なわれたが、それらのうち、人口に関するものとして次の報告があった。

わが国1890~1920年の出生数と総出生率の推計 安川 正彬

最近の人口移動と年齢・産業構造の変化との関係 上田 正夫

(上田調査部長)

第7回国際家族計画会議の開催

1963年2月10日より16日まで、シンガポールにおいて第7回国際家族計画会議 (7th International Conference on Planned Parenthood) が開催され、本研究所より研究部第1科長篠崎信男技官がこれに出席した。この会議は40地域より300余名の参加の下に開かれた。会議の総括テーマは Changing Patterns in Fertility である。篠崎技官は第6日目(2月15日)の“人工妊娠中絶の役割，The role of abortion”に関する研究分科会の講師として活躍した。会議の概要については、本誌本号に掲載の篠崎技官執筆の概況報告を参照されたい。